

飯能市文化財保存活用地域計画

(令和6年度～令和15年度)



山



町



里

令和6年(2024)7月認定

飯能市
飯能市教育委員会

飯能市文化財保存活用地域計画

（令和6年度～令和15年度）

令和6年（2024）7月認定

飯能市

飯能市教育委員会

はじめに

本市では、平成 30 年 6 月、文化財保護法の改正により、文化財を総合的に保存と活用を図るための計画として文化財保存活用地域計画を作成し、文化庁の認定を受けることができるようになったことにより、令和 3 年度から 3 か年をかけ、「飯能市文化財保存活用地域計画」の作成を進め、令和 6 年 7 月に文化庁の認定を受けました。

本計画では、これまで連綿と守り受け継がれてきた飯能地域遺産をこの先もずっと保存・継承していくため、今、私たちが何をすべきかを長期的な視点で記載いたしました。現在の社会情勢は、急速な少子化と高齢化が進み、市内でも地域によっては、人口や年齢構成などに大きな格差が見られています。

そのため、これまでは地域の住民によって守り伝えられてきたお祭りや行事、檀家や氏子によって守られてきた寺や神社など、地域と密接に関係しあうことで保存・継承されてきた様々な歴史文化が消滅の危険に晒されています。

行政として、これらの歴史文化を保存・継承していく責任を強く感じてはおりますが、住民の方々のお力添えなくしては、後世へと守りぬいていくことはできません。本計画では、市民、民間の団体及び専門家など多くの方々に積極的にご参加いただくことを前提として、それぞれの役割に沿った施策を記載いたしました。

これまでに、多くの方々のご理解とご協力を賜り、飯能市の歴史文化が守られてまいりましたが、今後はこれまで以上に多くの方々の協力を頂かなければ、保存・継承していくことはできません。様々な立場の方々にご協力を頂きながら、この計画を実施してまいりたいと考えておりますので、今後ともさらなるご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画書の作成にあたり、文化庁文化資源活用課広域文化観光部門観光・まちづくりグループ、埼玉県教育局市町村支援部文化資源課、飯能市文化財保護審議委員会、飯能市文化財保存活用地域計画策定協議会の皆様をはじめ、ご尽力賜りました関係各位に心から感謝申し上げます。

令和 6 年（2024）7 月

飯能市長 新井 重治

あいさつ

飯能市内には、福德寺阿弥陀堂や木造軍荼利明王立像（常楽院）といった国指定重要文化財をはじめ、埼玉県指定文化財が約 30 件、飯能市指定文化財が約 70 件ありますが、その指定文化財の内訳は、建造物や美術工芸品、有形・無形の民俗文化財、遺跡や名勝地、植物など多岐にわたっています。指定を受けた文化財に加え、約 30,000 件を超える未指定の文化財、200 件余のその他の地域遺産を包括して「飯能地域遺産」と定義し、これらを保存・活用するため「飯能市文化財保存活用地域計画」を作成いたしました。

本市は、埼玉県の南西部に位置し、西に外秩父山地、東には飯能台地が広がり、高麗川、入間川の一級河川が西の山地部に端を発し南東部の台地へ流れ出ています。河川の浸食により山地部では深い谷に沿って狭く細長い段丘が形成され、台地部では広い複数の段丘面が発達するなど、変化に富んだ地形を有しています。この特徴的な地形が本市の歴史文化を生み、育てまいりました。本計画では、「山」「町」「里」、街道や川が結んだ「道」を舞台に互いに関わりあうことで醸成された歴史文化を、14 の特性にまとめ、そのストーリーとして関連性の高いものを 5 つの関連文化財群として設定しています。飯能市の歴史文化の理解を深めるための 5 つの物語と言えます。ぜひお読みいただき、本市の歴史を理解する一助にさせていただきたいと思います。

本計画は、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 か年の計画です。「飯能地域遺産を発見し、守り、活用するー地域みんなが愛着と誇りを感じられる、魅力にあふれ活力あるまちー」を将来像と定め、飯能市、市民、所有者、各種団体及び専門家など多様な主体が協力し合い、地域総がかりで取組んでいく計画となっています。教育分野だけに限らず様々な場面で、「地域みんな」を取り込み、飯能地域遺産をその地域の将来に活かすような取組を進めてまいります。

これまで本計画に携わってこられた皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後も継続したお力添えをよろしく願いいたします。

令和 6 年（2024） 7 月

飯能市教育委員会教育長 中村 力

例 言

- 1 本計画は、飯能市の文化財を保存・活用するため、文化財保護法第 183 条の 3 に基づく、文化財保存活用地域計画として、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（令和 5 年 3 月変更）に基づいて作成した。
- 2 本計画は、「埼玉県文化財保存活用大綱」を勘案しつつ、「飯能市総合振興計画」を反映するとともに、「飯能市教育大綱」及び「飯能市教育振興基本計画」などの教育分野の指針や、「飯能市都市計画マスタープラン」「飯能市景観計画」「飯能市環境基本計画」「飯能市地域防災計画」、その他の関連計画との整合を図った。
- 3 本計画の作成にあたっては、文化財保護法 183 条の 9 に基づき、「飯能市文化財保存活用地域計画策定協議会」（令和 3 年度から令和 5 年度）を新たに組織し、事務局を飯能市教育委員会教育部生涯学習課が担当した。
また、文化庁文化資源活用課広域文化観光部門にご指導・助言をいただいた。
また、埼玉県教育局市町村支援部文化資源課にご助言をいただき、飯能市文化財保護審議委員会には、意見聴取をさせていただいた。さらに、市内関係団体、多くの市民の皆様などからの指導・助言をいただいた。
令和 6 年 1 月 5 日から 1 月 18 日までパブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見をいただき、これを反映させた。
- 4 本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 か年である。
- 5 本計画の執筆は、飯能市教育委員会教育部生涯学習課文化財担当及び飯能市立博物館の担当者が行った。
また、図の作成と編集については、事務局から委託を受けた株式会社フジヤマが行った。
- 6 本計画の作成にあたっては、令和 3 年度から令和 6 年度にかけて、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）を活用して作成した。

目次	
序章 計画作成の目的と位置づけ	1
第1節 計画作成の背景と目的	2
第2節 用語の定義	4
第3節 計画作成の経緯と検討体制	6
第4節 地域計画の位置づけ	9
第5節 計画期間と計画の評価・見直し	20
第1章 飯能市の概要	21
第1節 自然的・地理的環境	22
第2節 社会的環境	32
第3節 歴史的背景	40
第2章 飯能地域遺産の概要と特徴	55
第1節 飯能地域遺産の概要	56
第2節 指定等文化財の概要と特徴	57
第3節 未指定文化財の概要と特徴	70
第4節 その他の地域遺産の概要と特徴	86
第3章 飯能市の歴史文化の特性	89
第1節 「山」・「町」・「里」が織りなす歴史文化	90
第2節 歴史文化の特性 14のテーマ	92

次	
第4章 飯能地域遺産の調査成果	109
第1節 既存調査の内容	110
第2節 既存調査の成果と課題	116
第5章 飯能地域遺産の保存・活用	119
第1節 保存・活用の現状	120
第2節 保存・活用の将来像	134
第3節 保存・活用の課題	136
第4節 保存・活用の方針	143
第5節 保存・活用の措置	148
第6章 関連文化財群	157
第1節 関連文化財群の設定	158
第2節 関連文化財群のストーリーと構成要素	160
第3節 関連文化財群の保存活用計画（課題・方針・措置）	179
第7章 飯能地域遺産の保存・活用の推進体制	201
第1節 各主体の役割及び体制整備の方針	202
第2節 地域計画の推進体制	204
第3節 緊急時の推進体制	210

挿図目次

図序-1 地域計画の対象とする「飯能地域遺産」のイメージ	5
図序-2 地域計画の位置づけ	9
図序-3 SDGsの17の目標	18
図1-1 飯能市の位置図	22
図1-2 飯能市の地区区分	22
図1-3 埼玉県の地形区分図	23
図1-4 飯能市の表層地質	24
図1-5 飯能市の水系図	25
図1-6 平均気温と月降水量	26
図1-7 市町村合併変遷図	32
図1-8 人口と年齢構成の推移	33
図1-9 土地利用構想図	34
図1-10 公共交通網	36

図1-11 産業別就業人口の推移	38
図1-12 観光入込客数の動向と目標	39
図2-1 「飯能地域遺産」の概念図	56
図2-2 指定等文化財分布図	58
図2-3 市内の埋蔵文化財包蔵地の分布	85
図3-1 山・町・里の関係	91
図6-1 構成要素の分布	163
図6-2 構成要素の分布	166
図6-3 構成要素の分布	170
図6-4 構成要素の分布	174
図6-5 構成要素の分布	178
図7-1 計画の推進体制	204
図7-2 緊急時の連絡体制図	211





第1節 計画作成の背景と目的

1 背景

飯能市（以下、「本市」という。）は、埼玉県の南西部、東京都心から約50kmに位置します。西武池袋線で都心から1時間以内という好立地から、高度成長期以降は人口増加が顕著となり、平成12年（2000）にはピークとなる85,886人を数えました。しかし、現在の人口は、減少傾向にあり、令和6年（2024）1月1日現在では、約78,000人まで減少し、ピーク時から10%程度減少している状況です。また、平成26年（2014）5月に日本創成会議人口減少問題検討分科会が実施した将来人口試算では、「消滅可能性都市」の一つに挙げられるなど人口減少への対応は喫緊の課題となっています。

一方、本市の歴史文化に目を向けると、人口増加時には、市街地を中心とした宅地開発、区画整理事業、道路整備などにより、旧道の^{つじ}に置かれていた石仏や石塔の移設や保存が課題となってきました。平成13年度（2001）以降は、人口減少や地域住民の流入出、核家族化の進行、ライフスタイル、価値観の変化などにより、地域のコミュニティの希薄化が進み、これまで地域で受け継がれてきた風習や行事が失われていく可能性が高まっています。これらを要因として、特に本市では、獅子舞や神楽などの郷土芸能の担い手の減少、地域で守られてきた寺社や堂庵、石仏や石塔などの荒廃が見受けられるようになってきました。市域の75%が森林である本市では、^{かみなぐり}上名栗の白岩集落のように、山間地域の一部では、廃村となった地域や限界集落といわれるような地域も認められるようになり、現実的に地域の文化財を守る担い手がいなくなっています。近年では、文化財の継承において、これまでとは異なる日時ややり方により祭礼や郷土芸能、行事が行われるなど、時代に適応して次世代へ継承していく努力がなされている事例も認められるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による祭礼や継承活動の中止など、継続が重要である郷土芸能に与える影響は甚大であり、喫緊の対策が必要となっています。

他方、全国的な取組についてみると、観光地化された文化財関連施設には、外国人を含めた多くの観光客が訪れ、来訪者の増加に伴う地域の活性化や交流人口の増加が、地域のアイデンティティの醸成に寄与するなどの好循環もみられています。本市においても、文化財を観光資源やまちづくりに生かす地域も見られるようになってきました。

このようななか、国では平成30年（2018）6月に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、改正法が平成31年（2019）4月に施行されました。本改正では、これまで保存を重視してきた文化財保護施策に対し、文化財を活用する観点を積極的に取り入れることで、保存と活用の両輪で取組む文化財保護を、地域社会総がかりで取組んでいくことの重要性が謳われることとなりました。また、改正法では、『市町村の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（中略）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。』

（第183条の3）として、文化財保存活用地域計画の作成と文化庁認定に関する規定が新たに設けられました。

これらのことを背景にして、今後は、文化財の保存とともに、それらを活用していくことも積極的に展開していくことが重要となります。

2 目的

文化財保存活用地域計画は、各地方公共団体が、域内の飯能地域遺産を総合的に保存、活用することにより、地域の特徴を生かした地域振興や文化財の継承につなげることを目的として作成するものです。

これまで本市では、飯能地域遺産について、市政の最上位計画である「飯能市総合振興計画」をはじめ、文化財保護を含む教育分野の指針となる「飯能市教育大綱」及び「飯能市教育振興基本計画」などにおいて飯能地域遺産の保存・活用の推進を位置づけ、特に文化財の保存活動に対して支援を行ってきました。

しかし、前述した人口減少や地域のコミュニティの希薄化などを背景に地域の歴史文化の継承が困難となっていることから、行政を主体とした取組だけでなく幅広い主体の連携により、共通の目的に向かって飯能地域遺産の保存・活用を図っていくことが重要となっています。

このような状況を踏まえ、本市では、文化財保護法第183条の3に基づき、地域の飯能地域遺産を保存・活用していくために「飯能市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）を作成することとしました。

文化財保存活用地域計画は、飯能地域遺産の総合的な保存・活用に関する中・長期的な将来像や基本方針を定めるマスタープラン、及び短期的に実施する具体的な取組（措置）を定めるアクションプランで構成されます。

地域計画は、地域のコミュニティを核としながら、行政、民間団体、域外の市民を取り込み、社会全体で飯能地域遺産の保存・活用を図ることで、地域全体が歴史文化に親しみ、守り、愛着と誇りを感じるとともに、飯能地域遺産の活用によって魅力と活力にあふれた飯能市の実現を目指します。



第2節 用語の定義

はじめに、地域計画の対象とする「飯能地域遺産」などの用語について整理します。

歴史文化 歴史文化とは、地域の歴史的・文化的所産と、それにかかわる様々な事象を幅広くとらえるものです。それは、単体で形成されるものではなく、自然環境や周囲の景観、地域の歴史、そこで行われる人々の伝統的な活動などと密接に関係しています。地域計画では、飯能の歩んできた歴史そのものや、歴史の中で育まれ、地域のアイデンティティとなる文化的要素を含め、これらを包括する用語として「歴史文化」と定義します。

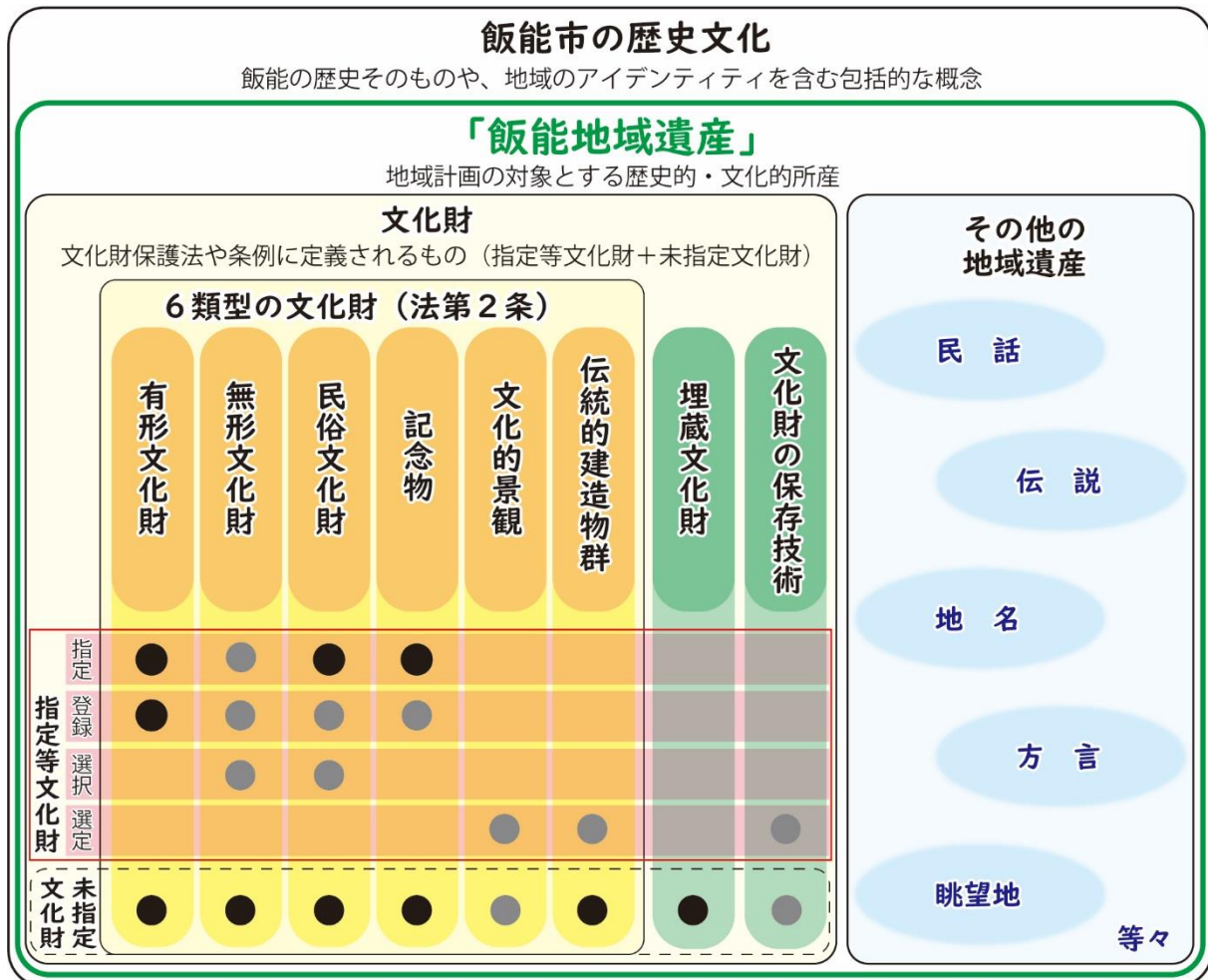
飯能地域遺産 飯能地域遺産は、文化財とその他の地域遺産の両方を含んだものです。文化財は、地域の歴史的・文化的所産のうち法や条例の基準を満たしたものであり、歴史文化にかかわるすべてのモノ（有形の所産）やコト（無形の所産）が含まれるものではありません。そのため地域計画では、地域が大切に守り、継承してきた歴史文化にかかわるすべてのモノやコト（その他の地域遺産）を一体的にとらえ、「飯能地域遺産」と定義します。

文化財 歴史文化に関して最も一般的に用いられる用語は、文化財保護法（以下、「法」という。）で定義される「文化財」です。法第2条では、歴史上、学術上その他の価値が高い所産について、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型を「文化財」と定義し、法第1条では「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」を目的としています。また、法第92条では土地に埋蔵している文化財を「埋蔵文化財」と定義し、保護の対象としています。さらに、法第147条では、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」として選定し、保持者や保存団体を認定し保護の対象としています。地域計画では、法に基づく「文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）」「埋蔵文化財」「文化財の保存技術」を合わせ、「文化財」と定義します。

指定等文化財 文化財の中で特に重要なものは、市や県の条例に基づく指定等（指定・登録・選定・選択・決定）の対象となり、さらに国にとって重要なものについては、法に基づく指定等の対象となり、その保存・活用が図られています。地域計画では、指定等の対象となっている文化財を「指定等文化財」と定義します。

未指定文化財 法に定める文化財の類型に該当しても、すべてが指定等の対象となるわけではなく、そのほとんどは未指定の文化財として存在し、十分な保存・活用が図られていないことが実情です。地域計画では、これらの文化財を「未指定文化財」と定義します。

その他の地域遺産 法や条例において「文化財」として定義されないものの、大切な歴史文化として守るべき地域の歴史的・文化的所産（民話や伝説、本市特有の地名や方言、地域を象徴する眺望地など）を「その他の地域遺産」と定義します。



● 対象となる制度があり、市域に該当する文化財の存在するもの（未指定文化財は、存在が確認されているもの）

● 対象となる制度はあるが、市域に文化財が存在しないもの（未指定文化財は、存在が確認されていないもの）

※ 図に掲載したもの以外に、周知の埋蔵文化財包蔵地である遺跡のうち、特に歴史上又は学術上価値が高いものとして、埼玉県教育委員会が選定した「県選定重要遺跡」が本市に1件所在する（詳細については、第2章第2節を参照）。

図序-1 地域計画の対象とする「飯能地域遺産」のイメージ



第3節 計画作成の経緯と検討体制

1 計画作成の経緯

地域計画の作成にあたり、令和3年度（2021）から飯能市文化財保存活用地域計画策定協議会、飯能市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会、飯能市文化財保護審議委員会を次のとおり開催し、委員からの意見聴取、計画の具体的内容についての検討と審議を行いました。

加えて、令和5年度（2023）には市内の主要な文化財の保護団体（5団体）へのヒアリングを実施し、令和5年度（2023）には計画案に対する市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

（1）飯能市文化財保存活用地域計画策定協議会

日時	回数	場 所	主な議題
令和3年 11月2日	第1回	飯能市立博物館 学習研究室	会長・副会長の選出・計画作成のスケジュール 市の歴史の特徴について
令和4年 8月30日	第1回	富士見地区行政センター 第1会議室	飯能地域遺産の定義について 計画の対象とする飯能地域遺産について
令和4年 12月26日	第2回	富士見地区行政センター 第1会議室	計画の対象とする飯能地域遺産について 地域計画の施策について
令和5年 3月30日	第3回	富士見地区行政センター 第2会議室	地域計画（叩き台）について
令和5年 7月28日	第1回	富士見地区行政センター 第1会議室	地域計画（叩き台）について

令和5年度第2回は、令和5年11月に資料を送付し、書面にて開催した。

（2）飯能市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会

日時	回数	場 所	主な議題
令和5年 6月27日	第1回	富士見地区行政センター 第2会議室	本検討委員会について 飯能市文化財保存活用地域計画について 地域計画（叩き台）について
令和5年 7月～8月	—	各課所館	地域計画（叩き台）の協議・修正作業

令和5年度第2回は、令和5年11月に資料を送付し、書面にて開催した。

（3）飯能市文化財保護審議委員会

日時	回数	場 所	主な議題
令和3年 8月4日	第1回	富士見地区行政センター 第1会議室	地域計画作成スケジュール・作成協議会設置の報告
令和3年 12月9日	第2回	市役所別館 会議室2	第1回協議会の報告 地域計画作成作業の進捗状況報告
令和4年 2月25日	第3回	市役所別館 会議室2	地域計画作成作業の進捗状況報告
令和4年 7月27日	第1回	市役所別館 会議室1	市の歴史文化特徴について、 地域計画作成作業の進捗状況報告

日時	回数	場 所	主な議題
令和5年 3月22日	第3回	市役所別館 会議室3	飯能市文化財保存活用地域計画（叩き台）について
令和5年 7月11日	第1回	市役所別館 会議室1	飯能市文化財保存活用地域計画（叩き台）について
令和5年 9月26日	第2回	市役所別館 会議室2	飯能市文化財保存活用地域計画（案）について
令和6年 3月13日	第3回	市役所別館 会議室1	飯能市文化財保存活用地域計画（案）について

令和4年度第2回は、令和5年1月に資料を送付し、書面にて開催した。

（4）団体ヒアリング

日時	回数	対象	主な内容
令和5年 8月29日	第1回	飯能市郷土芸能保存会	飯能市文化財保存活用地域計画（案）について
令和5年 9月22日	第2回	飯能市エコツーリズム推進協議会	飯能市文化財保存活用地域計画（案）について
令和5年 9月22日	第2回	NPO法人 埼玉ハンノウ大学	飯能市文化財保存活用地域計画（案）について
令和5年 9月22日	第2回	飯能の地域遺産を活かす会	飯能市文化財保存活用地域計画（案）について
令和5年 9月22日	第2回	ヘリテージマネージャー	飯能市文化財保存活用地域計画（案）について

（5）パブリックコメント

日時	対象	主な内容
令和6年 1月5日～1月18日	飯能市民	飯能市文化財保存活用地域計画（案）について

2 検討体制

地域計画の作成にあたり開催した飯能市文化財保存活用地域計画策定協議会、飯能市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会、飯能市文化財保護審議委員会の構成委員は、次のとおりです。

（1）飯能市文化財保存活用地域計画策定協議会

氏 名	団体名・役職	備 考
宮瀧 交二	大東文化大学教授	
鈴木 得常	長光寺住職(文化財所有者)	
川合 真吾	飯能市郷土芸能保存会会長	
清水 澄一	飯能郷土史研究会推薦	
中藤 栄寿	飯能市立博物館市民学芸員推薦	
小津 清嗣	飯能市文化協会推薦 幹事	
吉田 行男	飯能商工会議所会頭	
井上 満	飯能市自治会連合会推薦	令和3・4年度
天野 貞治	飯能市自治会連合会推薦	令和5年度



氏 名	団体名・役職	備 考
沼崎 修一	一般社団法人奥むさし観光協会事務局長	
戸邊 優美	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課推薦	令和3・4年度
須田 大樹	埼玉県教育局市町村支援部文化資源課推薦	令和5年度
大野 悟	生涯学習スポーツ部長	令和3年度
新井 洋一郎	教育部長	令和4・5年度
吉田 昌弘	教育部長	令和5年度
尾崎 泰弘	博物館長	

(2) 飯能市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会

所 属	役職	氏 名	調整項目	備 考
委員長 教育部	部長	新井 洋一郎		
副委員長 産業環境部	部長	佐野 勇		
防災危機管理室	室長	町田 博幸	防災関係	
企画課	課長	利根川 忠宏	総合振興計画及び各種計画関係	
広報情報課	課長	都築 洋司	文化財の情報発信関係	
市民協働推進課	参事	大橋 はるか	自治会関係、まちづくり活動関係	
産業振興課	課長	大久保 雅人	商工関係	
観光・エコツーリズム推進課	参事	吉田 昌弘	観光関係、エコツーリズム関係	
ふるさと納税課	課長	小林 恵理	ふるさと納税関係	
環境緑水課	課長	関田 賢二	環境計画関係	
都市計画課	参事	木崎 晃典	都市計画マスタープラン関係	
建築課	課長	斉藤 昌幸	景観関係	
学校教育課	参事	中井 健一	学校教育関係	
図書館	館長	紫藤 悦子	郷土資料関係	
博物館	館長	尾崎 泰弘	文化財保存、活用関係	

(3) 飯能市文化財保護審議委員会

氏 名	役 職 等	専 門
須田 勉	国土舘大学名誉教授	考古・日本史学
羽生 修二	東海大学名誉教授	建築
林 宏一	元東京家政大学教授	仏教研究
大野 亮弘	飯能市文化協会会長	仏教美術
岡部 知子	木造建築研究	木造建築
小槻 成克	郷土芸能研究	郷土芸能
木村 立彦	元所沢市史編纂室	地方史研究
倉川 博	関東平野西縁丘陵団体研究グループ	地学
小峰 孝男	三代目若松若太夫	民俗学・地方史研究
柳 正博	元県立歴史と民俗の博物館副館長	民俗学
高澤 等	日本家紋協会会長	歴史研究

大野亮弘（令和5年6月30日まで）

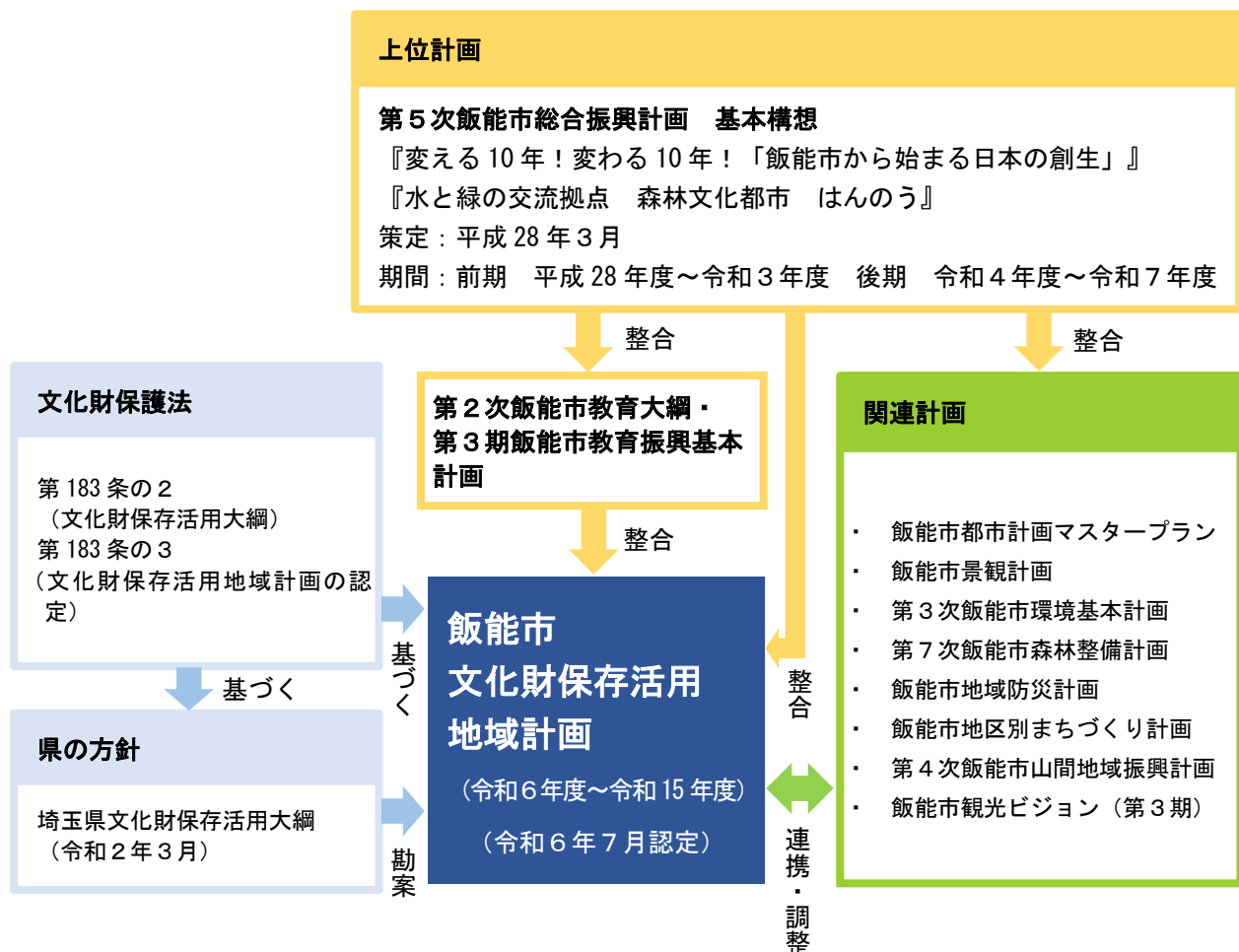
高澤等（令和5年7月1日から）

第4節 地域計画の位置づけ

文化財保存活用地域計画は、法に位置づけられた行政計画であり、市政の最上位計画である飯能市総合振興計画や、教育分野の上位計画である教育大綱・教育振興基本計画のもとに体系づけられるものであり、これらと整合を図っています。

また、地域計画は、飯能地域遺産の総合的な保存・活用に関する中・長期的な将来像や基本方針を定めるマスタープラン、及び短期的に実施する具体的な取組（措置）を定めるアクションプランとして、県の方針である埼玉県文化財保存活用大綱とも整合を図っています。

さらに、地域計画は、飯能地域遺産の保存・活用を推進するにあたって、その他の関連計画との整合を図っています。具体的には、まちづくりや観光、防災など多岐にわたる分野について扱うものであることから、次の図に示すとおり、他分野の関連計画との連携・調整のもと、地域計画に掲げる取組を推進していきます。



図序-2 地域計画の位置づけ



1 上位計画の概要

地域計画の上位計画の概要は次のとおりです。

(1) 第5次飯能市総合振興計画 後期基本計画（令和4年度（2022）～令和7年度（2025））

計画の位置づけ	市の最上位計画であり、市政における総合的な計画です。
計画の概要	平成28年度（2016）から令和7年度（2025）までの10か年を計画期間とし、令和3年度（2021）に前期計画（平成28年度（2016）から令和3年度（2021））が終了し、令和4年度（2022）より後期基本計画（令和4年度（2022）から令和7年度（2025））に基づき事業を実施しています。 計画では『変える10年！変わる10年！「飯能市から始まる日本の創生」』を合言葉に、『水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう』を将来像とし、前期基本計画の成果や現状を把握しつつ、総合的な市政の方針について示しています。
飯能地域遺産に係る取組の位置づけ	第2章 分野別の基本施策 基本目標1 水と緑の交流を活力に生かすまち 基本施策1-1 新たな魅力と交流によるまちづくりの推進 1-1-3 新たな交流と観光のすすめ 1 観光地の魅力アップと更なる誘客 ③ 森林資源など豊かな自然環境、歴史・人文資源の活用による山間地区を含む市内全域への観光客の誘導促進 1-1-4 エコツーリズムの推進 1 魅力的でオリジナルな体験価値の提供 ① 豊かな自然環境や伝統文化など、地域資源・地域特性を生かした魅力的でオリジナルなツアープログラムの充実と担い手の確保及び人材育成 ④ エコツーリズムを通じた自然環境や歴史、生活文化の保全 基本目標2 子どもの夢・未来をつなぎ市民の豊かな生涯を支援するまち 基本施策2-3 豊かな生涯を築く生涯学習・スポーツの推進 2-3-2 青少年の健全育成と定住促進 3 郷土意識を育む機会の提供 ① 子どもが祭りなどの地域活動に参加する機会の充実 2-3-3 心豊かな文化・芸術の振興 1 文化財の計画的な保存活用の推進 ① 地域に遺された歴史・文化遺産の保存活用の促進 ② 文化財の保存及び活用を担う人材の育成 2 学びの欲求に応える博物館活動の推進 ① 豊かなコレクションの形成とその価値の向上 ② 文化財のデジタル化等、歴史・文化を現代に生かす活動の推進

(2) 第2次飯能市教育大綱・第3期飯能市教育振興基本計画（令和3年度（2021）～令和7年度（2025））

計画の位置づけ	「第2次飯能市教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が策定する教育分野に関する最上位計画です。また、「第3期飯能市教育振興基本計画」は、教育基本法に基づき、国の第3期計画を参酌しつつ、本市の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。
計画の概要	いずれも令和3年度（2021）から7年度（2025）までの5か年を計画期間とします。「新たな時代を 豊かな学びで創る 飯能教育 挑戦・創造 ～学びの改革～」を基本理念とし、大綱では新たな時代に向け、先人たちの築いてきた英知を基礎としながら、様々な課題に果敢に挑戦し、豊かな学びを通して新たな価値を創造する飯能教育に取り組むこととしています。計画では、五つの基本方針と14の施策を定めています。
飯能地域遺産に係る取組の位置づけ	基本方針Ⅰ 学びの共同体が創る「21世紀型の学校」を目指し、一人の漏れも無く質の高い学びを保障する「学びの改革」に挑戦します。 施策7 飯能GIGAスクールの推進 7) 地域伝統文化の保存と持続的な活用 基本方針Ⅱ 生涯にわたる学びの機会を充実させ、学びの成果を地域に還元できる人を育み、活力ある地域づくりを推進します。 施策3 伝統文化の保存・活用 1) 地域伝統文化の保存と持続的な活用 施策4 学習活動支援と地域の魅力発信 3) 現代に生きる博物館

※ 教育振興基本計画における「歴史・文化遺産」は、地域計画においては「歴史文化」と表記する。

2 県の関連計画

地域計画の主な関連計画のうち、埼玉県の詳細計画の概要は次のとおりです。

(1) 埼玉県文化財保存活用大綱（令和2年（2020）3月策定）

計画の位置づけ	文化財保護法第183条の2第1項に基づき、今後の埼玉県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を明らかにしたものです。
計画の概要	すべての県民が地域の文化財等と触れ合う機会を増やし、その価値を知って地域に愛着と誇りを深めるとともに、地域総がかりで文化財の適切な保存活用の促進を目指すことを目的とし、多様な主体が文化財の保存活用についての意義や方向性を共有しながら、それぞれの地域や役割に応じ文化財の保存活用に取り組んでいくための基本的な方向性を定めています。
飯能地域遺産に係る取組の位置づけ	1 文化財に関する理解を促し興味関心を高める (1) 文化財の魅力の周知 2 文化財を適切に保存する (1) 適切な文化財の指定



飯能地域 遺産に係る 取組の位置 づけ	(2) 老朽化など指定文化財の修理・整備に対する支援
	(3) 地域の文化財の後継者の育成
	(4) 知識や技術の継承
	(5) 文化財の防災・防犯の推進
	(6) 指定文化財の紛失等の防止の徹底
	(7) 文化財保存活用地域計画、個別文化財の保存活用計画作成支援
	3 文化財等を活用する
	(1) 文化財を確実に継承する活用の促進
	(2) 文化財保存活用地域計画、個別文化財の保存活用計画作成支援(再掲)
	(3) 観光やまちづくり、地域産業と連携した取組の充実

3 市の関連計画

地域計画の主な関連計画のうち、市の計画の概要は次のとおりです。

(1) 飯能市都市計画マスタープラン（平成29年度（2017）～令和17年度（2035）） （平成29年（2017）3月策定）

計画の 位置づけ	都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、「市町村総合計画」や都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などに即し、まちづくりの基本的な方向を示すものです。
計画の概要	平成29年（2017）3月に策定され、平成29年度（2017）から概ね20年後の令和17年度（2037）を目標とします。将来都市像を「水と緑の交流拠点 森林文化都市 はんのう」と定め、計画の基本理念である「人と自然が共存・共生し、地域の特性が将来にわたって有効に生きる土地利用」に基づき、概ね20年後の飯能市を見据え、都市計画の観点からみた長期的・総合的なまちづくり計画を定めたものです。
飯能地域 遺産に係る 取組の位置 づけ	第2章 全体構想 4 土地利用の方針 (2) 区分別方針 1) 中心市街地ゾーン ○ 賑わいのある、安心・安全で心地よい市街地づくりと、歴史的建造物や西川材を生かした景観まちづくりを推進します。 7 景観に配慮したまちづくりの方針 (2) まちづくりの方針 2) 歴史・文化的景観の保全と創出 ① 歴史・文化的景観の保全 ○ 中心市街地に多く見られる、歴史・文化的景観の保全とまちづくりへの活用を図ります。 ② 幹線道路沿道の景観の保全 ○ 秩父街道、名栗街道など旧街道のたたずまいを創出するとともに、旧吾野宿の歴史的な街並みや吾野地区の木造公共建築物を保全し、歴史を感じる景観形成を図ります。 ○ 先人たちが思いを込めて置いた道端の石仏や石塔・道標などの歴史的遺産

飯能地域 遺産に係る 取組の位置 づけ	を保全しながら、街道の景観形成を図ります。 (3) ゾーン別の景観まちづくり 1) 中心市街地ゾーン ○ 飯能大通りを中心として点在する歴史的な建物の保全を図りつつ、これらと調和する建物の立地を誘導し、歴史や文化を感じる街並みの形成を図ります。 4) 市街地周辺 ○ 天覧山^{てんらんざん}周辺は、中心市街地から身近に見える眺望景観として保全を図るとともに、能仁寺^{のうにんじ}や智観寺^{ちかんじ}をはじめとする歴史を感じる景観として保全、創出を図ります。
------------------------------	---

(2) 飯能市景観計画（平成30年（2018）3月策定）

計画の 位置づけ	飯能市景観計画は、景観法第8条に規定される計画であり、本市の良好な景観の形成のための基本となる計画です。本市のまちづくりの最上位計画である飯能市総合振興計画と整合し、まちづくりの基本的な方向を示す計画である飯能市都市計画マスタープランに適合させるとともに、飯能市環境基本計画とも調和を図ります。
計画の概要	飯能市景観計画は、景観行政団体という位置づけのもと、平成30年（2018）3月に策定されました。「受け継いだ景観資源を未来につなぎ、新たな魅力をつくりだすまち はんのう」を基本理念とする本市の良好な景観を形成するための計画です。
飯能地域 遺産に係る 取組の位置 づけ	第2章 飯能市の景観特性 1. 自然景観資源 2. 歴史景観資源 3. 都市景観資源 第4章 良好な景観の形成に関する方針 1. 市域全域 1) 基本理念 2) 基本目標 基本目標2 歴史と伝統が語られる景観づくり ・ 本市の歴史を物語る史跡や、山地と一体となった寺社等を保全し、活用していきます。 ・ 旧街道沿いに見られる集落景観の面影を残す家並みを保全し、活用していきます。 ・ 往時の繁栄を今に伝える街並みを保全し、活用していきます。 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針等 1. 指定の方針 (1) 景観重要建造物 ① 所有者が、景観重要建造物の指定を希望する建造物 ② 歴史的な建造物や、伝統的な様式・工法等を有する建造物 ③ 地域の自然や文化、生活に根ざして形成された固有の建造物 ④ 地域のシンボルとして広く親しまれている建造物 ⑤ 良好な景観の形成において、先導的な役割のある建造物



飯能地域 遺産に係る 取組の位置 づけ	(2) 景観重要樹木 ① 所有者が、景観重要樹木の指定を希望する樹木 ② 歴史的な樹木や、文化的な意義を有する樹木 ③ 特徴的な樹容の樹木 ④ 地域のシンボルとして広く親しまれている樹木 ⑤ 良好な景観の形成において、先導的な役割のある樹木 2. 活用の方針 ① 景観重要建造物及び景観重要樹木周辺で行われる施設整備等の際には、視認性や眺望を阻害しないように配慮します。 ② 景観重要建造物及び景観重要樹木の周知に努めます。 ③ 景観重要建造物及び景観重要樹木を活用した街並みの景観の形成に配慮します。
------------------------------	---

(3) 第3次飯能市環境基本計画（令和5年度（2023）～令和14年度（2032））

計画の 位置づけ	第3次飯能市環境基本計画は、飯能市環境基本条例第8条に基づき策定するものであり、上位計画である第5次飯能市総合振興計画後期基本計画の分野別計画でもあります。 計画策定にあたっては、国や県が策定する関連計画や市が策定するその他の環境に関連する計画などとの整合・連携を図りつつ、市が行う個別の事業・計画における環境に関する基本的な考え方を示します。
計画の概要	めざす環境像を、「水と緑と共にみらい輝くまち はんのう」とし、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までの10年間を計画期間として定められました。4つの目標に10の基本方針、19の施策が計画されています。
飯能地域 遺産に係る 取組の位置 づけ (引用)	環境目標2：豊かな自然と共生するまちづくり ＜基本方針2＞里山と農地を守り活用する 2-2-2-4 市民参加による里山の保全と活用 ＜基本方針4＞生物多様性を守る 2-4-6-1 生物多様性に関する情報発信 2-4-6-2 動植物の生息・生育状況調査の実施 2-4-6-3 貴重な動植物、自然林の保護の推進 環境目標3：誰もが安心して暮らせるまちづくり ＜基本方針2＞快適な生活空間をつくる 3-2-5-1 良好な景観の形成 3-2-5-2 自然的景観の保全と活用 3-2-5-3 文化的景観の保全と活用 環境目標4：みんなで学び主体的に取り組むまちづくり ＜基本方針1＞進んで学び体験する 4-1-1-2 環境への理解を深めるための講座等の開催 4-1-1-6 環境の現状や市の取組等の公表

(4) 第7次飯能市森林整備計画（令和5年度（2023）～令和14年度（2032））

計画の位置づけ	第7次飯能市森林整備計画は、森林法第10条の5の規定に定められた計画事項に、本市における森林・林業の現状・課題を踏まえた対策の方向性、その実現に向けた基本施策等を加え、実効性のある計画としました。
計画の概要	令和5年（2023）3月に「森林資源を、活かすきる」を基本方針に、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までの10年間を計画期間として定められました。
飯能地域遺産に係る取組の位置づけ	Ⅲ 森林づくりの基本方針 基本方針2 森林資源を活かしたまちづくりの推進 (1) 森林と木材に関する新たな取組の推進

(5) 飯能市地域防災計画（平成30年（2018）3月策定）

計画の位置づけ	飯能市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、飯能市の地域に係る災害について、市民の生命、身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画、県地域防災計画に基づき、必要な事項を定めた本市の地域に係る防災対策の大綱です。
計画の概要	平成30年（2018）3月に策定された防災に関する計画です。この計画は、風水害・事故対策編と震災対策編、複合災害編、広域対応編でできています。
飯能地域遺産に係る取組の位置づけ	風水害・事故災害対策編 第13節 文化財災害予防計画 第2 文化財の災害予防対策 1 予想される災害 文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想される。 2 保護管理体制 法令により指定されている文化財の保護管理は、所有者あるいは管理責任者が行うが、国指定文化財においては文化財保護法に基づき、県指定文化財に対しては県教育委員会が必要な命令、勧告又は指示を行う。市指定文化財においては、飯能市文化財保護条例（昭和51年条例第34号）に基づき保護に当たる。 3 文化財の防火対策 文化財の防火対策を徹底するため、消防局と連携・協力して次の事項について徹底を期する。 (1) 火災予防体制 ① 防火管理体制の整備 ② 文化財に対する環境の整備 ③ 火気使用の制限 ④ 火気の厳重警戒と早期発見 ⑤ 自衛消防と訓練の実施 ⑥ 火災発生時における措置の徹底 (2) 防災施設の整備強化 ① 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化 ② 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化



飯能地域 遺産に係る 取組の位置 づけ	③ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化 (3) その他 ① 文化財に対する防火思想の普及徹底のための講習会等の広報活動及び防火訓練の実施 ② 所有者に対する啓発 ③ 管理保護についての助言と指導 ④ 防災施設に対する助成 震災対策編 第23節 文教・福祉施設対策計画 第7 文化財等の応急対策 施設班、市教育委員会は、国、県、市指定の文化財及び登録文化財に被害が発生したことを確認したときは、次の措置を講じる。 1 国、県指定文化財は、県教育委員会に報告して指示を受け、市が管理者になっているものについては市が、また、それ以外のものは、所有者又は管理者が、それぞれ指示に従い応急措置を講じ、被害拡大を防ぐ。 2 上記のことを進めるに当たっては被害状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。 3 市指定文化財及び登録文化財にあっては、所有者又は管理者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記に準じて措置する。 4 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て、管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。
--	---

(6) 飯能市地区別まちづくり計画（令和4年度（2022）～令和7年度（2025））

計画の 位置づけ	飯能市総合振興計画に位置づけられた「地域コミュニティの形成」を目指すため、飯能、精明、加治・美杉台、南高麗、吾野、東吾野、原市場、名栗地区において、地区の住民が地域特性に応じた主体的に取り組むまちづくり活動を推進するための計画書です。
計画の概要	充実した地域コミュニティづくりを推進することを目的に、地区別のまちづくり推進委員会委員により作成された地区別のまちづくり計画が定められています。 平成9年度（1997）に各地区まちづくり推進委員会が発足し活動を行ってききましたが、令和3年度（2021）に令和4年度（2022）から令和7年度（2025）までの4年間を計画期間として、改定が行われました。
飯能地域 遺産に係る 取組の位置 づけ	○ 飯能地区 アクションプラン①「飯能河原の整備と市民の憩いの場づくり、水辺散策路の整備」 アクションプラン②「ハイキング・まちなか散策による地域の魅力再発見とより楽しく散策できる環境づくり」 ○ 精明地区 アクションプラン②「地域交流の餅つき大会」 アクションプラン④「自然を体感アヤメ植栽、蛍の住む里」 ○ 加治・美杉台地区 アクションプラン①「ふるさとハイキングの企画」

飯能地域 遺産に係る 取組の位置 づけ	○ 南高麗地区 アクションプラン③「ふるさと実行委員会」 ○ 吾野地区 アクションプラン①「旧吾野小学校を地域活性化拠点として再生し、その利活用を進める」 アクションプラン③「山間地の特性を生かした楽しめる地域作りの促進」 ○ 東吾野地区 アクションプラン③「エコツーリズムの実施」 アクションプラン⑤「餅つきの伝承」 アクションプラン⑫「地区毎の歴史、自然文化遺産のまとめ」 アクションプラン⑭「東吾野50の【おらが自慢】の選定と継承」 ○ 原市場地区 アクションプラン①「四季を感じる歩こう会事業」 アクションプラン③「蛍の里づくり事業」 アクションプラン⑦「木の文化を伝える事業」 ○ 名栗地区 アクションプラン②「ホテルの里づくり事業」 アクションプラン③「景観整備事業」
------------------------------	--

(7) 第4次飯能市山間地域振興計画（令和5年度（2023）～令和7年度（2025））

計画の 位置づけ	第4次飯能市山間地域振興計画は、第5次飯能市総合振興計画の補完的役割を担うものとして、山間地域の振興を具体的に推進するため、市民と行政の協働による施策を定めたものです。
計画の概要	「魅力・活力・支えあい」を基本理念に、行政と市民が協働により、公共的・公益的な事業活動に取り組むことを基本に、連携・協働による「いきいきと住み続けたい地域づくり」「魅力ある地域づくり」を進めるものです。 令和5年度（2023）から令和7年度（2025）までの3年間を計画期間として山間5地区を対象地域として策定されました。
飯能地域 遺産に係る 取組の位置 づけ	4 山間地域振興計画 （2）山間地域振興の取組方針 ② 魅力ある地域づくり ○ エコツアーによる地域づくり ○ インバウンド観光の推進 ○ 自然・歴史・文化の活用による魅力づくり

(8) 飯能市観光ビジョン（第三期）（令和5年度（2023）～令和7年度（2025））

計画の 位置づけ	体験型、着地型観光、産業としての観光といった従来の視点に「ポストコロナ時代に対応した観光スタイルの視点」を加えるとともに「官民の役割分担の視点」に基づき策定しました。
計画の概要	目指す将来像を「みんなでつくる観光飯能」、キャッチフレーズを「観光はんのうは次のステージへ向かいます！」に設定し、五つの目標、二つの基本施策でできています。



飯能地域 遺産に係る 取組の位置 づけ	基本施策1 新たな交流と観光のすすめ (1) 観光地の魅力アップと更なる誘客 1) 新たな観光資源の発掘、磨き上げによる着地型・体験型・回遊型観光の推進 3) 森林資源など豊かな自然環境、歴史・人文資源の活用による山間地区を含む市内全域への観光客の誘導促進 (2) 受入体制の整備、推進体制の強化と住民参画の推進 3) 市民参画の促進と観光を通じた市民の郷土愛の醸成 (3) インバウンド対応の推進 1) 体験コンテンツや観光基盤、情報発信、受入などでのインバウンド対応推進 基本施策2 エコツーリズムの推進 (1) 魅力的でオリジナルな体験価値の提供 1) 豊かな自然環境や伝統文化など、地域資源・地域特性を生かした魅力的でオリジナルなツアープログラムの充実と担い手の確保及び人材育成 2) 多様な産業との連携を図り、地域経済の活性化につながる魅力的なツアープログラムの創出 4) エコツーリズムを通じた自然環境や歴史、生活文化の保全
------------------------------	---

(9) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

① SDGsの概要

SDGs (Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された国際目標です。令和12年(2030)を年限とする17のゴール・169のターゲットから構成され、貧困や気候変動など様々な課題を解決し、持続可能な社会の実現を目指しています。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、国も積極的に取り組んでいます。2016年12月に策定された「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」では、地方自治体がSDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されています。



図序-3 SDGsの17の目標

② 飯能市におけるSDGsと地域計画のかかわり

SDGsの理念は、グローバル社会の中で大きく飛躍を目指す本市にとっても重要なものです。本市では、市政の最上位計画である「第5次飯能市総合振興計画」において、分野別の基本施策（施策項目）ごとに、関連するSDGsのゴールを示すことで、その達成を目指しています。

地域計画においても、限りある飯能地域遺産を守るとともに、それらの活用による教育活動や産業活動などを多様な主体の連携により実施することで、SDGsの目指す持続可能でより良い世界の構築に貢献していきます。以下に関連するSDGsのゴールとターゲット、計画の方針（詳細は第5章を参照）を記載します。

表序-1 飯能市文化財保存活用地域計画とSDGsの関連性

SDGsのゴールとターゲット		関連する計画の方針
ゴール4：質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する ターゲット 4.7：2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。		I 飯能地域遺産の発見と周知 2. みせる 3. つたえる III 飯能地域遺産の活用 6. ひとつづくり
ゴール6：安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する ターゲット 6.6：2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。		I 飯能地域遺産の発見と周知 1. しらべる II 飯能地域遺産の保存 4. つなげる
ゴール8：働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。 ターゲット 8.9：2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。		III 飯能地域遺産の活用 8. にぎわいづくり IV 飯能地域遺産をたち、いかす体制づくり 10. いかすしくみ
ゴール11：住み続けられるまちづくりを 包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。 ターゲット 11.3：2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 ターゲット 11.4：世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。		II 飯能地域遺産の保存 4. つなげる 5. まもる III 飯能地域遺産の活用 2. まちづくり
ゴール12：つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する ターゲット 12.b：雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。		III 飯能地域遺産の活用 8. にぎわいづくり IV 飯能地域遺産をたち、いかす体制づくり 10. いかすしくみ
ゴール15：陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する ターゲット 15.5：自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。		I 飯能地域遺産の発見と周知 1. しらべる II 飯能地域遺産の保存 4. つなげる
ゴール17：パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する ターゲット 17.7：さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。		IV 飯能地域遺産をたち、いかす体制づくり 9. たもつしくみ 10. いかすしくみ



第5節 計画期間と計画の評価・見直し

1 計画期間

地域計画は、令和6年度（2024）から令和15年度（2033）までの10か年を計画期間とします。また、令和6年度（2024）から令和8年度（2026）までを前期計画期間、令和9年度（2027）から令和11年度（2029）までを中期計画期間、令和12年度（2030）から令和15年度（2033）までを後期計画期間と位置づけます。

表序-2 計画期間

	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)	R 15 (2033)	R 16 (2034)	R 17 (2035)
飯能市 総合振興計画	第5次計画			第6次計画 (次期計画)									
飯能市教育大綱 ・教育振興基本計画	第2次大綱 (現計画)			第3次大綱									
	第3期基本計画 (現計画)			第4期基本計画						第5期基本計画			
飯能市 文化財保存活用 地域計画	前期計画期間			中期計画期間				後期計画期間				次期計画	
				中間 評価			中間 評価				最終評価 見直し		

2 計画の評価・見直し

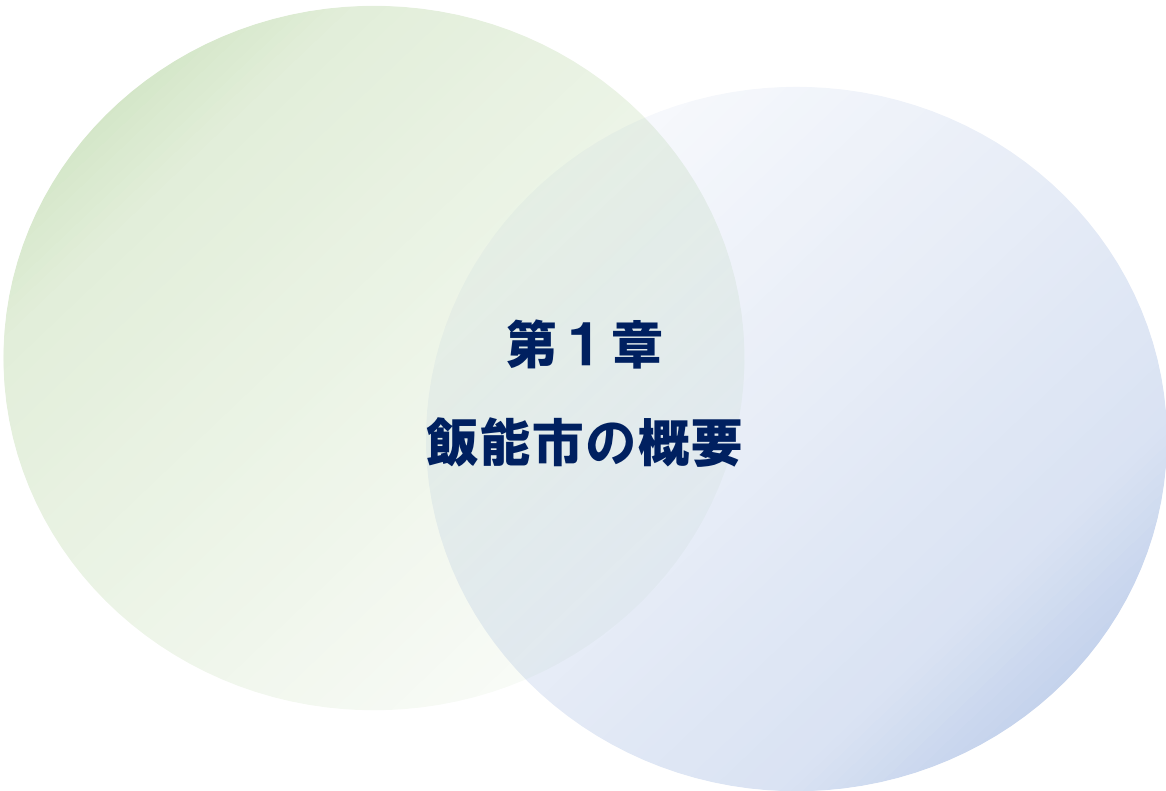
地域計画の推進にあたっては、前期計画期間の終了時、中期計画期間の終了時に、それぞれ地域計画に定める措置（第5章・第6章参照）の進捗状況の確認と中間評価を行います。計画期間の最終年度となる令和15年度（2033）には計画の進捗状況を確認し、総合的に評価するとともに、上位計画である総合振興計画や教育基本計画との整合を図りつつ、計画の更新を行います。

また、計画期間内であっても、社会情勢の変化や上位関連計画との関連性を踏まえ、計画内容の変更が必要になった場合には、計画の見直しを行います。

なお、軽微な変更の場合には、埼玉県及び文化庁へ情報提供を行うことでありますが、以下に掲げる内容を変更する場合には、法第183条の4及び文部科学省令に基づき、文化庁長官の変更認定を受けることとなります。

【文化庁長官に変更の認定を受ける内容】

- ・計画期間の変更
- ・市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更



第1章 飯能市の概要

第1節 自然的・地理的環境

1 市の位置と面積

本市は、東京都心から約50km、埼玉^{さいたま}県の南西部に位置し、東は狭山市と入^い間市、南は東京都青梅市^{おうめ}と奥多摩町^{おくたま}、西は秩父市^{ちちぶ}と横瀬町^{よこぜ}、北はときがわ町、越生町^{おごせ}、毛呂山町^{もうやま}、日高市^{ひだか}に接しています。市域は南東から北西に細長く、行政区域は193.05km²と県内で3番目に広い面積を有しています。

また、都市計画上、市内は大きく八つの地区に分かれますが、概ね合併前の行政区域に由来しています。



図1-1 飯能市の位置図

表1-1 位置・面積

位 置	東 139度22分 西 139度06分 南 35度49分 北 35度58分
広ぼう	東西24.81km、南北20.81km
面 積	193.05km ²

出典：「令和4年版 統計はんのう」



図1-2 飯能市の地区区分

2 地形・地質・水系

(1) 地形

本市は、関東平野の西端部と秩父山地が交わる丘陵地・中山間地に市域を構成し、地形は山地、丘陵地、台地・低地に分けられます。

市域の北西部は主に山地で、市域の75%を森林が占めています。南東部は丘陵地及び台地で、北に高麗丘陵を、南に加治丘陵を望む台地に市街地や農地が広がります。また、入間川、高麗川の一級河川が、北西部の山地を源流として南東部の台地へ流下しています。この河川の侵食により山地部では、深い谷に沿って狭く細長い段丘が形成され、台地部では広い段丘面、となりの段丘面との間の段差（段丘崖線）が形作られています。段丘崖線はハケと呼ばれ、丘陵や台地上に降った雨が地下水としてハケのあちらこちらから湧き出しています。



図1-3 埼玉県の地形区分図

(2) 地質

本市の山地は、秩父山地の東縁にあたり、古生代後期から中生代ジュラ紀の海底で形作られた堆積岩や火山岩が、地盤の隆起によって地表にあらわれた秩父帯と呼ばれる岩石で構成されています。秩父帯の岩石は、チャート・石灰岩・砂岩・泥岩（頁岩）・緑色岩などに分類されます。加治丘陵や高麗丘陵では、新第三紀鮮新世から第四紀にかけて隆起した秩父山地から、河川によって運搬されてきた飯能層と呼ばれる厚い礫層が見られます。また、その上位には、砂や泥などを主体とする仏子層が堆積しており、堆積物や化石の研究から250万年前から150万年前には、入間市から本市阿須（加治地区）にかけて浅い海が広がっていたことがわかっています。

市域に分布する第四系は、丘陵や台地、低地に認められ、関東ローム層と河岸段丘構成礫層などが該当します。関東平野の西や北に所在する富士・箱根・浅間・ハケ岳などの火山が噴火した



時に、偏西風によって運ばれ堆積した火山灰によって、形成されました。本市域の台地は、主に立川ローム層と武蔵野ローム層、下末吉ローム層から構成されています。関東ローム層は、丘陵の一部にも残されています。

段丘礫層は、当時の河川によって形成された礫層で、新しい時代のものから沖積段丘礫層、青柳礫層（相当層）、立川礫層（相当層）、武蔵野礫層（相当層）、高萩砂礫層、前ヶ貫礫層、上鹿山礫層・豊岡礫層が知られています。前ヶ貫、上鹿山礫層は、前ヶ貫丘陵や高麗丘陵・加治丘陵に分布し、それ以外の礫層は、台地に分布しています。市街地に広がる台地は、当時の河川の河原の名残です。関東ローム層及び河岸段丘構成礫層の分布は、市域の東部に広がり関東平野に続きます。西部はごくわずかですが、秩父山地の谷に沿って認められます。

本市は、山地から平野に移り変わる場所にあたり、その地形的な差異は、新第三紀後半から第四紀に受け継がれてきたもので、平野部は沈降域、山地部は隆起域であった時代の名残です。

こうした地形の特性から1920年代から多くの地質学者に注目され、研究成果の報告がなされている場所でもあります。

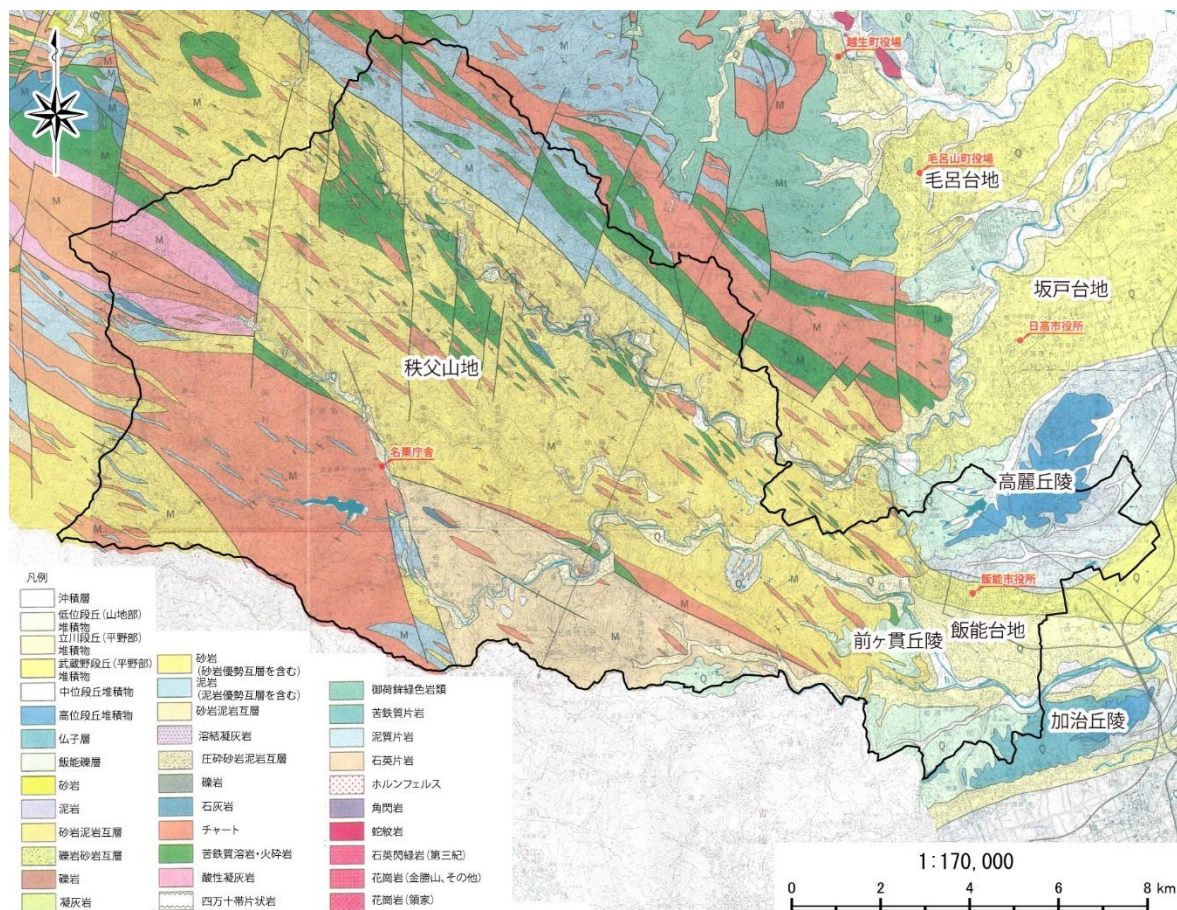


図1-4 飯能市の表層地質

「埼玉県地質図 (山地・丘陵地) 解説書」2015 埼玉県農林部森づくり課

(3) 水系

市内を流れる主要な河川は北から高麗川、小畦川、入間川（名栗川）、成木川で、全て荒川水系に属しています。市域は、西が高く東が低い地形で、河川は、北西域が源流となり、南東に向かって流れ、市域を出た辺りで流れを北東方向に変え、荒川へと向かって流れています。山地を流れる川は、河床を削り、深く急なV字の谷を形成して流れ、台地に出た河川は、流路を変えながら台地上を流れ、幅の広い河岸段丘を形成しています。

高麗川は、刈場坂付近を源とする北川と伊豆ヶ岳付近を源とする花桐川や久通川などが吾野地区の西部で合流して吾野・東吾野地区を下り、日高市域で平野部に入ります。坂戸市を過ぎ東松山市境で越辺川と合流し、さらに都幾川と合流して落合橋付近で入間川に合流します（越辺川支流）。

小畦川は、大字宮沢の谷を源とし日高市を北東に向かって流れ、高萩で大字中山付近の高麗丘陵に端を発する南小畦川と合流します。小畦川は落合橋下流で越辺川と合流します（越辺川支流）。

入間川は、飯能河原より上流部が名栗川といわれ、大持山の南東斜面に端を発していますが、本流・支流を区別しにくい大きな支流をいくつも抱えています。湯の沢川・有間川・中藤川と合流しながら、その流れは飯能大橋付近で平野部に入ります。上流部は北西から南東に向かって流れ、平野部に入ると北東に流れを変え、入間市・狭山市を通過して川越市に入り、釘無橋下流で越辺川と合流します。そして上江橋下流で荒川と合流し、最後は東京湾へ注ぎます（荒川支流）。

成木川は青梅市成木の里山に端を発し、両郡橋上流で小曾木川と合流し、加治橋の上流で入間川に合流します。成木川の支流である直竹川は大仁田山・細田に端を発し、上畑で成木川に合流します（入間川支流）。

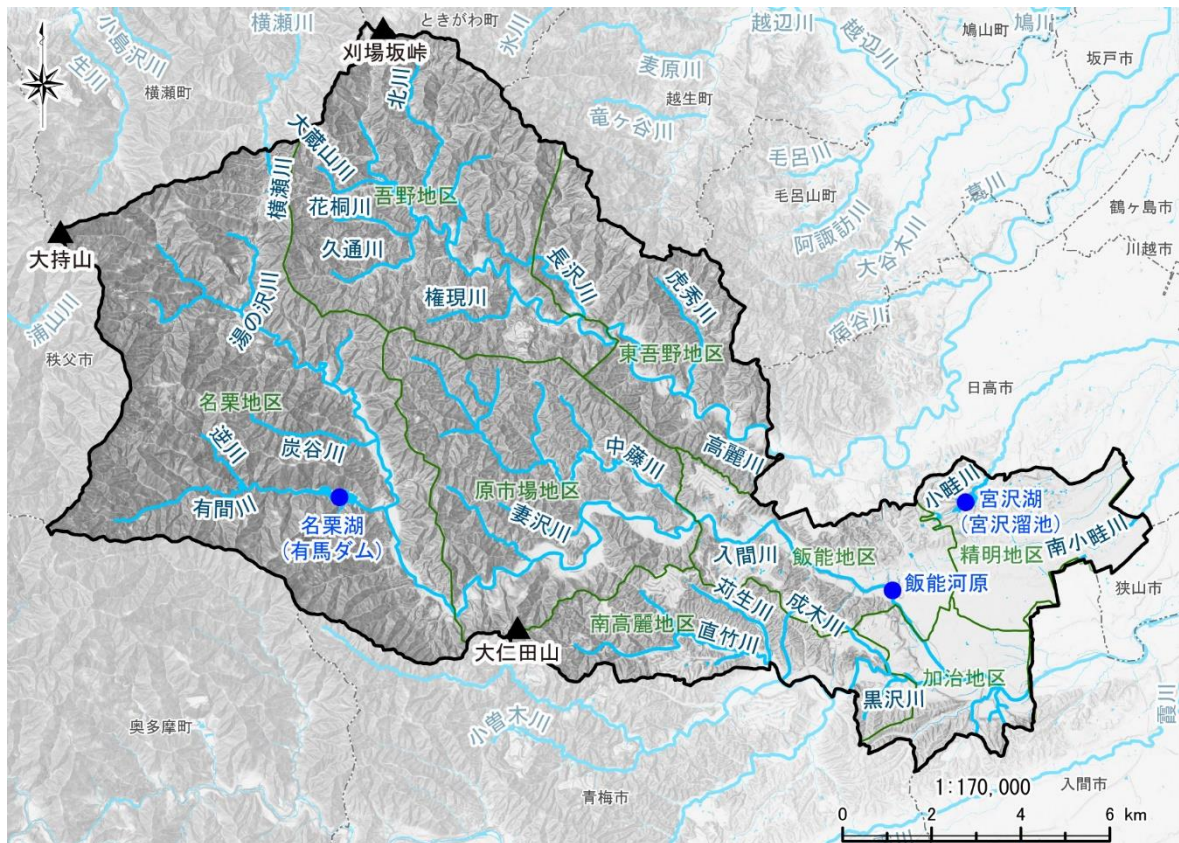


図1-5 飯能市の水系図

出典：国土地理院（主要水系調査を加工）



3 気候

本市の気候は、太平洋側の内陸型気候で、四季を通じて穏やかな傾向にあります。

1月の平均気温は4.3℃、最低気温の月平均値は氷点下3℃です。4月の平均気温は13.5℃と上昇し、冬から春にかけての気温は、県内平均と比較してやや高い傾向にあります。7月の平均気温は25.3℃、10月の平均気温は17.1℃になります。夏から秋にかけての気温は、県内全域と差異がありません。総じて県内では比較的過ごしやすい気温といえますが、山間部では、季節による気温の変化が激しい特徴があります。また、日中の寒暖差が大きいことから、初霜は、県内11月平均よりも1か月ほど早い10月頃に観測されます。

年間の降水量は、市役所周辺では1,600mm程度で、名栗湖周辺では年間1,800mmに達します。県内の平均降水量1,400mmに比べると若干多い傾向にあります。

表1-2 平均気温と月降水量（平成24年～令和3年平均）

月	気 温 (℃)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)
	最 高	最 低	平 均		
1	17.0	-4.2	4.3	56.2	40
2	19.5	-3.9	5.6	52.8	21
3	23.1	-0.8	9.3	62.2	124
4	27.1	2.4	13.5	62.6	101
5	32.1	7.4	19.0	70.0	99
6	33.0	14.1	21.8	78.5	155
7	36.7	18.2	25.3	84.3	235
8	38.1	18.7	27.1	80.9	182
9	34.3	14.5	22.4	84.0	228
10	30.0	7.9	17.1	79.8	310
11	23.4	1.5	11.7	69.9	40
12	18.3	-2.4	6.2	60.6	28
平均	27.7	6.1	15.3	70.2	1,561

出典：埼玉西部消防局（飯能日高消防署管内による）

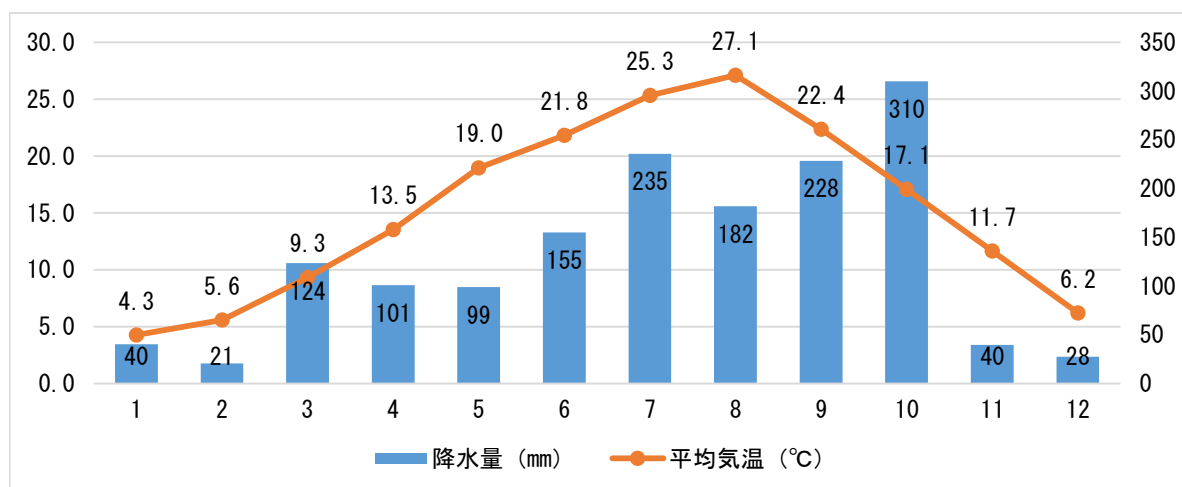


図1-6 平均気温と月降水量（平成24年～令和3年平均）

出典：埼玉西部消防局（飯能日高消防署管内による）

4 生態系

(1) 動物

① 哺乳類

山地の森には、国の天然記念物であるニホンカモシカやヤマネが生息します。特にニホンカモシカは、生息域を丘陵部に広げ、山麓部での目撃数も増加しています。生息数が少ない種として、山地の森には、ツキノワグマの生息が確認され、溪流には、ニホンカワネズミが生息しています。丘陵地から山地にかけての広い範囲に、ニッコウムササビやホンドテン、ニホンリス、ホンドタヌキが生息しています。特に、ニッコウムササビは市街地に近い場所で観察ができます。天覧山^{てんらんざん}周辺の谷津^{やつ}ではススキやオギに巣をつくるホンドカヤネズミが生息しています。

② 鳥類

猛禽類^{もうきん}として、山地ではクマタカが、丘陵地ではオオタカが、山地から丘陵地の広い範囲でフクロウが繁殖しています。また、天覧山は、サシバやハチクマなどのタカ類の渡りを観察できる場所として有名です。生息数が少ない種として、山地の森でヨタカやオオルリを、溪流でミソサザイ、ヤマセミやカワガラスを見ることができます。山地から丘陵地の森林では、ルリビタキ、キビタキやサンコウチョウなどを、標高の低い場所の水辺ではカワセミを見ることができます。

③ 両生類

丘陵地の谷津には、生息数が減少しているアカハライモリやトウキョウサンショウウオ、ヤマアカガエルが生息しています。また、入間川や高麗川の本流では、カジカガエルの声を聞くことができます。上直竹上分地区^{かみなおたけがみぶん}のモリアオガエル生息地は、本市の天然記念物に指定されています。

④ 魚類

山地の溪流には、数は極めて少ないもののイワナ、ヤマメが生息し、河川上流域では、シマドジョウ、カジカなどが、河川中流域の比較的流れの緩やかな場所には、ウグイ、オイカワ、モツゴ、トウヨシノボリなどが広く生息しています。また、谷津の細流には、ホトケドジョウが生息しています。名栗湖や河川にはコクチバス（ブラックバス）が生息しており、在来魚への影響が懸念されています。

⑤ 昆虫類

谷津や山間の河畔林^{かはんりん}に生育するエノキで国蝶であるオオムラサキの幼虫が見られるほか、丘陵地の山頂の開けた場所や林内などで成虫の飛翔が見られます。また、全国的に生息数が減少している、ホタル類も谷津や河川の上流域で見ることができます。

(2) 植生・植物

① 植生

標高の違いを反映して、市域の森林帯は、暖温帯林、中間温帯林、冷温帯林から構成されてい



ます。暖温帯林は、市街地を囲むように所在する高麗峠、天覧山、多峯主山、大河原地区、矢嵐地区の標高500m以下の丘陵地帯にあって、主にカシ類、タブノキ、スタジイなどの照葉樹から構成されます。中間温帯林は、丘陵地帯に連なる標高500m以上1500m以下の低山地帯にあって、主にクリ、コナラなどの落葉広葉樹で構成され、ミズナラ、ブナなどの冷温帯林から成る山地帯へと続きます。

現在、丘陵地や台地に見られる植生は、アカマツの造林地と薪炭林としてのコナラ、クヌギ、イヌシデ、クリなどを主な構成種とする二次的な植生です。また、市域の75%を占める山地の大部分は、西川材といわれる良質のヒノキ、スギの生産地として植林が進み、ヒノキ、スギの人工林が、森林面積の82%を占めています。

平成26年（2014）に刊行した「飯能の植物」では、『埼玉県レッドデータブック2011植物編』に掲載されている維管束植物の希少種764種のうち88種が確認されました。県内希少種の12%の種を確認できたことになります。また、市域では暖温帯に属する豊富な森林植生として、注目すべき12地点の状況が報告され、自然の豊かさを示す一つの証拠となりました。

② 貴重な植物群落

土地所有者によって守られているカタクリ群落が生内に点在しているほか、「飯能」の名前を冠したハンノウザサの群落があります。また、暖かい場所に分布するシイ・カシ類を主体とする常緑広葉樹林や、寒い地方に分布するブナ林の両方が分布するなどの特徴があります。

◆ 南川のウラジロガシ林（埼玉県指定天然記念物）

南川地区の大山祇神社の背後の社叢で、高木層にはウラジロガシが優占し、局所的にツクバネガシが見られます。内陸部に分布する暖温帯常緑広葉樹林として貴重なものです。

◆ 見返坂の飯能ササ（埼玉県指定天然記念物）

多峯主山の登り口、見返坂にかかるところに分布しています。ハンノウザサは、アズマザサの一種で、葉の裏面にビロード状の細毛があります。大正15年（1926）に牧野富太郎博士によって命名されました。

◆ 岩淵のカタクリ・イカリソウの群落（飯能市指定天然記念物）

南高麗地区の岩淵の緩やかな北斜面の栗林の中、約2,000㎡の範囲に分布し、3月下旬にカタクリが、4月の中・下旬にイカリソウが開花します。土地所有者によって管理されており、保護のため立ち入り禁止の措置がとられています。

◆ 龍泉寺の社寺林

名栗地区の下名栗にある龍泉寺の背後の山（金毘羅山）に、ウラジロガシが優占し、ツクバネガシ、アラカシが混生する常緑広葉樹林が分布しています。

◆ 富士浅間神社の社寺林

南高麗地区の上直竹下分にある富士浅間神社の背後の山にタブノキ、ウラジロガシ、シラカシ

が優占する常緑広葉樹林が分布しています。

◆ カタクリ群落

市内各地には大小のカタクリ群落が分布しています。規模の大きなものは、加治地区の落合の加治丘陵の北縁と、東吾野地区の井上のふれあい農園に見られます。

◆ ^{ねの こんげん}子ノ権現のブナ・イヌブナ林

吾野地区の南の子ノ権現の裏にブナが優占し、イヌシデやモミが混生する落葉広葉樹林が分布しています。子ノ権現の水源林であり、一般の立ち入りが禁止されています。

◆ 飯能河原周辺の河畔林

飯能中央地区の飯能河原よりも下流部の川辺の崖に、ケヤキやシラカシなどから構成される群落が見られます。この群落は「さいたま緑のトラスト保全4号地」の一部として保全が図られています。

◆ ^{すわ はちまん}諏訪八幡神社裏の常緑広葉樹林

飯能中央地区の諏訪八幡神社の裏の小さな谷にシラカシ、アラカシ、スダジイなどから構成される常緑広葉樹林が分布しています。

③ 古樹・巨木

本市には、常緑樹と落葉樹の大木が山地から平地まで分布している特徴があり、特に市内各地区の社寺に生育しています。

◆ 飯能の大ケヤキ（埼玉県指定天然記念物）

加治地区の^{かわでらしんめい}川寺神明神社の境内にあり、樹勢も旺盛です。

樹高28m、目通り6.5m、根回り11m、推定樹齢700年から800年

◆ 高山不動の大イチョウ（埼玉県指定天然記念物）

吾野地区の高山の高山不動の「子育てイチョウ」ともいわれ、母乳の不足する女性が祈願すると乳の出が良くなったとされます。

樹高37m、目通り10m、根回り12m、推定樹齢800年

◆ 子ノ権現の二本スギ（埼玉県指定天然記念物）

吾野地区の南の子ノ権現の参道を上りつめたところにあります。北側の木は枯れています。

南木：樹高23m、目通り7.85m、根回り11.5m、推定樹齢800年

北木（枯れ）：目通り5.4m、根回り7.7m、推定樹齢800年

◆ ^{たきの いり}滝ノ入タブの木（埼玉県指定天然記念物）

南高麗地区の上直竹下分の富士浅間神社の裏山にあり、日本の内陸部におけるタブノキの分布の北限に近い地域の巨樹として県の天然記念物に指定されています。

樹高20m、目通り5.5m、根回り7m、推定樹齢700年



◆ 竹寺のコウヤマキ（飯能市指定天然記念物）

原市場地区の南の竹寺に、室町時代の武将、太田道灌^{おた どうかん}が植えたといわれ、「道灌榎^{どうかんまき}」とも呼ばれています。

樹高26m、目通り3.86m、根回り7.55m、推定樹齢400年

5 景観

市域には、河川の自然景観、里山の自然景観などの水と緑の環境をより良く残している自然的な景観がある一方で、歴史的・文化的景観として人々の営みにより形成されてきた景観も残されています。

本市は、平成29年（2017）11月1日に飯能市景観条例を施行し、景観行政団体※となりました。さらに、飯能市景観計画を定め、その計画において市域全域を景観計画区域としており、一定規模を超える建築物・工作物の新築や外観変更、開発行為や物件の堆積などの行為をしようとする場合は、届出が必要となります。また、良好な景観の形成を重点的に図る必要のある景観形成重点地区として、「宮沢湖周辺地区」を指定しています。

さらに、飯能市都市計画マスタープランにおいては、「景観に配慮したまちづくりの方針」がうたわれ、自然景観や歴史・文化的景観を大切な資源としてとらえ、保全と創造の意識を高め、景観まちづくりを推進することが必要であるとしています。

※ 「景観行政団体」・・・景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体を指します。景観法第8条に基づき、市独自の景観計画を定めることができます。

（1）自然景観

本市を代表する自然景観資源としては、北西部の山間地と南東部の丘陵及び台地に分かれている特徴的な地形を挙げることができます。

山間地には、巨樹や貴重な植物群落などが多く分布しており、豊かな自然が残されています。また、北の高麗丘陵、南の加治丘陵によって囲まれた市街地周辺でも、人の営みと自然が織りなす昔ながらの里山があり、多くの緑地にも恵まれています。



写1-1 吾妻峡 自然景観

さらに、市内の広い範囲に清らかな河川が流れており、湖もあります。また、飯能河原をはじめとした親水スポットも数多くあり、それらは市民をはじめ、市外から訪れる人にも広く親しまれています。

このような水と緑からなる自然景観資源が、山間地のみならず市街地周辺にもあり、安らぎや潤いある本市特有の景観を形成しています。

（2）歴史景観

本市の歴史景観資源としては、山上の霊地^{れいち}として古くから信仰の対象とされてきた高山不動、

岩殿観音^{いわどのかんのん}、子ノ権現、竹寺などがあります。

また、市街地周辺には、徳川御三家の一つである水戸家の付家老を務めた中山氏^{なかもやま}をはじめとした武人にかかわる寺社や遺跡が残っています。

さらに、吾野地区には、古い街道沿いに形成された集落があります。また、中心市街地の通り沿いの一部は、店蔵^{みせぐら}建築や数寄屋造りの料亭建築、洋風建築、看板建築など、絹織物や材木の取引で賑わった当時の面影を今に留めています。

他にも、市内には歴史ある建築物などが数多く現存し、現在4件の景観重要建造物があります。これらの存在が周辺景観に趣や風情を与えています。



写1-2 吾野宿の町並み 歴史景観

(3) 都市景観

都市景観資源とは、人工的に造られた町並みや構造物などに加えて、道路や鉄道と一体的になった眺望も含まれます。

本市の都市景観資源としては、中央及び東側に、中心市街地、美杉台団地^{みすぎだい}、飯能大河原工業団地^{はちこう}、駿河台大学^{するがだい}があります。また、中央公園、トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園、美杉台公園、あさひ山展望公園は、市民をはじめ、市外からも訪れる多くの方々の憩いの場となっています。



写1-3 美杉台団地 都市景観

また、道路・鉄道に関する景観として、秩父方面に高麗川に沿って伸びる国道299号や西武池袋線^{いげ}・西武秩父線、入間川に沿って伸びる県道飯能下名栗線、県道青梅秩父線があります。これらが市街地から山間地へと連続的につながっており、車窓からの良好な眺望の一部となっています。南北に伸びる県道飯能寄居線^{よりい}やJR八高線^{はちこう}の車窓からは、市街地風景や田園風景を眺望できます。

さらに、入間川に架かる割岩橋^{われいわ}や名栗川橋^{きょうりょう}といった橋梁は、地域のシンボルとして市民から愛されており、良好な景観に寄与しています。

第2節 社会的環境

1 市域の変遷

江戸時代、現在の飯能市域には56の村があり、それぞれかかわりあいながらもその一つ一つを行政単位として人々は生活を営んでいました。

明治15年（1882）にそのうち飯能村、久下分村^{くげぶん}及び真能寺村^{しんのうじ}の3村が合併して、飯能町となります。昭和18年（1943）には加治村^{かじ}、精明村^{せいめい}、南高麗村及び元加治村の4村が飯能町に合併しました。昭和29年（1954）に市制を施行し飯能市となり、同年、旧元加治村の野田^{のた}、仏子^{ぶっし}及び新光^{しんこう}の一部が分離しました。昭和31年（1956）には飯能市に、吾野村、東吾野村及び原市場村の3村が合併します。そして平成の大合併にて、平成17年（2005）に名栗村と合併し、現在に至ります。



図1-7 市町村合併変遷図

2 人口動態

本市の総人口は、昭和31年（1956）から増加の一途をたどり、平成12年（2000）をピークに減少傾向に転じます。平成17年（2005）に名栗村（人口2,489人）と合併し総人口が84,860人となりますが、その後も減少傾向が続いており、令和6年3月1日時点の総人口は、78,338人です。また、年齢別にみると、年少人口（0から14歳）と生産年齢人口（15から64歳）が減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加を続け、令和6年（2024）1月1日時点で25,465人と、全体の3割以上を占めています。

総合振興計画の人口推計では、令和17年（2035）に76,318人にまで減少するという推定値が出され、今後も少子高齢化・人口減少が続いていくことが予想されています。

表1-3 人口と年齢構成の推移

年齢	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和6年 (2024)	令和17年 (2035)
総数	66,550	73,214	80,535	83,210	84,860	83,549	80,715	80,361	78,472	76,318 (予測値)
65歳 以上	6,639 (10.0%)	8,494 (11.6%)	10,513 (13.1%)	13,074 (15.7%)	16,589 (19.5%)	19,410 (23.2%)	22,896 (28.4%)	25,204 (31.4%)	25,465 (32.5%)	—
15～64 歳	44,501 (66.9%)	50,681 (69.2%)	56,432 (70.1%)	57,755 (69.4%)	57,107 (67.3%)	54,281 (65.0%)	48,820 (60.5%)	45,590 (56.7%)	44,837 (57.1%)	—
0～14 歳	15,394 (23.1%)	13,979 (19.1%)	13,563 (16.8%)	12,377 (14.9%)	11,151 (13.1%)	9,776 (11.7%)	8,693 (10.8%)	8,424 (10.5%)	8,170 (10.4%)	—

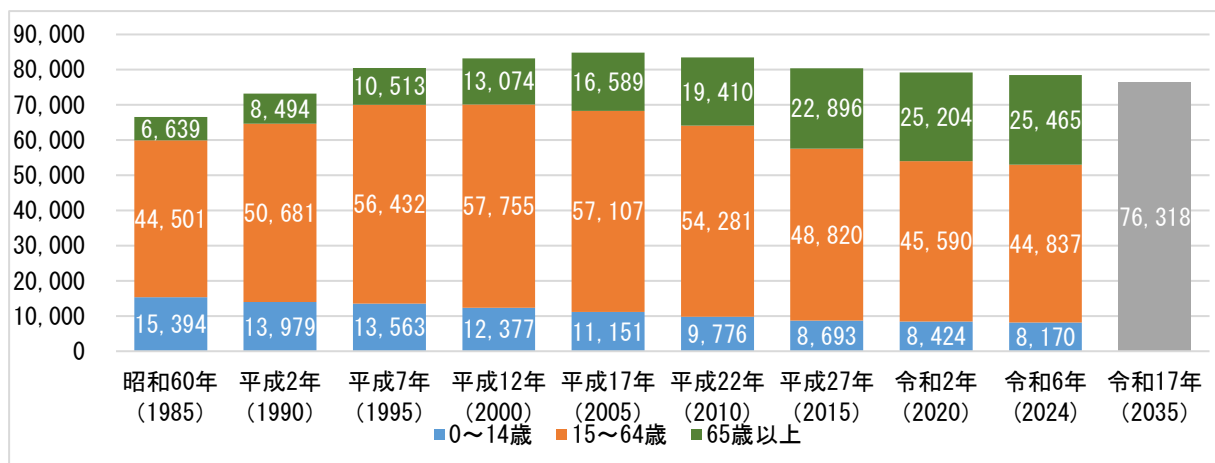


図1-8 人口と年齢構成の推移

3 土地利用

本市は地勢的な特徴から、東部の台地及び西部の山地、山地から東に延びる丘陵に分けることができます。また、市域のほとんどが「奥武蔵自然公園」として埼玉県指定を受けています。

西部の山地は、多くが森林として利用され、市域全体の75%を占めています。山地の間をぬうように西から東へ川が流れ、その川により形成された狭い段丘に集落や畑が形成されています。昭和40年代から平成5年頃までは、山地部を切り開き住宅建設が行われ、原市場地区は特に人口の増加が顕著でした。

山地から延びる丘陵上には、飯能南台地区・飯能南台第二地区・飯能大河原地区・飯能日高団地など、大規模な造成が行われました。その反面、天覧山・多峯主山周辺では計画されていた大規模造成が中止となったことで良好な自然環境が残され、市街地にも近いことから多くの市民や観光客に親しまれています。

市東部の台地は、飯能駅・東飯能駅を中心に市街地を形成し、区画整理事業により良好な住環境が整備され、人口増加が続く地区となっています。市街地の東側は、田畑や果樹園などの農地が広がり、優良農地は農業振興地域に指定されています。

市の都市計画では、都市計画区域に市域の26%が指定されていますが、そのうち市街化区域は23%、市街化調整区域が7%であり、市街化区域として指定されている範囲は市域全体のごく一部です。



図1-9 土地利用構想図

(出典：第5次飯能市総合振興計画 前期基本計画 概要版に一部加筆)

4 交通

(1) 交通の歴史と変化

律令国家が成立し行政組織が整うと、地方行政のため「五畿七道」が定められ、都と各国府を結ぶ幹線道路が整備されました。本市には東海道と武蔵国府、東山道をつなぎ市域の東を南北に抜ける「東山道武蔵道」が通っていました。各郡家をつなぐ伝馬制の存在からは、武蔵道から東西に分かれ各地を結ぶ道が推定されます。また、市内の高麗丘陵以南の集落遺跡から他地域産の遺物が見つかっており、行政単位の末端、各郷（里）まで至る交通網の存在がうかがえます。

律令制度が崩れ鎌倉幕府が成立していく動乱の中で、飯能を含め武蔵国の武士団は、各地に歩を進めます。特に鎌倉へ至る道は重要であり、市内にも鎌倉街道と呼ばれていた道がいくつか残っています。この内、秩父につながる「鎌倉街道秩父道」は、戦国時代に甲斐武田氏が軍用路として甲府盆地から国外へ至る街道を整備したことを一つのきっかけに、甲州と武蔵、両者の文化・産業をつなぐ重要な道となりました。

江戸幕府が開かれると、江戸と各地を結ぶ交通網が整備されます。本市内を通り江戸と秩父を最短経路で結ぶ「秩父道」は、「甲州道」への連絡道としても活用されました（「秩父甲州往還」）。秩父甲州往還は、江戸から甲州、信州までを結び、物資の流通路や主に山岳信仰を対象とした信仰の道など、様々な機能を果たしました。

また本市内には、精明から加治地区を抜け、大山阿夫利神社へ向かう参道「大山街道」も通っています。街道沿いには、「宿」のつく字名も残り、江戸や周辺地域から多くの参詣・観光客が市内を通行し、人や物資の交流があったことがうかがえます。

(2) 現在の交通

道路は、国道299号が市域の北寄りを東西に貫き、山地を挟むようにそれと並行する県道飯能下名栗線が市域の南側を、直行するように県道飯能寄居線、県道青梅飯能線が南北に走っています。また、狭山市との隣接地には、県道馬引沢飯能線に接続する圏央道狭山日高インターチェンジがあります。近年では、土地区画整理事業の進捗を受け、都市計画道路阿須小久保線の岩沢陸橋を始め、双柳岩沢線や川寺岩沢線が開通し、利便性が向上しています。

鉄道は、八王子駅と高崎駅を結ぶJR八高線、池袋駅と飯能駅、吾野駅までを結ぶ西武池袋線、吾野駅と西武秩父駅を結ぶ西武秩父線が市域を走っており、東飯能駅でJR八高線と西武池袋線が結節しています。西武池袋線は、平成25年（2013）3月に、私鉄5社（西武鉄道、東武鉄道、東京メトロ、東京急行電鉄、横浜高速鉄道）による相互直通運転が開始され、更なる利便性の向上が図られています。

市内で運行されている路線バスは、国際興業バス、西武バス及びイーグルバス各社により、36系統になります（令和6年（2024）3月時点）。飯能駅を起点として放射状に路線が設定されています。吾野、東吾野地区は、西武鉄道が走っているためバス路線はありません。

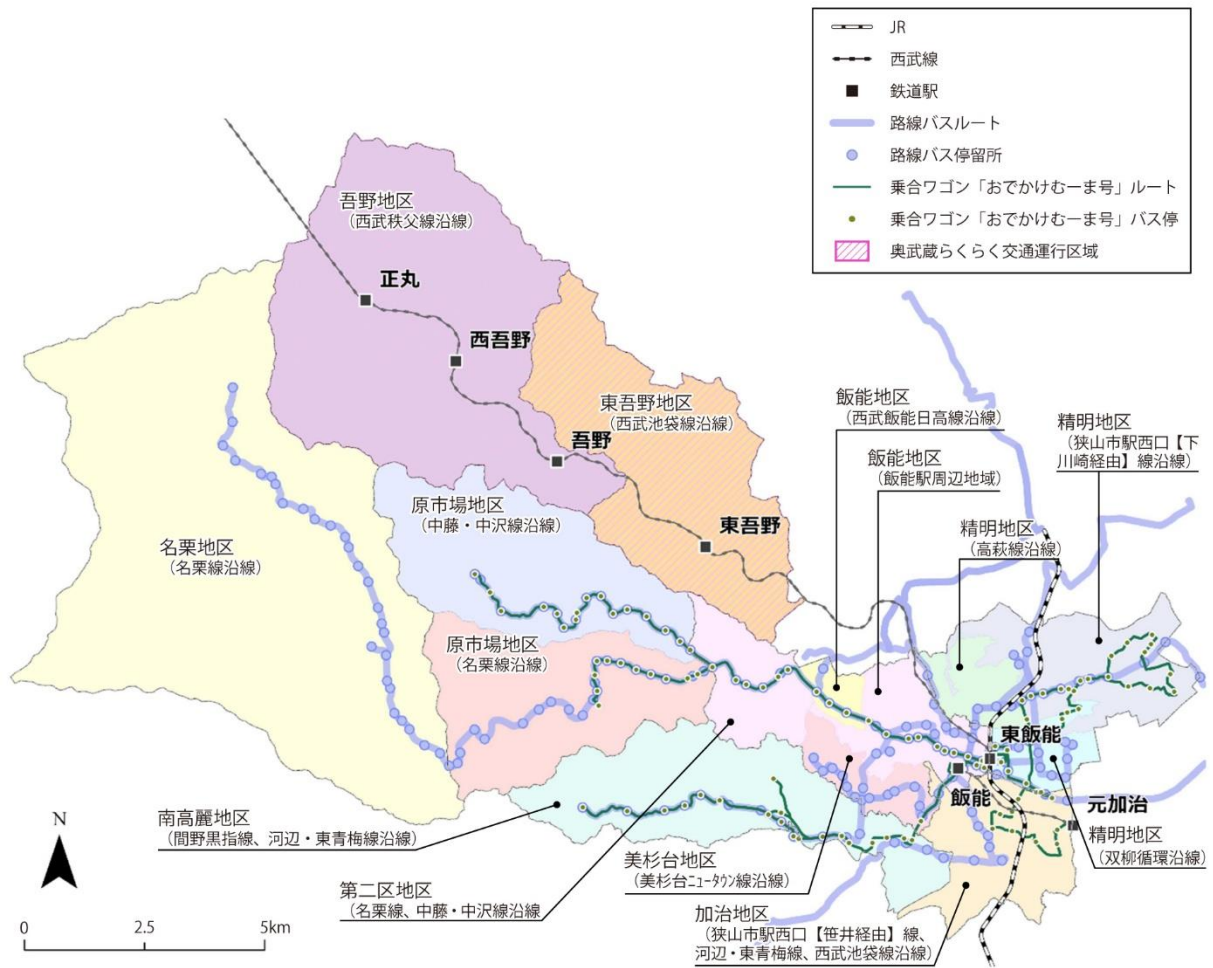


図1-10 公共交通網

5 産業

(1) 産業の歩みと特徴

飯能地方は、古くは旧石器時代・縄文時代から人々が住み、^{れいぎ}霊亀2年（716）には、渡来系の人が移住し高麗郡が置かれたとされています。その後、江戸時代には、幕府直轄領^{ちよつかつりょう}などが置かれ、また、江戸の町の拡大に伴って大量の木材を必要としたため、飯能地方の木材が河川を利用して運ばれました。飯能地方の木材は品質が高く、江戸の西方から運ばれることから「西川材」と呼ばれ、現在の林業、製材業の基礎となりました。江戸に近いという立地から、特に木材の供給地として林業が発達し、林業・製材業が本市の産業の礎となっています。また、農閑期の産業として、石灰岩を高温で加熱した生石灰に水を加えてつくる「石灰焼き」が行われ、江戸城などで漆喰^{しつくい}の原料（消石灰）として用いられました。

一方、林業以外に、江戸時代後期から飯能の地で取引されていたものが「絹織物」です。埼玉県の南西部に位置する入間郡は、もともと県下でも織物の盛んな地域で、明治初期の飯能では、木綿縞^{もめんしま}の生産が盛んでした。また、この頃には、生糸や絹織物の輸出が国策として力を注がれるようになり、飯能地方でも養蚕^{ようさん}や生糸、絹織物の生産が盛んとなり、これらを扱う機屋^{はたや}や買継商^{かいつぎしょう}が資本を形成していきました。それが後に、武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）の開通につながっていきました。大正4年（1915）には現在の西武鉄道の前身である武蔵野鉄道の飯能駅が、次いで、昭和6年（1931）には、国鉄（現在のJR）八高線の東飯能駅が開設され、本市が周辺地域の商工業の中心として飛躍的な発展を遂げました。鉄道の開通により、木材の流通が水運から鉄道輸送へと大きく変化し、飯能の町が木材の産地市場となったことが、その後さらに街が発展するきっかけとなりました。

戦後、林業・織物業などの基幹産業は、いずれも時代の趨勢^{すうせい}により衰退していきましたが、鉄道や主要道路、高速道路といったインフラを活用し、本市の産業は、東京近郊における製造業や物流業、近郊農業へと移行していきました。

近年では、地域住民が主体となった多彩なイベント・交流事業やエコツーリズムの取組が進展するとともに、飯能大河原工業団地への企業誘致や市内ほぼ全域への光ファイバー網設置など、地域基盤の整備が進んでいます。

また、鉄道各社の相互乗り入れによる横浜中華街・元町との相互運転開始や、圏央道の整備により利便性がより高まり、人・モノ・情報・文化・産業の交流が一層活発になるものと期待されています。



写1-4 茜台工業団地

(2) 現在の産業構造

市内の事業所・従業者数は、令和3年（2021）時点で3,048か所、27,852人で、近年はやや減少傾向にあります。

商業については、平成24年（2012）の卸売業・小売業の店舗数は567店、年間販売額は約809億円です。店舗数は平成6年（1994）の935店から減少傾向にあり、年間販売額も平成19



年（2007）は1,300億円に増加したものの、減少傾向にあります。

農業は、令和2年（2020）の総農家戸数は621戸、このうち販売農家数（専業・兼業農家）は185戸です。平成12年（2000）の総戸数859戸から大幅に減少しており、他産業と比較して顕著です。一方、近年では新規就農者の獲得に向けた動きが盛んになり、令和2年度（2020）には15人の担い手が確保されています。農業産出額は、平成18年（2006）野菜が2億4千万円、お茶などの工芸農作物が8千万円、栗や梨などの果実が8千万円となっています。

林業は、市域の山林面積は14,560haで市域の75%を占めており、森林面積の88%以上が私有林となっています。近年、森林の環境的側面が注目され、国の補助政策もあり手入れの届いていなかった森林の整備も徐々に進んでいます。一方、木材、木製品製造業では、事業所数・従業員数は共に減少傾向にあります。

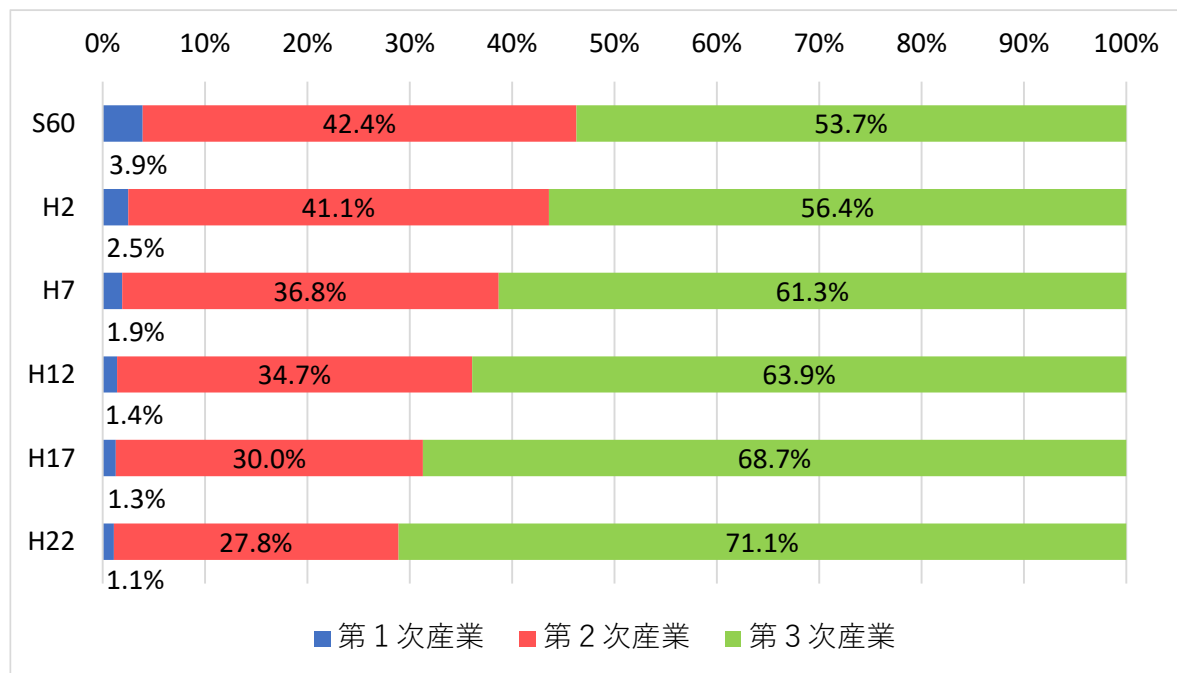
工業は、飯能大河原工業団地や圏央道狭山日高インター周辺において企業誘致が進み、近年は微増傾向にあります。それに伴い、企業誘致による新規雇用者数も令和2年度（2020）は4,044人と成果が現れてきています。製造品の出荷額は、1,600億円から1,800億円の間を推移していますが、出荷額が大きい企業の移転が計画されており、影響が大きいと思われます。



写1-5 茶畑風景



写1-6 西川林業の山林



（国勢調査、昭和60年～平成12年は旧市町村合計値）

図1-11 産業別就業人口の推移 （出典：飯能市都市計画マスタープラン改訂版）

(3) 観光

本市は都心から1時間圏内にありながら、豊かな自然が残され、多くのハイキングコースが設定されていることなどから、観光客が多く訪れる場所です。

本市の平成28年度（2016）からの第5次総合振興計画では、観光入込客数は、平成23年（2011）の193万人から増加傾向にあり、ムーミンバレーパークが開園した令和元年（2019）には410万人に達しました。しかし、令和2年（2020）は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、287万人と大幅に落ち込んでいます。一方で、令和2年（2020）8月には「ノーラ名栗」が、令和2年（2020）10月には天覧山の麓に発酵のテーマパーク「OH!!!～発酵、健康、食の魔法!!!～」がそれぞれオープンし、新たな観光施設の整備が進んでいます。

入込客の内訳をみると、テーマパークなどの都市型観光分野のほか、ハイキングなどの自然分野、ゴルフ場やキャンプ場などのスポーツレクリエーション分野が多く、飯能まつりや飯能ひな飾り展などの行事イベントも多くの人を呼び込んでいます。

本市では、令和7年（2025）に観光入込客数480万人を目標としています。

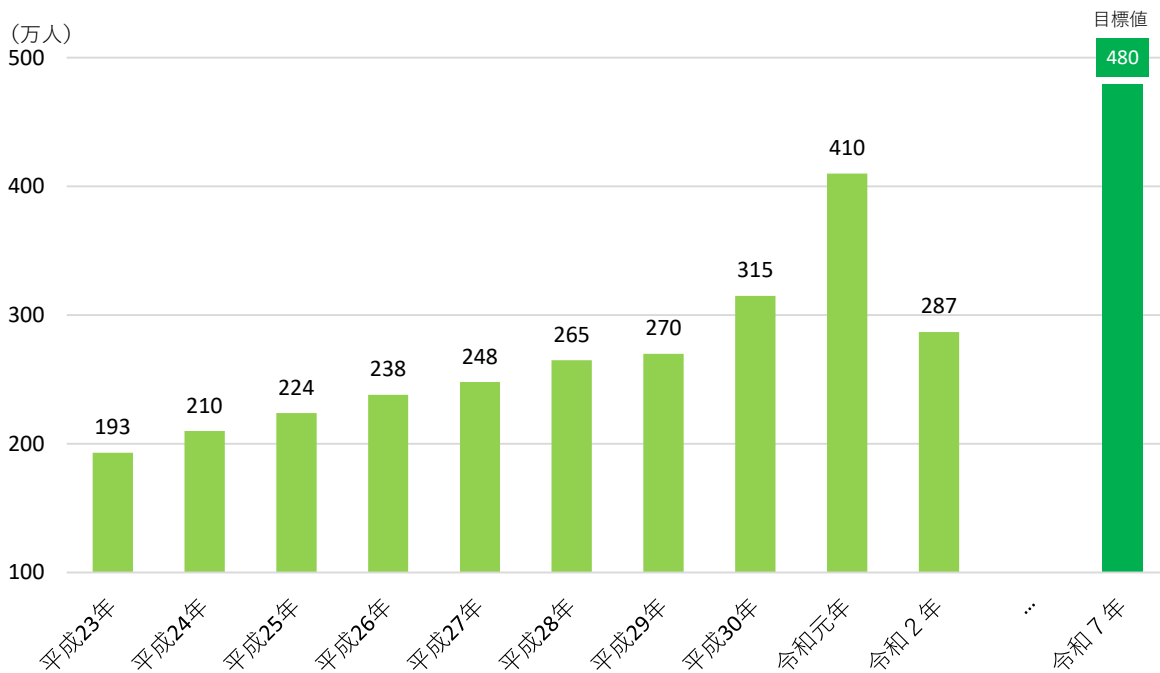


図1-12 観光入込客数の動向と目標

（出典：第5次飯能市総合振興計画 後期基本計画）

第3節 歴史的背景

1 通史

(1) 「飯能」とは

「飯能」という地名は、江戸時代の「飯能村」に由来します。飯能村の村域は、現在の大字飯能、^{ほんちよう}本町、^{やまて}山手町に該当し、現在の大通りに町ができるまでは、同村も農村の一つに過ぎませんでした。^{かんぶん}寛文年間（1,600年代）には、その飯能村及び周辺2か村も含めた範囲に市が立ち、飯能町と呼ばれるようになっていきました。そして、明治11年（1878）の郡区町村編成法により江戸時代の村を統合した時に飯能村、久下分村、真能寺村が合併して「飯能町」となりました。その後も合併を繰り返しながら、その都度「飯能」がその範囲を代表する名称として選ばれてきました。このことは、それぞれに独自の地形や風土、生活文化をもつ地域が一つになるときの「結び目」として「飯能」が評価されてきた証であるといえます。

本節では、このような飯能の歴史を振り返ります。なお「飯能町」や「飯能市」が示す範囲は時期によって異なるため、ここでは、現在の飯能市域を「飯能」と呼ぶことにします。

(2) 飯能に人が住み始めた頃

◆ 旧石器時代の飯能

飯能に人が住み始めたのは、今から約2万年前の後期旧石器時代で、この時代の飯能は、現在の北海道南部と似たような寒冷な気候だったと考えられます。^{やぶら}屋淵遺跡（現下加治地内）や^{あさひはら}旭原遺跡（現中山地内）、^{こいわいわたば}小岩井渡場遺跡（現小岩井地内）から当時の人が使用した石器が見つっています。屋淵遺跡からは、ナイフ形石器（槍の先端部分）が発見されており、狩猟を中心とした生活を行っていたことがわかります。また、石器は東日本に広く見られる石器作りの技術を用いて作られていました。針葉樹の森が広がり、人々はオオツノジカなどの大形獣やシカ、イノシシなどの中・小型獣を追って移動しながら、時には山野の植物や木の実を利用して生活を送っていました。



写1-7 旧石器時代の石器
（屋淵遺跡出土）

◆ 花開く縄文文化

1万5千年前、最終氷期が終わり気候が温暖化したことにより、陸地には、落葉広葉樹や照葉樹が広がり、シカやイノシシなどが増えていきました。こうした環境の変化に適応し、自然と共存する生活をしたのが縄文文化です。

縄文時代には、土器が発明され煮炊きが可能になり、^{かしよく}可食できる物が増えました。また、弓矢の発明と犬の飼育が始まり、小型の動物も狩猟の対象となりました。食料の対象が増えたことで一定の範囲で安定した食料調達が可能となり、定住してムラをつくるようになりました。一方、ムラを営むための決まりごとが生まれ、儀礼やお墓を作るなど精神文化も発展していきました。

飯能では、小岩井渡場遺跡（現小岩井地内）で見つかった微隆起線文土器が最も古く、約1万2千年前のもの（縄文時代草創期）です。その後、前期（約7千年前）になると山間部や台地部に広くムラが形成されるようになり、縄文時代中期後半（約5千年前）の遺跡は、最も多く市内に分布しています。その数は約60か所で、飯能で見ついている遺跡の約40%にもなります。飯能では、縄文時代中期と比べると、後期の遺跡があまり発見されていませんが、後期から晩期に至るまで飯能ではムラが営まれていました。



写1-8 縄文時代の住居跡
（堂前遺跡）

◆ 人々はどこへ？ 弥生時代から古墳時代

縄文時代が終わりを告げる約2千5百年前から、飯能では、人々の生活の痕跡がなくなります。稲作が生業の中心となる弥生時代には、人々は、水田をつくることのできる広い低湿地の近くに住むようになります。そのため、稲作に適した場所の少ない飯能では、人がまとまって住んでいた形跡が認められなくなります。



写1-9 古墳時代の住居跡
（加能里遺跡）

続く古墳時代も、飯能に残されている痕跡はごくわずかです。加能里遺跡（現岩沢地内）や中原遺跡（現平松地内）に数軒の竪穴式住居跡が見つかるだけで、ごく短期間で人々は別の場所に移ってしまったようです。このため、古墳をつくるような有力者はあらわれませんでした。

（3）飯能第2の夜明け

◆ 高麗郡建郡

8世紀になり、奈良に都が置かれて間もなく、飯能を大きく変える出来事がおこりました。高麗郡の設置です。『続日本紀』には、「駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野の7か国にいる高麗人1,799人を武蔵国に移住させ、高麗郡を置く」とあります（『続日本紀』霊龜2年（716）5月16日条）。人々は最初、南小畦川流域の堂ノ根遺跡（現戸刈場地内）や張摩久保遺跡（現平松地内）周辺に住み始め、次第に上流域へと開拓を進めました。建郡から30年ほどで土地の開拓は落ち着いたものと考えられます。その間、農地開発のみならず、養蚕生産などにもかかわったと考えられます。



写1-10 奈良時代の住居跡
（堂ノ根遺跡）

9世紀に入ると人々は、入間川、高麗川上流域にもムラを形成するようになります。山間部に住む人々は焼畑を行い、炭を生産するなど、既にこの頃から森林とかがわりながら生活を営んで



きたと思われます。

一方、山地では、仏教の修行僧や修験者たちが修行を続けることで里の人々からも信仰されるようになり、10世紀頃には、木造軍荼利明王立像のある高山不動（現高山地内）、不動明王立像のある子ノ権現（現南地内）など、霊地となっていくところが現れました。

（4）武士の時代

◆ 鎌倉幕府の成立と党的武士団

12世紀の終わりが、源頼朝とそれを支えた東国の武士団によって武家政権である鎌倉幕府が成立しました。武蔵国では、下総国の千葉氏、上総国の上総氏のような中小の武士団を支配下におさめた首長的な武士団は見られず、「武蔵七党」などと呼ばれる中小規模の同族的武士団（「党」的武士団）が半ば独立を保ちながら、多数存在していることが特徴でした。

彼らは、台地に切れ込んだ谷を水田として開発し、その近くに館を構え、周囲には一族や従者を住まわせ、所領支配の拠点としました。そして自らが開発した地を本拠地とし、その地名を自らの名字として名乗りました。現在の入間市西部から本市の東部には加治氏^{かじ}がいて、その子孫は、中山^{なかやま}という名字を名乗りました。このほか市域には「岡部氏^{おかべ}」「青木氏^{あおき}」「大石氏^{おおいし}」などがいました。



写1-11 長光寺惣門の岡部氏家紋

◆ 戦国時代の飯能

14世紀の前半に鎌倉幕府が滅び、その後の建武の新政を経て、足利尊氏による室町幕府が成立すると、関東は鎌倉公方とそれを補佐する関東管領による鎌倉府の管轄となりました。その後、この両者の対立などによって騒乱の時代が始まります。この時、多摩川上流域の「杉保」と呼ばれた地域を本領とする三田氏が領国を拡大し、飯能の一部もその中に含まれていきます。

一方、中山を本拠としていた中山家勝は、天文15年（1546）に川越で起きた古河公方足利氏、山内・扇谷上杉氏からなる連合軍と北条氏康との合戦の後、北条氏の家臣となります（北条氏の家臣となる前、大石氏の家臣であったという説もあります。）。そして、その子家範は、天正18年（1590）、豊臣秀吉が小田原を本拠とする北条氏を攻めた際、八王子城の守備にあたりました。当時、城主の北条氏照は小田原へ駆けつけており、城に残っていたのはわずかな家臣や領民、女性や子どものみでした。前田利家や上杉景勝らによる圧倒的な軍勢の前に八王子城は落城し、家範は自害しました。



写1-12 長念寺文書
（北条氏照印判状）

(5) 今につながる江戸時代

◆ 町の始まり

関東を支配していた北条氏の滅亡後、関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、江戸に幕府を開きました。江戸に近い武蔵国西部の山間地域は、多くが幕府の直轄領とされ、山間部と平地部の接点にその支配のための陣屋が設けられました。畑が多く田の少ないこの地域では、米でなく貨幣で年貢を納めるために、地元の産物を換金する機能を持つ「市」が立てられました。中山に開かれていた市もその一つと考えられます。



写1-13 飯能縄市（博物館模型）

◆ 集まる産物

村人たちが農耕の間に行う諸稼ぎは商品生産につながり、流通の発達とともに地域に様々な特産物が生まれるようになりました。入間川の谷口集落である飯能の町は、17世紀後半に縄や筵を扱う市が立ち、その後山間部の産物である炭や石灰が集まり、さらには生糸や織物の産地市場となって発展していきました。周辺で生産された産物は、飯能の町にいったん集荷され、その商人をとおりて各地の消費地へと送られていきました。

◆ 林業の発展

林業に関しては、少なくとも正徳・享保期（1711－1736）には、山から伐り出した材木で筏を組み、下流へ運搬する「筏流し」をする材木商人が入間川上流域に多数存在し、消費市場である江戸の木場などと直に取引をしていました。

また、飯能の山間地域では、上名栗村の世襲名主町田家のように、村人を奉公人や人足として雇い、地域経済の維持、継続に重要な役割を果たす者も現れるようになりました。町田家は、江戸後期になると江戸に材木問屋を開設し、自ら消費地での取引も始めるようになります。このような江戸に材木問屋を持つ店は、入間川上流域の材木商人たちにとって、代理店のような機能を果たすようになり、その後の西川林業の発展に大きく寄与しました。



写1-14 筏流し再現風景

◆ 江戸時代から明治へ

慶応2年（1866）6月13日、上名栗村を発端として始まった打ちこわし（騒動）は、武州17郡、上州2郡にまで波及する、大規模なものになりました。「ぶっこうし（武州世直し一揆）」です。民衆が「世直し」、「世均し」を唱えて立ち上がり、米の安売りや施金・施米、質地証文の廃棄などを求めて闘ったこの打ちこわしは、鎮圧される19日までの7日間に、瞬く間に関東各地に広がって江戸幕府の威信を揺るがし、その崩壊を早めた要因の一つとなりました。



それから2年後の慶応4年（1868）、飯能の人々は図らずも江戸時代の終わりを目の当たりにすることになります。江戸幕府の旧臣からなる彰義隊から分かれた振武軍は、渋沢成一郎を頭取とし、上野戦争の敗残兵とともに5月18日に飯能に現れます。そして同月23日未明に笹井（現狭山市笹井）で新政府方と交戦し、同日早朝には飯能の地が戦場となりました。この戦いで能仁寺・智観寺・観音寺・広渡寺の4か寺と、飯能村・久下分村・真能寺村・中山村の4か村で200軒の民家が焼失しました。この戦いは、「飯能戦争」と呼ばれ、飯能の町とその周辺は現在の埼玉県内では唯一戊辰戦争の戦場となりました。



写1-15 振武軍旗

（6）近代以降のあゆみ

◆ 飯能町の復興

飯能戦争では飯能の商家の多くが焼失しましたが、時とともに飯能は、その被害から復興していきます。明治15年（1882）には飯能村、久下分村、真能寺村の3村が合併し、飯能町となりました。そして明治16年（1883）に陸軍近衛諸隊の軍事演習が飯能町周辺で行われ、飯能の町に明治天皇が行幸された際には、2,000人近い将兵の止宿を可能にするまでになっていました。

◆ 入間郡を代表する町へ

飯能は、明治の頃には、入間郡・高麗郡内を代表する町の一つとなっていました。例えば、明治11年（1878）における1反あたりの地価で見ると、飯能の地価は、城下町であった川越、交通の要所であった所沢に次いで3番目に高く、人口規模では、少なくとも明治中頃から戦中までは所沢町と肩を並べるほどでした。

この発展を支えたのが絹織物でした。埼玉県の中でも入間郡は、江戸時代から織物の生産が盛んな地域です。絹織物は、江戸時代後期には、飯能の市で取引が行われるようになり、やがて飯能の代表的な産物となっていきました。また、明治初期の飯能では、木綿織の生産が盛んでした。木綿織は、綿織物と絹綿交織物が取引される市場であった所沢に集められて「所沢織物」と呼ばれました。

◆ 鉄道の開通

織物業の発展が機屋や買継商の資本を形成し、明治20年代後半の鉄道敷設計画へとつながります。蒸気機関車による本格的な鉄道である武蔵野鉄道が開通したのは、大正4年（1915）4月のことです。それまで材木の輸送形態は、入間川、高麗川での筏によるものでしたが、両河川は水量が少なく、増水時しか輸送できませんでした。それが武蔵野鉄道の開通により、流通形態が大きく変わることになりました。材木の輸送量が格段に増え、飯能の駅



写1-16 武蔵野鉄道開通

前には多くの材木商が店を出し、材木が集められました。これにより、飯能は材木の産地市場としての地位を確立しました。

◆ 過去から未来へ

織物産業、林業といった地場産業は、戦後衰退していきませんが、かつて飯能を支えていたこれら地場産業がもたらした鉄道を初めとする社会資本は、人口減少時代に入った現代において、特色あるまちづくりを可能とする財産となっています。また、自然環境に優れた住環境、観光、広大な森林がもたらす様々な恵みなど、飯能の発展につながる資源も豊富にあります。市の将来を考えていくにあたり、飯能の歩んできた歴史や地域の資源を知ることは、非常に重要であるといえます。

2 災害の履歴

(1) 地形と災害

本市は、市域の75%を山地が占め、残りは丘陵地、台地、低地で構成されます。山地は、秩父山地と関東平野に挟まれた標高200mから1,300mの山々からなり、尾根から谷底までの起伏量は100mから300mで、山腹斜面の勾配は概ね30°から50°ほどです。溪流を伴う急傾斜地が多い山地は、斜面崩壊や地滑り、土石流などの土砂災害が発生しやすく、土砂災害警戒区域は500か所以上に及びます。地質的には、古生代後期から中生代ジュラ紀にできたとされる秩父帯の岩盤で構成されています。吾野地区から東吾野地区にかけては、風化してもろい塩基性火山岩類が多く見られ、これまでも土砂災害を中心に深刻な災害が発生しています。

丘陵地は、市街地の北側にある高麗丘陵、南の加治丘陵があります。これらは、全体的に緩やかな地形を形成していますが、細かな谷津が入り込んでおり、谷沿いでは高さ30mから80mの斜面が30°から40°の勾配をなして分布しています。丘陵地では、大規模な住宅地の開発が行われ、地形が変容しているところがあるものの、これらの斜面の一部では、過去に地滑りや斜面崩壊、土石流が発生しています。

台地部は、入間川により形成された扇状地にあたります。扇状地は沖積地ではありますが、粒の粗い砂礫から成るため、地盤は、比較的固いとされます。

また、入間川沿いに分布する低地は、現在の河川的作用によって堆積した沖積地で、矢嵐・落合・川寺・岩沢などの低地がこれにあたります。これらの地域は、大正期から始まった砂利採取による河床の低下や昭和61年（1986）の有間ダム completion によってその危険性は格段に低くなっているものの、かつては水害の常襲地帯でした。

(2) 地震に関する記録

飯能における地震災害については、記録がよく残っている江戸時代中期以降、甚大な被害をもたらしたものは、ほぼ確認されていません。また、飯能を震源とする地震も、昭和63年（1988）9月から11月に頻発した地震などがあるものの、大きな被害は認められませんでした。

本市の地盤は、秩父帯の岩盤や飯能層といった硬質な地盤が地表付近まで分布するため、「地



盤が固く、地震の被害に強い」と考えられています。

しかし、平成23年（2011）に発生した東日本大震災を踏まえ、平成25年（2013）7月に埼玉県は首都直下地震に備えた新たな被害想定を発表しました。それによると飯能では、海溝型地震よりは活断層型地震の影響が大きく、立川断層帯地震の被害想定では、加治地区東部、精明地区、飯能地区で震度5強から6弱が予想されています。

① 安政江戸地震 安政2年（1855）10月2日

安政2年（1855）10月2日の夜、東京湾北部を震源とする地震が発生しました。地震の規模はマグニチュード7前後で、江戸を中心にその周辺部で大きな被害があり、死者7,095人、町方の倒潰家屋14,346棟、土蔵1,400棟が潰れたとされています。

本市域では、小瀬戸村の須田精道が記した日記（市指定「須田家日記」）に次のように記されています。

『（十月）三日晴、昨夜四ツ時大地震、今朝五ツ時まで一時二限りゆり、夫より止む』

これから、地震は夜9時半前に起こり、翌日の午前8時ごろまで断続的に余震が続いたことが分かります。本震から4日経った7日にも「（前略）今ばん五ツ時猶地震」とあり、比較的大きな余震がありました。一方、本市域の被害についての記載はなく、この地震による大きな被害はなかったものと考えられます。

② 関東地震 大正12年（1923）9月1日

大正12年（1923）9月1日、午前11時58分32秒、神奈川県西部の松田町付近を震源とする地震が発生しました。マグニチュードは7.9といわれ、東京、神奈川、埼玉、千葉、静岡、山梨、茨城など1府9県にわたって被害が出ました。死者は約10万5千人、住家の被害は、全壊10万9千戸余、焼失21万2千戸にのぼります。

飯能の様子について飯能絹織物同業組合の日誌に次のとおり記されています。

『午前十二時大地震あり、当地被害多大、土蔵ノ壁潰落シタルモノ多シ、汽車不通、電燈終夜停電、郵便物配達不能、電信電話不通、東京、横浜方面為二大火災トノ事、人心恟々トシテ徹夜警戒セリ、附近ノ竹藪ニ避難ス』

この記述からは、土蔵の土壁が落ちるなどの被害が多数出たこと、武蔵野鉄道が不通となり、停電、電信電話が不通となるなどインフラが機能しなくなったことが分かります。また、地震が発生した当日、自警団を組織し、町の警戒に当たっていることも記されています。

さらに、この年の11月15日付で入間郡役所が埼玉県地方課へ宛てて提出した震災被害状況の報告によれば、「建物について精明村で半潰8戸、原市場村で半潰1戸、人について精明村で負傷1人、吾野村で負傷5人」との記載があります。

③ 東北地方太平洋沖地震 平成23年（2011）3月11日

平成23年（2011）3月11日午後2時46分、牡鹿半島の東南東約130km付近の太平洋岸の海底、深さ24kmを震源として発生した海溝型地震が発生し、マグニチュード9.0で1900年以降でも世界で4番目に大きな巨大地震となりました。

本市では、震度5弱を観測したものの、地震による建物や人に対する被害は確認されていません。一方、地震の直接の被害は報告されていないものの、地震発生に伴う福島第1原子力発電所の事故により、放射能汚染が懸念され、学校などでは施設内の放射線量の定期的な測定や給食食材の放射線量調査の実施など、予防的な調査が継続して行われました。

(3) 大雨・強風 土砂災害に関する記録

飯能では、地震による被害が比較的軽微ですが、土砂災害については、大規模な被害が生じた事例も多く、その多くは大雨によってもたらされました。『飯能市域防災計画』によると、連続雨量200mmを超えると土砂災害が、さらに連続雨量500mmを超えると大規模な土砂災害が起こる傾向があることが指摘されています。ここでは、江戸時代中期以降に起きた大雨、強風がもたらした災害について紹介します。

① 寛保^{かんぽう}2年(1742)7月の水害

寛保2年(1742)7月28日頃近畿地方に上陸した台風が、8月1日に関東地方全域を襲い、各地で洪水が発生しました。この災害に関して、南川村久通(現南川^{みなみかわ}地内)の町田家に史料が残され、南川村内とその周辺の被害状況が記されています。これによると、流出した家25軒、潰れた家32軒、大破した家12軒、死者34人の被害がありました。

また、『吾野村根之権現記録』によると、我野^{あがの}(現吾野)と名栗で「山崩れ」が起こり、上我野(現吾野)では、南川で35人から36人、北川^{きたがわ}で14人、青葉戸^{あおばと}で7人、三社・小床・吾野宿・新^{たきぎ}・中沢^{なかざわ}などで各1人の合計70人の死者と馬12匹から13匹が、また上名栗で2人、下名栗で6人の死者が出たと記録されています。

この大雨は、入間川中流域の矢嵐村でも土砂災害を引き起こし、『中村家文書』(現矢嵐地内所在)によると、入間川の堤防が崩れ、矢川橋^{やかわ}周辺やその下流にあった水田や畑に被害が出たほか、谷津に開かれた谷津田が「山崩れ」によって埋まったことが記録されています。

② 安政^{あんせい}6年(1859)7月の水害

安政6年(1859)の7月から8月は、入間川上流域で少なくとも3回の洪水が発生しています。

7月12日は、上名栗^{ひらぬま}村平沼家の文書には、「稀成洪水、谷々山崩れ押出し、田畑押荒し」と記され、小瀬戸村須田家の文書にも水害に関する記録があります。それらから被害の状況について、入間川流域では、大雨によって斜面崩壊、土石流などが起こり、その土砂が田畑に流れ込んだこと、小瀬戸村では入間川があふれ、道まで水が達し、午前0時から午前4時ころまでは通行できない状況となり、入間川にかかる土橋、石橋ともに組の沢の石橋を除いてすべて流出し、死者が多数出たことが記録されています。

③ 明治11年(1878)9月の水害

この年は、8月下旬以降雨が続き、8月24日から9月21日まで30日間のうち20日間は雨とい



う天気でした。このうち9月15日は大雨に見舞われ、上名栗村平沼家の記録では、山方では多数の流木が出たとあります。また、中^{なかとうなかごう}藤中郷の荒田では「山津波」が発生し、家1軒が家財道具もろとも押し流され、一家6人のうち5人が溺死したと記録されています。

④ 明治23年（1890）9月の水害

明治23年（1890）8月22日に風と雨が強まり、翌日にかけて洪水となりました。

飯能の状況は、入間川中流域の加治村の記録が残されています。加治村では8月23日のほか、9月17日、23日両日の大水によっても被害が発生し、8月の洪水によって脆くなっていた入間川の護岸^{ごがん}をさらに大水が襲ったため、提塘^{ていとう}や橋梁^{きりょう}の毀損^{きそん}が起きたものと思われます。8月23日は、入間川では堤防欠所2か所45間、橋梁毀損3か所85間、川除破壊^{かわよけ}15か所19組、水門枠流出1か所、道路毀損1か所20間、9月17日は、川除破壊4か所9組、提塘欠所1か所5間、成木川では9月23日橋梁毀損1か所20間とあり、甚大な被害が発生した様子がうかがえます。

⑤ 明治43年（1910）8月の水害

関東地方で記録的な被害を及ぼした大雨の一つに、明治43年（1910）8月の水害があります。8月1日から16日にかけて降り続いた雨により、県内各地で堤防が崩れ、各地で浸水が発生しました。名栗ではこの期間に1,216mmもの雨が降りました。埼玉県全体では、945か所が破堤し、県下の浸水地域は県全面積の24%にあたる11万町歩に及びました。浸水した家屋は床上・床下あわせて8万4千戸余りに及び、流出・埋没・損壊した道路は4,392か所、流出したり破損したりした橋脚^{きょうきやく}は3千か所以上となる被害が発生しました。また、死者は324人にのぼりました。

名栗の穴沢^{あなざわ}地区では、幅約90m、高さ約216mに渡り斜面が崩れ、家屋1軒が埋没、6軒が流され、1軒が全潰し、17人が死亡、生死不明者は5人にのぼりました。また、湯の沢地区や名郷地区でも土砂崩れが発生しました。名栗村全体では、家屋の被害が108軒、死者18人、生死不明者5人という大惨事となりました。

吾野村では、大字南で山の斜面が、幅約330m、長さ約1,700mに渡り崩れ、その土砂が高麗川を約135mにも渡り堰止^{せき}め、その上流部に湖を作り出しました。この土石流により、4軒が埋没、8軒が流出し、死者・行方不明者22人という大惨事となりました。堰止められた水は、湖のように溜まり、その深さは4.5mにも達しました。当時の新聞記事には「飯能地方湖水の如し」と記され、坂石町分^{さかいし}の広い範囲が浸水した様子を伝えています。

この地域における水害の被害としては、現在でも最大のものとなっています。

⑥ 昭和22年（1947）9月の水害（カスリーン台風）

昭和22年（1947）9月15日カスリーン台風が房総半島^{ぼうそう}をかすめて関東地方に上陸しました。この雨により荒川では北足立郡田間宮村、熊谷市久下新田で相次いで破堤し、利根川では、北埼玉郡東村で破堤しています。県内316市町村のうち、7割以上の228市町村に被害が及び、破堤83か所、橋梁流出288か所、道路崩壊37か所、田の流出325.5町歩、冠水30,792町歩、畑の流出833町歩に及び、死者101人、負傷者1,430人、家屋全壊725軒、半壊2,116軒、床上浸水44,855軒、床下浸水34,647軒、被災人員348,827人に及びました。

飯能では、旧名栗村で15日午前0時に床上50cmの浸水が確認され、旧飯能町では15日午後1時に床上1.6mまで浸水しました。被害をまとめると、家屋の流出9軒、全壊1軒、半壊12軒、床上浸水145軒、床下浸水219軒、堤塘188間、護岸868間、橋梁6か所、井堰^{いせき}5か所の被害があり、850人が罹災^{りさい}しました。

また、原市場村石倉^{いしくら}地区では、石原橋上流200mほどの地点で入間川が氾濫^{いしはら}し、床上浸水の被害が記録されています。

⑦ 平成11年（1999）8月の水害

埼玉県内では、平成11年（1999）8月13日午後から雨が降り始め、15日午後まで降り続きました。この大雨により市内では、床下浸水110戸、河川護岸被害3か所、道路被害30か所、崖崩れ58か所が発生し、自主避難した住民は234人に及びました。

中でも被害が大きかったのは、西武池袋線吾野駅南側で起きた土砂災害で、8月14日午後7時28分ごろ、吾野駅南側斜面が幅100m、長さ200mに渡って崩壊し、線路敷地内に土砂が流出したものです。これにより、西武秩父線は8月15日から30日の間の16日間不通となる被害が出ました。この時の連続雨量は、西吾野駅で525mmにも及んでいます。



写1-17 吾野駅裏山の土砂崩れ

⑧ 令和元年（2019）10月の水害 台風19号

令和元年（2019）10月6日に南鳥島^{みなみとりしま}近海で発生した台風19号は、マリアナ諸島を発達しながら西に進み、7日には大型で猛烈な台風となりました。その後、日本の南を発達しながら北北西に進み、12日昼頃から北北東に進路を変え、19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸しました。その後も北北東に進み、夜遅くには埼玉県南部を通過、13日未明に福島県沖に達しました。



写1-18 台風19号 高麗川の越水

この台風の通過で、本市では10月12日から13日にかけて大雨や強風となりました。上名栗（沢口）の観測所で644mmの最大累加雨量を記録し、アメダスの飯能観測地点では、12日の日降水量が387mmと過去最多の雨量を観測しました。この雨により、河川^{いっすい}溢水による住宅浸水や土砂崩れなどの被害が市内各所で発生しました。市内では、12日の午前中から順次避難所の開設が始まり、最終的には23か所が開設され、延べ2,233人の方が避難されました。

幸いにも人的な被害はありませんでしたが、建物被害として、全壊2軒、一部破損11軒、床上浸水45軒、床下浸水101軒に及び、道路への被害も通行止め19か所と甚大でした。また、これ以外にも土砂崩れ57か所、土砂流出50か所、河川溢水10か所の被害が発生しました。落合と前ヶ貫を結ぶ成木川に掛かる清川橋^{きよかわ}の橋脚が沈んで通行止めとなり、令和5年度（2023）中の完成を目指し現在橋の架け替えを行っています。令和4年（2022）の段階でも、この台風で被害のあった箇所^{箇所}の全ての復旧工事が終わっていないほど、甚大な被害が発生しました。



(4) 大火に関する記録

飯能で発生した大火について、飯能市立博物館が刊行した、特別展図録『飯能方面湖水の如し』に、本市域の災害史が年表形式でまとめられていますので、火災についての記載を抜き出してまとめます。

飯能の中心市街地では、天保6年（1835）と安政2年（1855）の2度大きな火災が発生しています。明治に建築された蔵造りの店舗（店蔵）は、川越のように2階の窓に観音扉を設置する構造ではなく、板戸や鉄板巻戸の構造が多いことから、大火に対する備えよりも使用時の利便性に重きを置いていたことがわかります。

なお、いわゆる失火^{しつ かり}ではありませんが、幕末の戊辰戦争の一部、いわゆる「飯能戦争」では、戦火により久下分村や真能寺村を中心に旧市街地が焦土と化したことが記録されています。

- | | |
|-------------|---|
| 天保3年（1832） | 井上村下平組 ^{いのうえ しもだいら} で大火があり、16軒を焼失する。 |
| 天保6年（1835） | 夜、原の横町より出火し、飯能大半が類焼する。 |
| 弘化2年（1845） | 夜、小岩井村で火災がおこり、6軒18棟が焼失。 |
| 嘉永3年（1850） | 久下分村で火事、金子忠五郎 ^{かね こちゅうごろう} 宅などが焼失。 |
| 安政2年（1855） | 夜8時頃、飯能村で出火し、宿の大方を焼失する。 |
| 明治2年（1869） | 真能寺村 ^{しんのうじ} で火災があり、6軒が焼失する。 |
| 明治7年（1874） | 昼中に小瀬戸の新寺で大出火がある。 |
| 昭和12年（1937） | 下白子 ^{しもしろこ} （東吾野）で大火災が発生する。 |
| 昭和14年（1939） | 井上で大火災が発生する。 |
| 昭和25年（1950） | 飯能駅前 ^{駅前} で火災があり、13棟が焼失する。 |
| 昭和40年（1965） | 吾野の高畑 ^{高畑} で火災があり、17棟と山林が焼失する。 |
| 平成11年（1999） | 銀座通り商店街で火災があり、11棟が焼失する。 |

3 歴史文化の継承活動

本市では、大切な飯能地域遺産の継承に向けた取組が行われています。ここでは、代表的な取組を紹介します。

◆ 飯能市郷土芸能保存会

市内に伝わる郷土芸能を保存・継承していくことを目的に昭和49年（1974）10月28日に発足しました。現在、^{はやし}囃子18団体・獅子舞2団体が加盟しています。中央公園で催される春まつり「屋台囃子大会」や、秋の飯能まつりの山車の運行計画を作成、2月に市民会館の大ホールで「郷土芸能フェスティバル」を開催するなど、郷土芸能の保存継承だけでなく、公演や普及にも熱心に活動しています。



写1-19 郷土芸能フェスティバル

◆ 各郷土芸能保存団体

本市には郷土芸能を保存・継承する目的で、各地域に郷土芸能保存団体が組織されています。対象としている郷土芸能は、「囃子」、「獅子舞」、「^{そうばんねんぶつ}双盤念仏」、「神楽」です。囃子は、各自治会単位で構成され、獅子舞や双盤念仏、神楽は社寺単位で組織されています。

現在、市内では、活動を休止している団体も含めて、囃子21団体、獅子舞10団体、双盤念仏2団体、神楽1団体の保存会が組織されています。

4 歴史文化に関する意識調査の結果

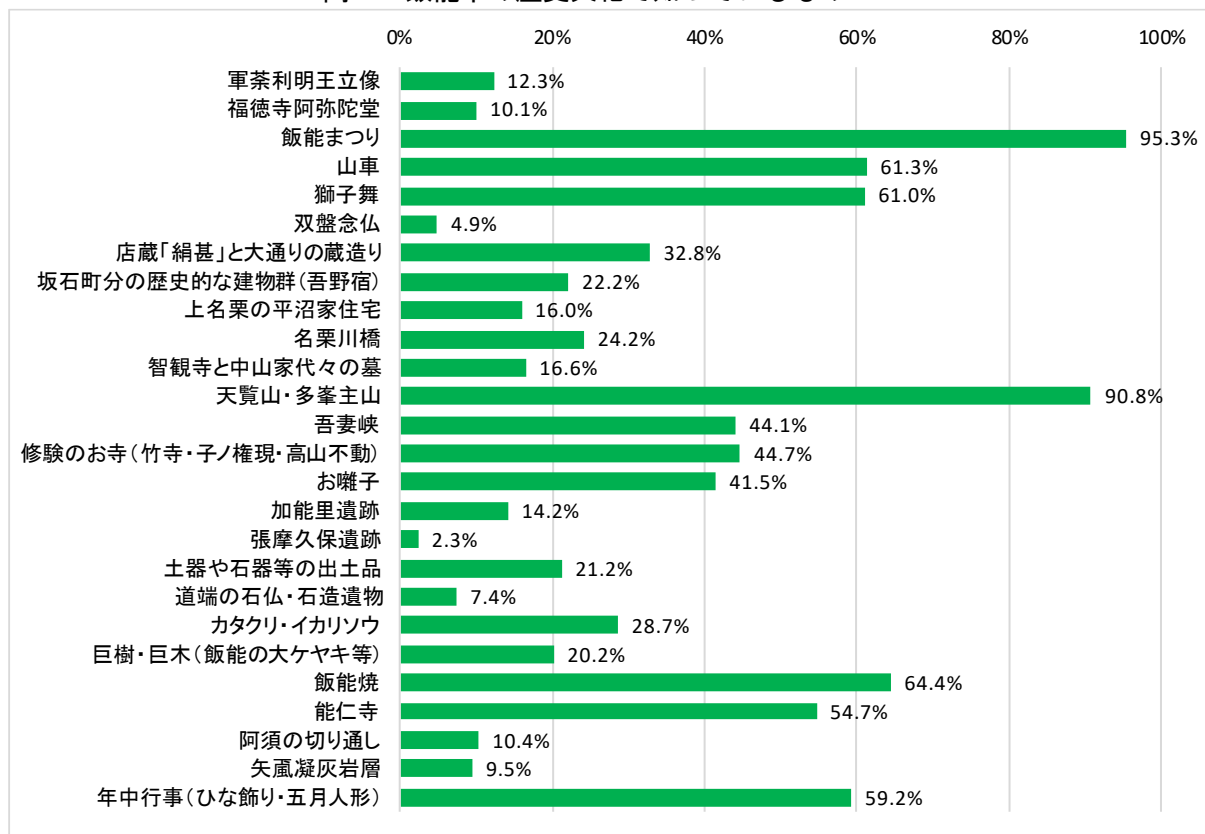
地域計画の作成にあたり、本市では、各世代の代表者に飯能地域遺産にかかる意識調査（アンケート）を実施しました。意識調査は、市民が飯能地域遺産をどの程度認知しているのか、飯能地域遺産にかかわる活動にどの程度参加しているのか、今後どのようにかかわっていきたいか、本市の文化財にかかわる施策に望むことなどを伺いました。調査は、中学2年生（10代）とその保護者（20代から40代）、公民館利用者（40代から60代）、自治会長（50代から70代）を対象に、アンケート用紙を配布、回収する方法で実施しました。

また、指定文化財所有者、継承団体代表者には、文化財の保存や活用に関する課題や希望する施策などについてアンケート調査しました。

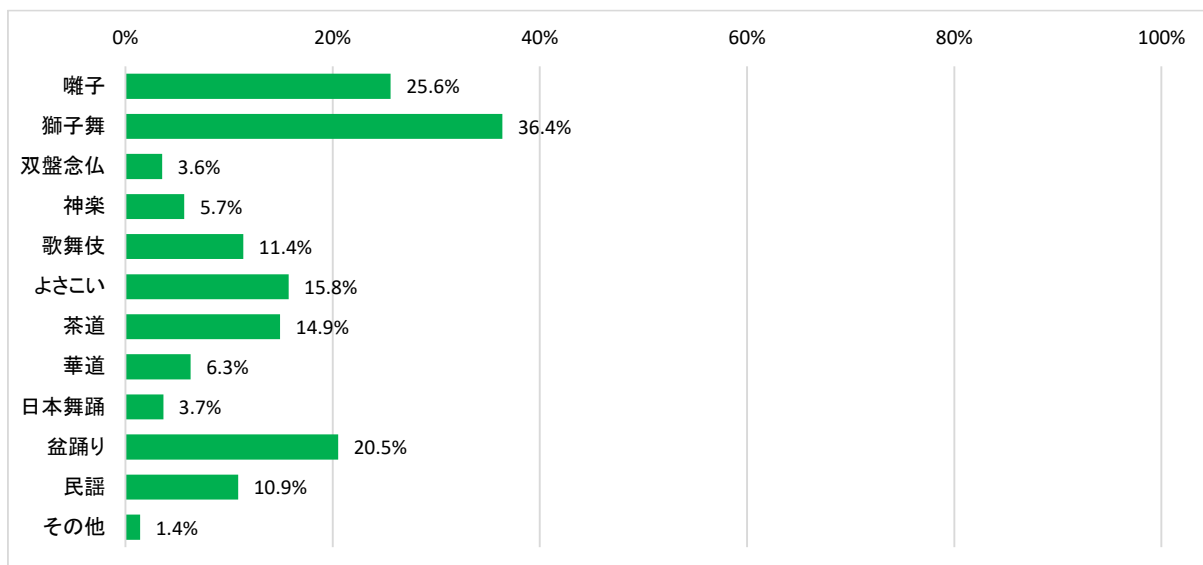
調査の主要な結果は、次のグラフに示すとおりです。



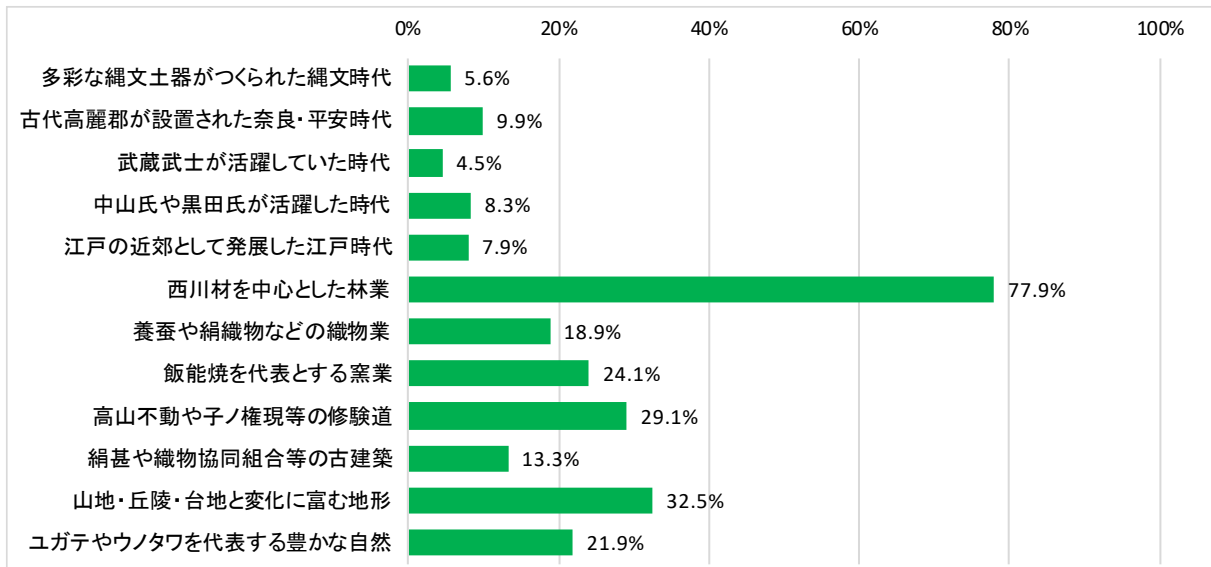
問1 飯能市の歴史文化で知っているもの



問2 あなたが知っている伝統芸能



問3 飯能市の歴史文化を特徴づけているもの



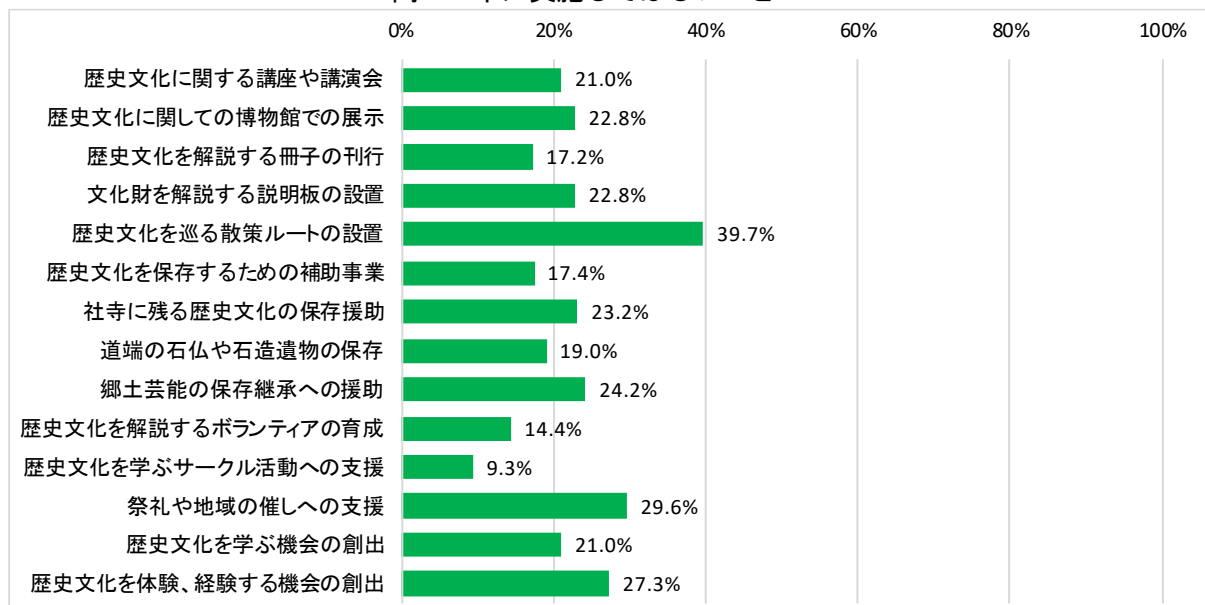
この意識調査からは、飯能まつり、天覧山と多峯主山、飯能焼、山車が20代以上の方に認知されている飯能地域遺産といえます。加えて山岳寺院（竹寺・子ノ権現・高山不動など）、能仁寺、年中行事（雛飾りや五月人形など）、獅子舞、^{あづま}吾妻峡の認知度が高く、各世代を通じて50%を超える認知度がある飯能地域遺産といえます。

10代を代表する中学生は、飯能まつり（95%）と天覧山と多峯主山（89%）、獅子舞（54%）が比較的認知度が高いですが、全体的に他の世代と比べて、飯能地域遺産についての認知度が低い傾向にあります。この他に10代は、年中行事、飯能焼、山車、能仁寺、囃子と認知されている飯能地域遺産が続きますが、全体的に認知している割合は少ないです。その中で、飯能まつり、年中行事、山車、囃子と伝統芸能に関する認知度が高いのが他の世代に比べ特徴です。お祭りは今の子どもたちにとっても大切な飯能地域遺産になっているようです。

一方、今後、市に実施してほしい歴史文化に関する事業について、次のような結果が得られました。



問4 市に実施してほしいこと



意識調査結果によると、「歴史文化を巡る散策ルートの設置」、「祭礼や地域の催しへの支援」、「歴史文化を体験、経験する機会の創出」をはじめ、幅広い分野への要望があることがわかります。特に「歴史文化を巡る散策ルートの設置」への要望が高く、市内の歴史文化を広く認知してもらえる機会ととらえ、取り組むべき施策であると認識しました。今後は、これらの市民ニーズに応えられるよう、積極的に文化財の保存・活用の施策を展開していくことが必要です。



第1節 飯能地域遺産の概要

序章で整理したとおり、飯能地域遺産は地域が大切に守り、継承してきた歴史文化にかかわるすべてのモノやコトを一体的にとらえたものであり、法に基づく文化財だけでなく、大切な歴史文化として守るべき地域の歴史的・文化的所産を幅広く含むものです。

第2章では、飯能地域遺産の概要と特徴について、指定等文化財、未指定文化財、その他の地域遺産の三つの視点から整理します。（それぞれの用語の定義については4ページ参照）

第2章で取り扱う飯能地域遺産は、総数で31,669件です。その内訳は、指定等文化財109件、未指定文化財は31,325件で、その他の地域遺産は235件です。

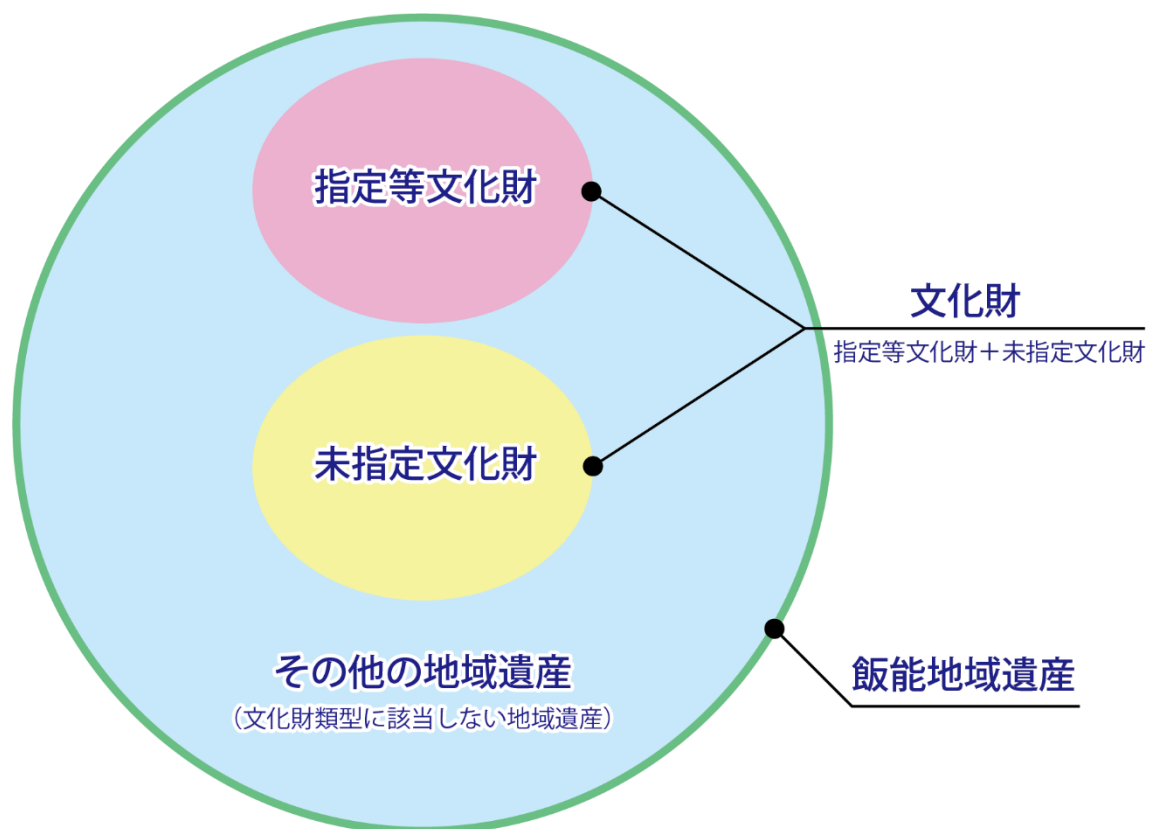


図2-1 「飯能地域遺産」の概念図

第2節 指定等文化財の概要と特徴

地域計画では、法に基づく「文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）」「埋蔵文化財」「文化財の保存技術」を合わせ、「文化財」と定義しています。「文化財」は、「指定等文化財」と「未指定文化財」から構成されており、それぞれの概要と特徴は次のとおりです。

1 指定等文化財の概要

令和6年（2024）3月31日現在、本市の文化財で文化財保護法に基づく指定等を受けたものは、国指定3件、国登録（建造物）1件です。国指定文化財はいずれも昭和30年代から40年代に指定を受けた有形文化財で、「^{ふくとくじ}福德寺阿弥陀堂」は、堂の建築細部まで和様の様式が良く残る鎌倉時代後期の^{どうう}堂宇としての価値が認められ、指定されています。また、登録文化財としては、大正期の洋風建築が1件あります。

埼玉県文化財保護条例に基づく埼玉県指定文化財は32件です。名勝地として県内最初に指定された「^{てんらんざん}天覧山の^{しょう}勝」をはじめ、昭和30年代から40年代に指定を受けたものも多い反面、近年調査や研究が進んだことで新たな価値評価により指定を受けた建造物や仏像（彫刻）などもみられます。その他、市内には埼玉県選定重要遺跡が1件あります。



写2-1 天覧山の勝

飯能市文化財保護条例に基づく飯能市指定文化財は73件です。その内15件が仏像（彫刻）、13件が無形の民俗文化財です。なお、市指定第1号の文化財は昭和32年（1957）指定の「^{なか}中山^{やまの}信吉木碑^{しよくひ}」です。本市の条例制定に伴い調査が進んでいた文化財類型を中心に指定が行われました。その後、昭和50年代から60年代にかけて、本市の文化財保護審議委員会を中心に各種文化財の把握調査が実施され、その中から価値の高いものが順次文化財の指定を受けました。平成に入り、郷土芸能の継承が徐々に難しくなっていく中で、獅子舞や囃子、^{はやし}双盤念仏^{そうばんねんぶつ}などの郷土芸能の調査が実施されたことでその価値が見出され、市の指定となりました。

表2-1 指定等文化財の集計表

種類	種別		国指定 ・選定	県指定	市指定	国登録	合計
有形文化財	建造物		1	5	2	1	9
	美術 工芸品	絵画	0	2	0	0	2
		彫刻	1	6	15	0	22
		工芸品	1	2	11	0	14
		書跡・典籍・古文書	0	1	5	0	6
		考古資料	0	1	9	0	10
		歴史資料	0	0	2	0	2
無形文化財			0(1)※	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	1	4	0	5
	無形の民俗文化財		0	2	13	0	15
記念物	遺跡		0	4	8	0	12
	名勝地		0	1	1	0	2
	動物、植物、地質鉱物		0	6	3	0	9
	旧跡		0	1	0	0	1
文化的景観			0	—	—	—	0
伝統的建造物群			0	—	—	—	0
合計			3	32	73	1	109

埼玉県選定重要遺跡	1
-----------	---

※ 現在のところ無形文化財の指定はないが、国指定重要無形文化財「日本舞踊」の構成員が活動している。

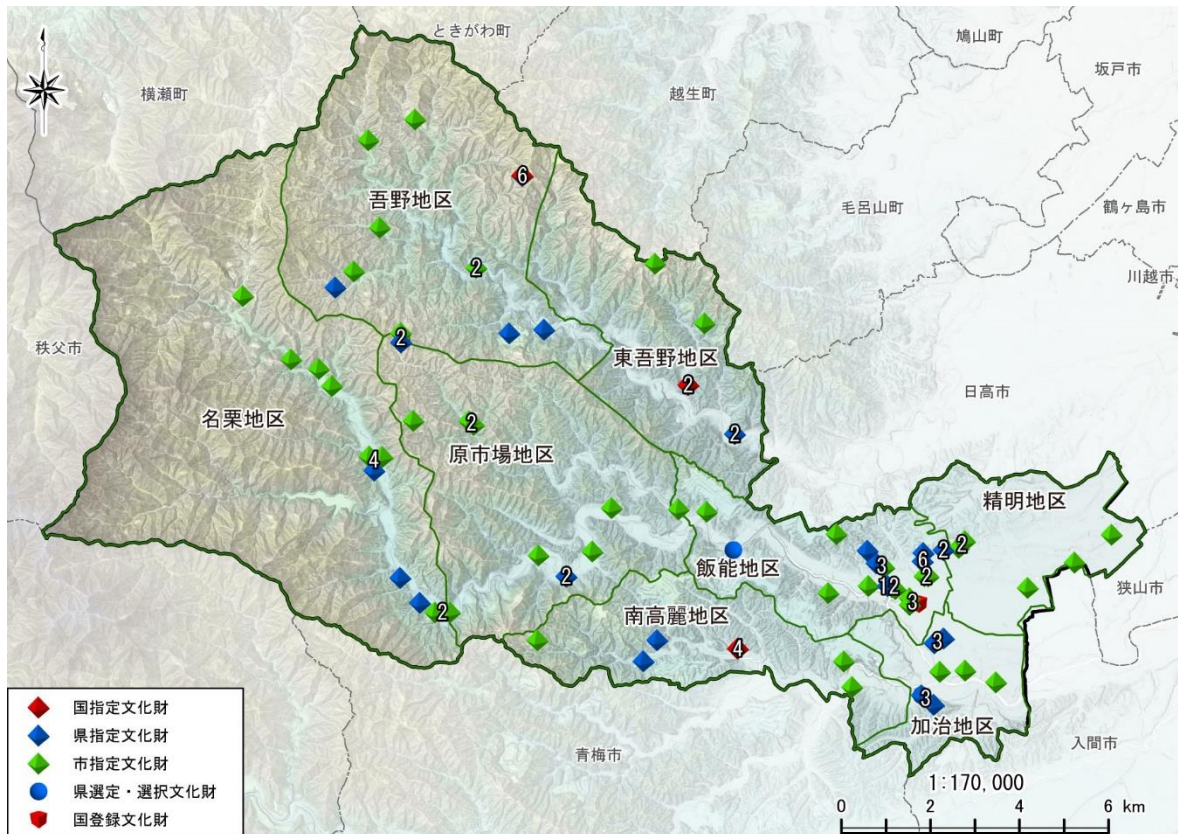


図2-2 指定等文化財分布図

(個人所有のものを除く。図中の数字はほぼ同一箇所にある文化財の件数。)

表2-2 指定等文化財のリスト

指定区分	種別	名 称	員数	所在地	所有者 (管理者)	時代・年代
国指定文化財						
重要文化財	建造物	福德寺阿弥陀堂 附厨子1基	1棟	虎秀	福德寺	鎌倉後期
	工芸品	雲 版	1面	埼玉県立歴史と民俗 の博物館	長光寺	正和2年(1313)
	彫刻	木造軍荼利明王立像	1軀	高山	常楽院	平安
県指定文化財						
県指定有形 文化財	建造物	長光寺惣門	1棟	下直竹	長光寺	江戸初期
		常楽院不動堂 附棟札2枚、控帳2冊	1棟	高山	常楽院	天保2年(1831)
		長光寺本堂 附銅鐘1口、伽藍配置図1枚	1棟	下直竹	長光寺	江戸初期
		白鬚神社本殿	1棟	唐竹	白鬚神社	江戸初期
		名栗川橋	1基	下名栗	飯能市	大正13年(1924)
	絵 画	絹本着色不動明王画像	1幅	高山	常楽院	室町後期
		絹本着色仏涅槃図	1幅	埼玉県立歴史と民俗 の博物館	智観寺	鎌倉中期
	工芸品	刀 表 日州古屋之住実忠作 裏 永禄十二年五月五日	1口	飯能市立博物館	個人	永禄12年(1569)
		白鬚神社御正体	4面	唐竹	白鬚神社	南北朝～室町
	彫 刻	鉄造阿弥陀三尊立像	3軀	虎秀	福德寺	鎌倉
		木造地藏菩薩坐像	1軀	坂石町分	法光寺	至徳3年(1386)
		木造薬師如来坐像	1軀	高山	常楽院	平安後期
		木造聖観音菩薩坐像 附胎内納入品	1軀 4点	白子	長念寺	南北朝
		木造来迎阿弥陀如来立像	1軀	上名栗	鳥居観音	鎌倉後期
		木造虚空蔵菩薩坐像	1軀	川寺	大光寺	南北朝
	書跡・典籍・ 古文書	中山信吉木碑	1基	中山	智観寺	寛永21年(1644)
	考古資料	智観寺板石塔婆	3基	中山	智観寺	鎌倉
県指定有形 民俗文化財	有形の民俗 文化財	飯能の西川材関係用具	448点	飯能市立博物館	飯能市	
県指定無形 民俗文化財	無形の民俗 文化財	下名栗の獅子舞		下名栗	下名栗諏訪神社 獅子舞保存会	
		落合西光寺双盤念仏		落合	西光寺浅草流 双盤念仏保存会	
県指定史跡 名勝天然記 念物	遺跡	中山信吉墓	1基	中山519	智観寺	寛永21年(1644)
		石灰焼場跡		上直竹下分	飯能市	江戸～明治
		観音窟石龕		坂石	法光寺	南北朝
		本橋溪水筆塚	1基	中山	加治神社	安政5年(1858)
	名勝地	天覧山の勝		飯能	能仁寺	
	動物、植物、 地質鉱物	滝の入タブの木	1本	上直竹下分	富士浅間神社	
		子の権現の二本スギ	2本	南	子ノ権現天龍寺	
		見返坂の飯能ササ		飯能	西武鉄道(株) (飯能市)	
		高山不動の大イチョウ	1本	高山	常楽院	



第2章 飯能地域遺産の概要と特徴

指定区分	種別	名 称	員数	所在地	所有者 (管理者)	時代・年代
県指定史跡 名勝天然記念物	動物、植物、 地質鉱物	飯能の大ケヤキ	1本	川寺	神明神社	
		南川のウラジログシ林		南川	個人	
県指定旧跡		中山家範館跡		中山	個人	
県選定文化財						
重要遺跡	遺跡	小岩井渡場遺跡		小岩井	飯能市	
市指定文化財						
市指定有形 文化財	建造物	長光寺三門	1棟	下直竹	長光寺	江戸初期
		店蔵絹甚	3棟	本町	飯能市	明治37年(1904)
	工芸品	藤枝太郎打刀	1口	虎秀	個人	元治2年(1865)
		広正短刀	1口	北川	個人	室町
		和泉守国貞脇差	1口	上直竹下分	個人	江戸前期
		英道の打刀	1口	久須美	個人	明治2年(1869)
		藤枝太郎英義打刀 附落合寿親拵	1口	飯能市立博物館	飯能市	慶応2年(1866)
		明德4年鰐口	1口	川寺	個人	明德4年(1393)
		鍊鉄象眼寿親香炉	1口	井上	個人	明治17年(1884)
		常楽院ムゲンの鐘	1口	高山	常楽院	鎌倉
		双木本家飯能焼コレクション	一括	飯能市立博物館	飯能市	江戸～明治
		加治神社寛永十九年石灯籠	6基	中山	加治神社	寛永19年(1642)
		菊花双雀鏡・菊まがき双雀鏡・ 松ヶ枝双雀鏡	3面	南	権五郎神社	鎌倉～室町
	彫刻	西念銘銅造観音菩薩像頭部	1軀	赤沢	円福寺	文永2年(1265)
		木造伝阿弥陀如来立像	1軀	南	宗穩寺	平安末期
		木造不動明王立像	1軀	南	子ノ権現天龍寺	平安末期
		木造薬師如来坐像	1軀	中山	智観寺	鎌倉前期
		木造阿弥陀如来坐像	1軀	中居	清泰寺	鎌倉前期
		木造宝冠釈迦如来坐像	1軀	赤沢	金錫寺	南北朝
		木造千手観音立像	1軀	上名栗	松木観音堂	鎌倉
		木造虚空蔵菩薩坐像	1軀	下名栗	虚空蔵堂保存会	室町
		木造十一面観音立像	1軀	上名栗	柏林寺	江戸前期
		木造阿弥陀如来坐像	1軀	上名栗	個人	江戸中期
		木造聖観音坐像	1軀	飯能	善導寺	南北朝
		木造地藏菩薩坐像	1軀	赤沢	金錫寺	南北朝
		木造聖観音立像	1軀	白子	長念寺	鎌倉末～南北朝
		木造阿弥陀如来及び両脇侍像 附胎内納入品	3軀	下直竹	長光寺	鎌倉末 ～南北朝
		木造不動明王立像	1軀	高山	常楽院	鎌倉
	書跡・典籍・ 古文書	長念寺寺領に関する文書	一括	白子	長念寺	戦国～江戸
		振武軍廻文	1点	飯能市立博物館	個人	慶応4年(1868)
		細田文書	5通	永田	個人	戦国～江戸
		須田家日記	一括	飯能市立博物館	飯能市	江戸～明治
		旧名栗村森林組合文書	一括 (1986点)	名栗地区行政センタ ー	飯能市	昭和

指定区分	種別	名 称	員数	所在地	所有者 (管理者)	時代・年代
市指定有形文化財	考古資料	願成寺板石塔婆	7 基	川寺	願成寺	鎌倉～南北朝
		西光寺板石塔婆	4 基	原市場	房ヶ谷戸共有地	鎌倉
		野口家宝篋印塔及び銅板経ほか塔内納入品	1 基 一括	飯能市立博物館	個人	享保7年(1722)
		八耳堂宝篋印塔及び銅板経ほか塔内納入品	1 基 一括	飯能市立博物館	金蔵寺	文化8年(1811)
		宝蔵寺一字一石経	一括	中居	宝蔵寺	寛文9年(1669)
		島崎家五輪塔	1 基	笠縫	個人	建武元年(1334)
		見光寺宝篋印塔	1 基	岩沢	見光寺	南北朝
		町田家阿弥陀三尊庚申講供養図像板碑	1 基	名栗地区行政センター	飯能市	室町
		堂ノ根遺跡1号住居跡出土遺物	208点	飯能市立博物館	飯能市	奈良
	歴史資料	野口観音堂奉納経附奉納箱	28巻 1 箱	飯能市立博物館	個人	江戸中期
		飯能村絵図	1 点	飯能市立博物館	飯能市	天保13年(1842)
市指定有形民俗文化財	有形の民俗文化財	二丁目山車	1 本	仲町	二丁目町内会	明治初期
		河原町山車	1 基	飯能	河原町自治会	明治30年(1897)
		原町山車人形「神武天皇」	1 体	八幡町	原町自治会	明治
		落合家人形芝居及び説経節関連資料	508点	飯能市立博物館	飯能市	
市指定無形民俗文化財	無形の民俗文化財	川寺大光寺双盤念仏		川寺	大光寺双盤念仏保存会	
		星宮・諏訪神社の獅子舞		上名栗	星宮諏訪神社獅子舞保存会	
		檜渕諏訪神社の獅子舞		上名栗	檜渕諏訪神社獅子舞保存会	
		北川の獅子舞		北川	喜多川神社獅子舞保存会	
		南川の獅子舞		南川	南川諏訪神社獅子舞保存会	
		三社の獅子舞		吾野	三社上下獅子舞保存会	
		阿寺の獅子舞		長沢	阿寺諏訪神社獅子舞・神楽保存会	
		飯能諏訪八幡神社の獅子舞		飯能	諏訪八幡神社	
		小瀬戸の獅子舞		小瀬戸	子安浅間神社獅子舞保存会	
		石原の大神楽獅子舞		原市場	石原獅子囃子保存会	
		三社の川瀬祭		吾野	我野神社	
		神田大橋流祭りばやし		下畑	下畑囃子保存会	
		小田原若狭流祭りばやし		八幡町	原町囃子連	
市指定史跡	遺跡	多峯主山黒田直邦墓	1 基	飯能	個人	享保20年(1735)
		鯉ヶ久保池	1 基	芦荻場	飯能市	江戸
		本郷大六天青石塔婆と檜樹	2 基 1 本	飯能	御嶽八幡神社	
		双柳の浅間塚	1 基	双柳	浅間自治会	
		能仁寺中山勘解由三代の墓	3 基	飯能	能仁寺	室町末期～江戸
		中島たつ墓	1 基	南川	個人	明治31年(1898)

指定区分	種別	名 称	員数	所在地	所有者 (管理者)	時代・年代
市指定史跡	遺跡	千葉歳胤墓	1 基	虎秀	個人	寛政元年(1789)
		本邦帝王切開術発祥の地		坂元	個人	
市指定名勝	名勝地	能仁寺庭園		飯能	能仁寺	桃山
市指定天然 記念物	動物、植物、 地質鉱物	モリアオガエル生息地		上直竹上分	上直竹上分自治会	
		カタクリ・イカリソウの群落		岩淵	個人	
		竹寺のコウヤマキ	1 本	南	竹寺	
国登録文化財						
登録有形文化財	建造物	飯能織物協同組合事務所棟	1 棟	仲町	(株)ベアライズ	大正11年(1922)

2 指定等文化財の特徴

(1) 有形文化財

① 建造物

建造物は、国指定1件、県指定5件、市指定2件、国登録1件です。多くは社寺の堂宇と門ですが、それらに加え、橋梁や事務所、店舗などの歴史的建造物も含まれます。

国指定重要文化財は、鎌倉時代後期の創建と考えられている「福德寺阿弥陀堂」で、関東地方では少ない和様建築です。山間部に位置する大字虎秀に所在し、中世の人々の厚い信仰のもとに建立され、大切に守られてきた堂宇です。

県指定の「常楽院不動堂」は、高山不動として成田山新勝寺（千葉県）や高幡山金剛寺（東京都）と並んで「関東三大不動尊」に数えられる古刹です。標高590mほどの山間地の斜面を切り開いて平坦部をつくり出して建立された新義真言宗（現在は真言宗智山派）の仏堂で、柱間5間4面の建物です。国指定の「木造軍荼利明王立像」は10世紀の造立ですが、不動堂は何度か焼失し、現在の堂宇は江戸時代後期に再建されたものです。2mを超える外周の巨大な柱が外陣に立てられており、このような山間部にもかかわらず、巨大な木材を組み合わせてつくられたこの不動堂は、当時の人々の厚い信仰と匠の技術の高さがうかがえる貴重な建造物です。

長光寺は大字下直竹にある曹洞宗の寺院で、県指定の「長光寺本堂」・「長光寺惣門」、市指定の「長光寺三門」と3件の指定建造物を有します。惣門と三門、本堂が一直線上に並ぶ禅宗寺院の伽藍配置がよく残されています。



写2-2 福德寺阿弥陀堂



写2-3 常楽院不動堂



写2-4 長光寺伽藍

惣門の脇には近年まで土塁が残されていました。3件の建物はいずれも江戸時代初期の建立とされます。同じ江戸時代初期の建築に、県指定の「唐竹白鬚神社本殿」があります。一間社造で、珍しい形式の臺股や上方に向かってはねる飾りをもつ懸魚、高さの低い扱首束など神社建築の古制を踏襲した建物です。

近代建築では、県内最古の鉄筋コンクリートアーチ橋である「名栗川橋」が県指定となっており、現在でも現役の橋として利用されています。

また、飯能駅周辺に残される歴史的建造物の内、土蔵造りの商家である「店蔵絹甚」が市指定となっています。「店蔵」は土蔵造りの店舗建築で、明治37年（1904）に絹問屋として建てられたものです。

さらに、同じ絹関連の建物として国の登録文化財となっている「飯能織物協同組合事務所棟」があります。大正11年（1922）に建てられた下見板張りの洋風建築で、2階は1間の広い空間が広がっています。



写2-5 名栗川橋



写2-6 織物協同組合事務所棟

② 美術工芸品

美術工芸品には、絵画2件、工芸品14件、彫刻22件、書跡・典籍・古文書6件、考古資料10件、歴史資料2件があります。

◆ 絵画

絵画は県指定の「絹本着色不動明王画像」と「絹本着色仏涅槃図」の2件で、鎌倉時代から室町時代に製作された仏画です。

◆ 彫刻

彫刻は、国指定1件、県指定6件、市指定15件で、指定等文化財の多くを占めています。本市は市域の大半を山地が占め、早くから山岳仏教を中心とした信仰活動が浸透していたため、古代から中世の仏像が多く残されている点は、本市の特徴といえます。

平安時代の彫刻としては、常楽院（高山不動）に「木造軍荼利明王立像」（国重文）や「木造薬師如来坐像」（県指定）が安置されています。像本体を一材から刻みだし、内割も施さない技法は極めて古様で、10世紀に遡ると考えられています。これら古式の一木彫成像に続く作品としては、宗穩寺の「木造伝阿弥陀如来立像」（市指定）や、天龍寺（子ノ権現）の「木造不動明王立像」（市指定）があります。いずれも平安時代末期の作とされています。

写2-7 絹本着色
不動明王画像写2-8 木造軍荼
利明王立像

鎌倉時代になり、武士の時代となると金属製の仏像が流行します。これは鑄造技術の発達や、金属の強さが武士の好みに合致したためであるといわれています。福德寺の「鉄造阿弥陀三尊立像」(県指定)や円福寺の「西念銘銅造観音菩薩坐像頭部」(市指定)などが挙げられます。鎌倉に幕府が開かれるようになると、鎌倉を拠点に仏像を製作する集団が現れ、その作品が当地にも数多く残されています。袖や裾の衣が台座より垂れ下がる「法衣垂下像」と呼ばれる像がそれで、その代表的なものが、法光寺の「木造地藏菩薩坐像」(県指定)です。法光寺像は、胎内銘から至徳3年(1386)造立であることが明らかになっています。市内にはこの様式の像が数多く残され、鎌倉との密接な関係性を示す一つの証拠となっています。



写2-9 鉄造阿弥陀三尊立像

◆ 工芸品

工芸品は、国指定1件、県指定2件、市指定11件で、種類が多い分野です。国指定の「雲版」は、長光寺の所有で、打ち鳴らして様々な合図を送るために用いられたものです。正和3年(1313)の銘があり、全国でも古いものとされています。

県指定は「白鬚神社御正体」「刀 表 日州古屋之住実忠作 裏 永禄十二年五月五日」の2件があります。御正体は、4面あり、内3面には観音や薬師像が立体的に鑄造されています。

市指定は11件で、刀が5件、鰐口・鐘・石灯篭・鏡・香炉がそれぞれ1件、飯能焼に関するものが1件です。刀と香炉は本市にゆかりのある刀工・金工が製作したものです。その他鰐口などはいずれも市内最古の資料です。「双木本家飯能焼コレクション」は、江戸時代後期から明治中期に本市で製作され流通していたものを、地元の郷土史家が収集した資料で、一括での指定となっています。



写2-10 雲版

◆ 書跡・典籍・古文書

文字によって残された文化財は、書跡、典籍、古文書の三つに分類することができます。本市には典籍の指定はなく、書跡1件と、古文書5件です。書跡は「中山信吉木碑」(県指定)、古文書は「長念寺寺領に関する文書」「振武軍廻文」「細田文書」「須田家日記」「旧名栗村森林組合文書」(いずれも市指定)が指定となっています。

「中山信吉木碑」は、亀趺(亀形の台座)に碑身を載せる形状で、碑面はケヤキの一枚板で、縁に雷文崩しの模様が刻まれています。指定の対象は碑面に刻まれている18行582字の碑文ですが、彫刻としての造形も素晴らしいものです。信吉と林道春(羅山)の親交が深かったことから、嗣子信正に依頼された道春が撰文したものです。信吉の生立ち、出世、水戸徳川家の祖頼房に節義を尽くしたことなどが刻まれています。

写2-11 中山信吉木碑
(吉備文化財修復所撮影)

「長念寺文書」は、この地域における支配権力が上杉氏から北条氏へと移行していく戦国時代末期からのものと、江戸時代の寺領に関するもので構成されています。この寺院の庇護者が、上杉から、北条、徳川幕府へと変化していく過程を証する貴重な文書です。「振武軍廻文」は、幕末に飯能の町を舞台に明治新政府軍と旧江戸幕府軍が戦った飯能戦争の直前に、高麗川上流の村々に出された召喚状です。「細田文書」は、北条氏の地方支配を示すもので、北条氏照の印判状4通と江戸時代初期の村内の争いごとに関する文書が1通です。「須田家日記」は、江戸時代後期から明治中期まで二代にわたって書き継がれた日記で、小瀬戸村の日常生活、年中行事、天変地異など、当時の飯能を知ることのできる史料となっています。「名栗村森林組合文書」は、昭和17年（1942）の組合設立前後から昭和50年代前半にわたる、組織と運営にかかわる史料群です。1,986点から成り、西川林業の中心地として発展してきた名栗村の林業を知る上で貴重な史料です。

◆ 考古資料

考古資料は、県指定1件、市指定9件です。なかでも、供養のために建てられた板石塔婆（板碑）や五輪塔、宝篋印塔などの石塔が多いことが特徴といえます。板石塔婆は中世に造立されたもので、小川町や長瀬町から産出する緑泥片岩を素材として造られています。生産地に近いことも数多くが残されている理由の一つと考えられます。県指定の「智観寺板石塔婆」は3基とも造立年代が記されており、いずれも1200年代の造立です。中世の武蔵武士が先祖の供養のために建てたものです。



写2-12 智観寺板石塔婆

市指定は2件あり、「願成寺板石塔婆」1群7基、「西光寺板石塔婆」1群4基です。願成寺（現川寺地内）の板石塔婆は、13世紀中頃に造立が始まり、14世紀中頃に最盛期を迎えています。西光寺（現原市場地内）は、1260年代に2基、1310年代に2基がそれぞれ造立され、同年代に造立された各2基は形態などが近似しています。宝篋印塔や五輪塔としては、市指定が4件あります。「島崎家五輪塔」は建武元年（1334）に造立されたもので、県内でも比較的古い中世の五輪塔です。また宝篋印塔としては、野口家、八耳堂、見光寺にそれぞれ所在する3基が市指定となっています。「見光寺宝篋印塔」は形状や特徴から14世紀に造立されたものと推測されています。野口家と八耳堂の宝篋印塔は江戸時代に造立されたもので、塔内から銅板経などが見つかり、これら納められた遺品も附指定を受けています。

出土品としては、市指定の「堂ノ根遺跡第1次調査1号住居跡出土品」があります。奈良時代の歴史を記した『続日本紀』では、古代高麗郡は、霊亀2年（716）東国7か国に分かれて居住していた渡来系移民を集めて新たに建郡されたとあり、その7か国のうちの一つに常陸国があったことが知られています。「堂ノ根遺跡第1次調査1号住居跡」からは、常陸国にある筑波山麓で作られた須恵器や



写2-13 堂ノ根遺跡
第1次調査1号住居跡出土品

土師器が、在地系の土師器と一緒に出土していることから、須恵器を携えて常陸国からこの地に人々が移住してきたことを示しており、古代の文書資料における記述を考古資料が裏づけた貴重な資料となっています。

◆ 歴史資料

歴史資料は市指定が2件あります。「野口観音堂奉納経」は、大字中藤下郷の野口観音堂に納められた、江戸時代の享保年間に観音経を写経した卷子本で、当時の信仰形態を知ることができる貴重な資料です。また、「飯能村絵図」は、縦3.12m、横3.73mの大きな絵図です。描かれているのは現在の大字飯能や山手町、本町などにあたる地域で、製作された天保13年（1842）の土地の利用状況を克明に記録しています。



写2-14 飯能村絵図

（2）無形文化財

本市には、現在のところ無形文化財の指定はありませんが、「国指定重要無形文化財「日本舞踊」」の構成員が活動しています。

（3）民俗文化財

① 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は、県指定が1件、市指定が4件あります。県指定では、地場産業である林業の生産用具から成る「飯能の西川材関係用具」があります。市指定では山車が2基あります。いずれも明治期に製作されたもので、それぞれ飯能二丁目と河原町が所有しています。また、原町が所有する山車人形「神武天皇」は、明治期に製作されたもので、市指定となっています。



写2-15 飯能の西川材関係用具

その他に大字虎秀に伝わる「落合家人形芝居及び説経節関連資料」（市指定）があります。これらは説経師であり、また人形芝居の座元であった落合家に伝わる人形芝居や説経節に関連する資料で、地域で行われていた芸能の姿を示す資料として重要です。

② 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、県指定が2件、市指定が13件あります。市内に広く継承されている祭り・行事や伝統芸能が対象です。市内には獅子舞（三匹獅子舞）、囃子、双盤念仏などの伝統芸能が継承されています。獅子舞は、山間部に多く継承されており、地域のコミュニティの核を形成する重要な存在となっています。現在、9か所で獅子舞が継承されています。三匹獅子舞は県指定が1か所、市指定が8か所ありますが、市指定のうち2か所が休止中です。この他に原市場地

区では、唐獅子^{からしし}が氏子^{うじこ}の家を廻る太神楽系^{めべ}の獅子舞が継承されており、市指定となっています。

双盤念仏は、鐘と太鼓を用いてリズムをとり念仏を唱える民俗芸能で、1か所が県指定、1か所が市指定となっていますが、市指定の1か所は休止中です。

囃子^{はやし}については、多くの地区で継承する団体が活動しており、市内に伝わる囃子の主要な流派二つを市指定としています。「神田大橋流祭りばやし^{かんだおおはし}」と「小田原若狭流祭りばやし^{おだわらわかさ}」です。いずれの流派も市内の囃子継承団体へ伝わり、現在も祭礼を中心に演奏されています。

また、我野神社^{あがの}には「三社の川瀬祭^{みやしろ}」が伝わっています。神輿に神霊^{うづ}を遷し、川の水で禊を行う行事で、神社の眼前にある高麗川の川原で行われます。市内で行われている唯一の川瀬祭です。

飯能の獅子舞

昭和まで市内で継承されてきた獅子舞のうち、昭和60年代に休止となり、伝承が途絶えてしまった高山の獅子舞以外は全て指定されています。本市では地域ごとに獅子舞が継承されていることも大きな特徴といえます。

古来、人々は病気や災害といった災厄は悪霊によって引き起こされるものと考え、災厄を祓うために獅子のように力のある異形の神の力を借りて、悪霊を祓い清めようとしてきました。男獅子二匹と女獅子一匹で構成され、三匹揃い組みになるものは「三匹獅子舞」と呼ばれ、主に関東地方で広く行われています。市内では9か所でそれぞれ特色ある「三匹獅子舞」が行われ、その他に二人立ちの太神楽系獅子舞が1か所で行われています。



写2-16 石原の獅子舞



写2-17 下名栗諏訪神社の獅子舞

表2-3 市内の獅子舞の一覧

開催時期	名称	会場
7月最終土曜日	三社我野神社の獅子舞	我野神社
8月中旬	南川の獅子舞	南川諏訪神社
8月中旬	北川の獅子舞	喜多川神社
8月中旬	檜渕の獅子舞	檜渕諏訪神社
8月第4土日	下名栗の獅子舞	下名栗諏訪神社
9月最終土日	星宮・諏訪神社の獅子舞	星宮神社
10月上旬	阿寺の獅子舞	諏訪神社
10月中旬	小瀬戸の獅子舞	浅間神社
11月第1日曜日	諏訪八幡神社の獅子舞	諏訪八幡神社
1月中旬	石原の太神楽獅子舞 (太神楽系獅子舞)	石原・原市場

（４）記念物

① 遺跡

遺跡は、県指定が4件、市指定が8件です。このほか、埼玉県選定重要遺跡として、小岩井渡場遺跡があります。縄文時代草創期の微隆起線文土器が出土した遺跡として知られています。産業遺跡として「石灰焼場跡」が県指定となっています。江戸時代には青梅から南高麗にかけて漆喰の原料となる消石灰の生産が盛んに行われていました。ここでは産出する石灰岩を焼くために築かれた石垣が全形を留めた良好な形で残されています。一大消費地であった江戸に近く、農閑期の稼ぎを得る重要な産業でした。

県指定の「観音窟石龕」は、自然にできた石灰岩の洞窟内にある、緑泥片石製の四角塔の厨子です。石門と石柵を巡らした仏教遺跡として、貴重な例となっており、岩殿観音として信仰を集めています。

墳墓では、県指定1件、市指定4件があります。県指定の「中山信吉墓」は、4mの塚の上に宝篋印塔が立てられています。市指定の「黒田直邦墓」は、多峯主山頂近くに石柵を設け、自然石の墓標が置かれ、その下の石垣で囲んだ中央に墓碑が建てられています。市指定の「能仁寺中山勘解由三代の墓」は、中世から近世にかけて活躍した武人の墓です。また、市指定の「中島たつ墓」「千葉歳胤墓」は、いずれも故人を顕彰するための指定となっています。



写2-18 観音窟石龕

② 名勝地

名勝地は、県指定が1件、市指定が1件です。県指定「天覧山の勝」は県内最初の名勝地の指定であり、現在も多くの市民に愛されています。市指定では、天覧山の麓にある能仁寺に所在する「能仁寺庭園」があります。池泉鑑賞式蓬莱庭園と呼ばれる様式で、戦国時代末期の作庭とされています。



写2-19 能仁寺庭園

③ 動物、植物、地質鉱物

動物、植物、地質鉱物は、県指定が6件、市指定が3件です。内訳は、いわゆる一木指定が県4件、市1件、群落指定が県2件、市1件です。この他に、動物では、生息地指定が市で1件あります。市域には、天然記念物（国指定）であるカモシカやヤマネが生息しています。近年カモシカの生息数が増加傾向にあり、それに伴って市内でも死亡したカモシカの滅失届の件数が増加しています。

植物のうち、巨樹・古木における天然記念物指定は、「滝の入タブの木」「子ノ権現の二本スギ」「飯能の大ケヤキ」「高山不動の大イチョウ」の4件が県指定、「竹寺のコウヤマキ」が市指定です。いずれも社寺の御神木などとして守られてきたもので、数百年の歴史を重ねています。その他に「見返坂の飯能ササ」が県指定になっています。このササは、植物学者・牧野富太郎によって発見され、飯能の地名をとって「ハンノウザサ」と命名されたものです。



写2-20 滝の入タブの木

④ 旧跡

旧跡は、県指定が1件です。県指定の「中山家範館跡」は、館の周りを囲む堀が残り、中世の館の跡を示す遺構として指定を受けました。宅地化が進み、堀のほとんどが埋め立てられ、現在は一部の堀が残されるのみとなっています。

（5）文化的景観

本市には、現在のところ文化的景観の選定はありません。

（6）伝統的建造物群

本市には、現在のところ伝統的建造物群の選定はありません。

◆ 飯能市景観重要建造物

文化財保護法や文化財保護条例に基づくもの以外に、本市では飯能市景観条例に基づき「飯能市景観重要建造物」として4軒の建物を認定しています。景観重要建造物とは、地域の個性ある景観づくりの核として景観上重要な建造物を維持、保全、継承するために指定するものです。これらは各地域のシンボリックな建物となっています。

- 第1号 旧平沼寛一郎邸（上名栗）
- 第2号 吾野宿・石田家（藤田屋）
- 第3号 吾野宿・大河原家（問屋）
- 第4号 吾野宿・高山家（うろこ屋）



写2-21 旧平沼寛一郎邸



第3節 未指定文化財の概要と特徴

1 未指定文化財の概要

本市における未指定文化財は、有形文化財が22,473件、民俗文化財が6,347件、記念物が2,327件、伝統的建造物群が1件、埋蔵文化財が177件の、合計31,325件が確認されています。その種類別の件数の内訳は次表のとおりです。

表2-4 未指定文化財の集計表

(令和5年(2023)3月現在)

未指定文化財の種別			細分	把握件数	内収蔵点数※ ³
有形文化財	建造物		社寺建築	42	—
			民家建築	496	—
			近代化遺産	87	—
			産業遺産	18	—
	石造物		石仏	1, 518	—
			石造遺物	589	—
			板石塔婆	492	—
			石塔	1, 484	—
	美術工芸品	絵画	絵画	425	425
			彫刻	仏像	715
		工芸品	工芸品	210	46
		書跡・典籍・古文書	文書群	431	406
		文芸	文芸・文学	50	50
		考古資料	考古資料	7, 689	1, 813
歴史資料		絵図・地図	124	124	
		絵馬	1, 131	—	
	古写真	6, 972	6, 972		
無形文化財		演劇	—	—	
		音楽	—	—	
		工芸技術	—	—	
民俗文化財	有形の民俗文化財		5, 916	5, 838	
	無形の民俗文化財		信仰	32	—
			祭礼	214	—
			民謡・仕事唄など	172	92
			人生儀礼※ ⁴	6	—
			年中行事※ ⁴	6	—
			食文化	1	—
記念物	遺跡		社寺	325	—
			その他（城館跡）	24	—
	名勝地		29	—	
	動物、植物、地質鉱物		動物	269	—
			植物	1, 679	—
			地質鉱物※ ⁴	1	—
文化的景観（棚田、里山、用水路など）			—	—	
伝統的建造物群（宿場町、城下町、農漁村など）			1	—	
埋蔵文化財（周知の埋蔵文化財包蔵地）			177	—	
文化財の保存技術			—	—	
合計			31, 325	15, 766	

※1：現時点で把握できている未指定文化財の一覧である。

※2：「－」は、把握できていないものを示す。

※3：「内収蔵点数」は、把握された飯能地域遺産のうち、博物館に収蔵されているものの点数である。

※4：無形の民俗文化財の「人生儀礼」「年中行事」、記念物の「地質鉱物」、その他の地域遺産の「地名」「方言」で計上している点数は、刊行された報告書の総数である。

2 未指定文化財の特徴

(1) 有形文化財

① 建造物

本市の市域は、東部の台地平坦部に中心市街地があり、中西部の多くは山地で、起伏に富んだ地形をなしています。したがって本市に所在する建造物は、把握調査の進む社寺建築に加え、こうした地形的な特徴の影響を受け、台地部の町家建築と、山間部の農家建築に大別できます。

◆ 社寺建築

社寺建築については、平成24年（2012）に刊行された『飯能の社寺建築』に記載があり、大きく神社建築と寺院建築に分けられます。

神社建築としては、^{かじ}加治神社本殿や^{あづま}吾妻天満宮本殿がいずれも江戸時代初期の建築で、一間社^{ながれづくり}流造です。また、我野神社本殿は、^{あんえい}安永4年（1775）の再建で、幣殿、拝殿を付加した複合社殿となっています。

寺院建築では、天龍寺（子ノ権現）の本坊は、江戸時代末期のもので、^{から}唐破風の^ふ玄関がつく間口9間、^{かやぶき}茅葺の建物です。ここは講中代参者が休憩や宿泊に利用した建物で、10畳や18畳の広い畳敷きの部屋がいくつも並んでいます。^{せいだいじ}清泰寺本堂は、明治6年（1873）に^{ひだか}日高市の^{しょうでんいん}聖天院の釈迦堂を移築したと伝わっています。3間4面の阿弥陀堂形式の平面をもつ仏堂です。このように、江戸時代以降に建立（再築）された建物のうち、未指定の社寺建築についても、価値ある歴史的建造物がいくつも所在しています。



写2-22 我野神社本殿



写2-23 清泰寺本堂

◆ 民家建築

本市の民家建築は大きく町家建築と農家建築に分けられます。

中心市街地にある町家建築は、その多くが幕末の飯能戦争により焼失したといわれますが、その後は震災や戦争などによる焼失・損壊を免れたため、明治期から大正期、昭和初期の建物が数多く残されています。伝統的建造



写2-24 店蔵・袖蔵（中清商店）

物群のような、いくつもの歴史的建造物が建ち並ぶ地域は認められませんが、所々に歴史を感じる建物を今でも見ることができます。

町家は、吉川理髪店として営業中の看板建築、木造3階建料亭建築である^{よしかわ}畑屋のほか、多くの種類の商家が家業にあわせた形態の建築で残されています。また、中心市街地には商品を納めた土蔵も多く残され、通りに面した短冊形の細長い土地に店舗・住居・中庭・土蔵が縦に並ぶという伝統的な配置を今でも見ることができます。

中心市街地には、3軒・4軒が同じ屋根でつながっている長屋建築も残されています。玄関を入ってすぐに土間があり、奥に一間、脇に通り土間が中庭へ延びています。各戸に階段がつき、2階に2間、中庭には勝手場や便所があり、共同で利用する井戸があります。また、下見板張りの壁に^{いりもやづくり}入母屋造の瓦屋根、破風に懸魚をつけた重厚な意匠を示す、近代和風建築も見られます。

中心市街地を外れると、町家はほとんど見られなくなり、変わって農家建築と呼んでいる農業や林業を営んだ家屋を目にすることができます。いわゆる土間に田の字型の部屋を持つ建物で、本市の建物の把握調査では、農家住宅として一括しました。

古くは茅葺の建物で、土地柄により杉皮葺の建物も多く見られ、時代が下るにつれ、瓦葺の建物に変化しています。建物の間取りはほぼ一定して4間取りが多く、一部に大きな6間取りの建物も見られます。現在、市内では茅葺や杉皮葺の建物はほとんど姿を消してしまいましたが、その上にトタンをかぶせた状態で残されている建物が認められます。

農家住宅の多くは、2階が小屋裏と同様の造りになっており、^{ようさん}養蚕を行っていました。そのため、時代を下って建てられた建物ほど、2階の天井が高く採光や通風のために開口部を広く取り、棟には煙出しがつけられるなど、養蚕を行うための工夫を施している様子がうかがえます。生業と暮らしが分化せずに密接にかかわっていた時代の建物といえます。



写2-25 看板建築（吉川理髪店）



写2-26 長屋建築



写2-27 木造3階建て料亭建築



写2-28 茅葺の農家住宅



写2-29 煙出し付の養蚕建物

◆ 近代化遺産

埼玉県が平成6年（1994）から実施した近代化遺産調査により、橋梁やトンネル、工場など、明治・大正・昭和初期に建設されたものを中心に確認しています。コンクリートやレンガを用いた建築物のほかにも、のこぎり屋根の形状をした工場、^{さいせき}砕石を鉄道の貨車で搬出するための設備など、日本が近代化を推し進めていた時代に建設されたものが知られています。

また、旧北川小学校や旧南川小学校などの木造校舎や旧名栗郵便局舎や吉川理髪店の看板建築などの洋風建築の建物があり、建築物でも同時期の遺産が認められます。



写2-30 旧北川小学校 明治校舎



写2-31 旧南川小学校 明治校舎

◆ 産業遺産

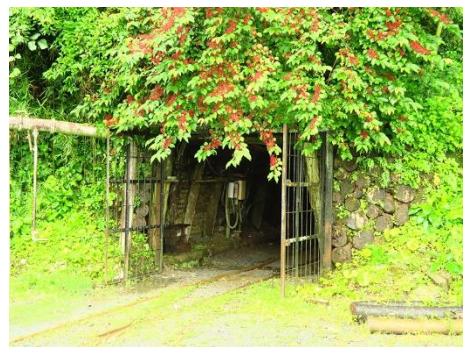
これまで産業遺産に関する詳細な把握調査は実施されていませんが、近世から現代にかけて行われていた産業に関する施設があります。

南高麗地区には、江戸時代に行われていた石灰焼きの遺産があります。ここには県指定の史跡「石灰焼場跡」がありますが、これ以外にも同地区には、石灰を焼くために築かれた石垣などを見ることができます。また、戦前・戦中にマンガン鉱を採掘した鉱山跡があります。マンガンの含有率が低かったため、鉱業として採掘するまでには至っていませんが、小瀬戸野口入の寺山下などは試し掘りをした洞窟が残っています。

加治地区の阿須には、^{あす}亜炭（石炭化度が低い石炭）を採掘する鉱山があり、昭和14年に武蔵野無煙炭鉱として開発され、現在は武蔵野炭鉱として採掘が行われています。開発当時の坑道に入る坑口や坑道は現在も現役で使用されており、関東地方では数少なくなった鉱業に関する産業遺産として貴重です。



写2-32 石灰焼場跡



写2-33 亜炭の坑口

② 石造物

石造物は一般的に建造物や彫刻、考古資料などに分類されるものですが、本市の歴史文化の特性を示すものとして重要であるため、独立した項目を立てて記述します。

市内の板石塔婆(板碑)・五輪塔・宝篋印塔などの石塔、石仏やその他の石造遺物などについては、詳細な調査の成果から、その全容が明らかとなっています。

◆ 石仏

石仏は、石で彫ってつくられた仏像で、その像容から、如来、菩薩、地藏菩薩、馬頭観音、庚申、明王、天部、諸神、供養に区分して調査されています。地藏が全体の4割を超え、続いて馬頭、供養、庚申と続きます。造立年代は、江戸時代の享保年間が最も多く、寛政年間がそれに続きます。天保以後は徐々に減少し、安政年間を最後に幕末の10年間は造立されていません。明治に入ると神道系の猿田彦や天神などの造立が見られます。

◆ 石造遺物

石造遺物は様々な種類がありますが、報告書「飯能の石造遺物」にまとめたものは、神社関係として、鳥居、狛犬、手洗石、石灯籠、社名碑、信仰関係として、道標、町石、力石、百度石、それ以外に記念碑として、記念碑、顕彰碑、慰霊碑、産業記念碑が調査されています。

神社関係では、石灯籠の数が多く、1600年代、1700年代のものも認められます。灯籠の建立数は明治、大正、昭和と順を追って増加し、この時期で全体の5割弱の数になります。

信仰関係では、最も古い道標に、元禄3年(1690)のものがあり、石造遺物全体の中でも二番目の古さです。大字中藤上郷にあり、正面に「南無阿弥陀仏」と彫られ、高山不動や子ノ権現への参道の道標として造立されたものです。また、社寺の参道には、社寺への道程を示す町石が多く残されています。町石は子ノ権現天龍寺、阿寺諏訪神社の参道に見られ、特に子ノ権現天龍寺には、複数ある参道のいずれにも町石が造立されています。



写2-34 庚申塔(双柳)



写2-35 狛犬(飯能諏訪八幡神社)



写2-36 石灯籠(子ノ権現)



写2-37 道標(南無阿弥陀仏)



写2-38 子ノ権現 参道起点碑

◆ 板石塔婆

板石塔婆は、1,000基を超える数が把握されています。その歴史も古く、心しん願のうし寺（原町）に保存されている板石塔婆には、欠けていますが、嘉禎4年（1238）の紀年銘があります。これは、最古の板石塔婆とされる熊谷市の嘉祿3年（1227）からわずか11年後の造立です。本市では、全国に先駆けて、板石塔婆の造立が行われていたといえます。また、板石塔婆は個人が造立することが多いものですが、1300年代に入ると結衆板石塔婆の造立も見られます。結衆板石塔婆の特徴は、長さが150cmを超える大型のものが多いことです。信仰を同じくする多くの人が力を合わせて造立するため大型化したのでしょう。この他、民間信仰に基づいた造立も行われます。大半の板石塔婆は、阿弥陀如来の種子を主尊としますが、釈迦如来や金剛界大日如来、観音菩薩や地藏菩薩を主尊にした板石塔婆が造立されています。板石塔婆に示された阿弥陀如来は、決して特定の宗派を表すものではなく、平安時代末から末法思想に伴って広まった浄土教の信仰に影響されたものと指摘されています。



写2-39 板石塔婆（上名栗）



写2-40 宝篋印塔

◆ 石塔

石塔には板石塔婆の他に、五輪塔、宝篋印塔、無縫塔、石祠などの種類があります。五輪塔と宝篋印塔について見てみると、この二つで700基近く造塔されています。五輪塔は、近世のものが、圧倒的に数が多く、中世のものの12倍を超える数が造塔されています。宝篋印塔は様相が若干異なり、近世のものの方が多く傾向は同じですが、中世より1.7倍の数に留まります。いずれにしても中世の石塔よりも近世の石塔の方が多く造塔されており、近世幕臣の墓と富裕農民層を中心とした造塔により増加したものと考えられます。



写2-41 五輪塔

③ 美術工芸品

美術工芸品は17,747件が把握されており、種別も時代也多岐にわたります。このうち、古写真などの歴史資料や考古資料が多く把握されています。

◆ 絵画

絵画は、社寺が所有する仏画が見受けられますが、その全容が判明していないため特徴はつかめていません。博物館には、本市に関係のある現代作家の作品が収蔵されています。



写2-42 「旧市役所」小島喜八郎

◆ 彫刻

彫刻は、他の種別に比して非常に多くの点数が残されています。作品としては17世紀以降の江戸時代のものが大半を占めますが、古代や中世といった古い時代のもも多く残されているのが、本市の大きな特徴です。

山間部には山岳寺院が建立され、人々の信仰を集めていたため、古い仏像が残されています。また、鎌倉から南北朝・室町時代には、武蔵武士に関連し、鎌倉とのつながりにより当地にもたらされた仏像が見られます。その代表例として法衣垂下像があります。これは、関東造仏界を主導した鎌倉仏師が製作し、この地にもたらされたものと考えられます。中世の仏像の多くは、江戸時代以降も修理・修復を受けて大切に守られてきており、人々の信仰の厚さをうかがうことができます。



写2-43 地藏菩薩
(地藏堂・虎^こ秀)

◆ 工芸品

工芸品は、社寺が所有する宗教用具などを中心に把握され、御正体・鏡・鰐口・鐘などが対象となっています。この他にも、刀剣類や金工師が製作した香炉などが挙げられます。工芸品は、社寺所有のものが多く、種類・数共に今後把握される数は増加することが予想されます。

また、博物館においては、刀剣類、鉄砲のほか、地元の作者が彫った獅子面（踊り面）が所蔵されています。

市内の工芸品の特徴として、市内収集家による瀬戸人形のコレクションがあげられます。平成6年度に博物館で特別展を開催した際、磁器製人形のコレクションを調査しました。140点を越えるコレクションとなっています。

◆ 書跡・典籍・古文書

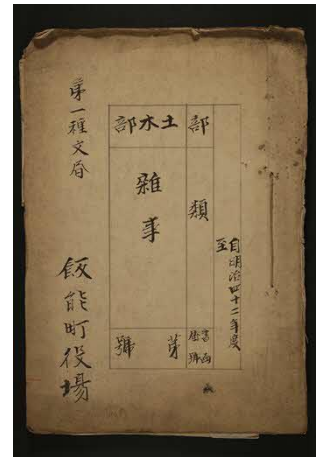
古文書は、昭和49年（1974）から昭和63年（1988）まで行われた飯能市史編さん事業の時に市内の旧家に残されている古文書が数多く把握され、調査されました。現在博物館には400件余の資料群が所蔵されています。



写2-44 古文書（博物館）

博物館には大量の文書が収蔵保管されています。これら古文書は目録化され多くの人たちに利用されることで新たな歴史が解明されていきます。さらに利用をすすめるためには古文書の翻刻（文字起こし）も必要です。翻刻された古文書は博物館市民学芸員の活動などにより少しずつ増えていますが、まだその一部にすぎません。この他にも、廃棄対象となった行政文書も貴重な文化財として評価されるようになってい

ます。
また、平成21年（2009）の公文書管理法により、公文書の歴史資料としての価値がうたわれるようになりました。本市においても廃棄される本市の行政文書の中から、国立公文書館認証アーキビストが歴史的に価値のあるものを選別収集して、歴史公文書として未来に伝える取組を行っています。



写2-45 飯能町役場文書

◆ 文芸

文芸は、本市内の各所に建立された詩歌が刻まれた石碑を調査した成果が、『飯能の文学碑』として刊行されています。著名な作者だけでなく、市内在住で活動していた作者の文学碑も残されています。また、阿須運動公園には、『万葉集』に収録されている阿須を詠んだともいわれている歌が歌碑として建てられています。

博物館には、本市で執筆活動をしていた、蔵原伸二郎や石田波郷らの直筆の短冊や軸装などが収蔵されています。

◆ 考古資料

本市では、昭和56・57年度（1981・1982）に実施した旧飯能市内の遺跡分布調査で、遺跡の所在確認をしました。分布調査とは、市内を実際に踏査し、土器や石器が散布している場所を調べ、遺跡が所在する可能性の高い場所を把握する調査のことです。この調査により、新たな遺跡が数多く発見され、当時146か所の遺跡が埼玉県の手帳に登載されました。

昭和58年（1983）に加能里遺跡で実施された発掘調査を皮切りに、開発に伴う記録保存を目的とする発掘調査が継続的に実施されるようになり、令和4年（2022）11月時点では、75遺跡396次分の調査が行われています。これらの調査によりおびただしい数の遺物が収集されています。総数はコンテナ箱4,200箱分余に及び、復元された土器は約800個体にもなります。それら遺物の多くは、縄文時代及び奈良・平安時代の土器や石器類で、奈良・平安時代の鉄製品も少量含まれます。このほか、江戸時代後期から明治中期にかけて作陶されていた、飯能焼と呼ばれる陶器やその製作用具類も大量に出土しています。

写2-46 縄文土器
（加能里遺跡出土）

◆ 歴史資料

ここでいう「歴史資料」は、これまで記載してきた有形文化財の種別に該当しない、広い分野の文化財を指します。絵図や絵馬、写真資料などが該当し、その多くは、博物館の収蔵資料となっているものです。

本市には、江戸時代から近代にかけて作成された、市内のほぼ全域の村の絵図が残されています。絵図が作成された背景を見てみると、特に江戸時代においては、土地利用の状況把握、河川の利用状況の把握、裁判の記録としての絵図など様々な理由があって作成されていたことがわかります。村全体を描き込んだものから、土地の境界を争った結果を記したものでその時に応じた絵図を作成し、記録としている様相が見えてきます。

本市において絵馬は、社寺や地域により特色がみられます。人々が多く集まる参詣寺（高山不動や子ノ権現）には、武芸上達、人力車繁昌祈願など、同じ仲間で奉納した大型の掲額が見られ、同じ参詣寺でも竹寺では拝み絵馬が本殿内外に多数奉納されています。我野神社（吾野）、浅間神社（小瀬戸）、八耳堂（^{おおかわら}大河原）など、地域を代表する社寺には、大小さまざまな絵馬が奉納されています。特定の祈願にご利益があると信じられ、同じ絵馬が奉納されたものもあります。地蔵堂（^{はらいちば}原市場）宝光寺（^{かみはた}上畑）の地蔵絵馬、各地の薬師堂の向いめ絵馬、各地の諏訪神社の白蛇の絵馬などがその代表といえます。

古写真は、撮影されたフィルムやガラス乾板なども含め、博物館に収蔵されています。撮影された時代は昭和期以降のものが多く、大正、明治期のものも見られます。特に大正10年代に、市民の中に趣味として写真を撮影していた人がいたことから、日常の様子が記録されています。当時の様子を知る貴重な資料です。



写2-47 絵図（博物館）



写2-48 奉納絵馬（宝光寺）

（2）無形文化財

無形文化財は、演劇、音楽、工芸技術などが対象となります。現在、本市においてこの分野で把握されている文化財はありません。

(3) 民俗文化財

民俗文化財は、有形の民俗文化財が5,916件、無形の民俗文化財が431件把握されています。

① 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財としては、祭礼時に運行する山車があります。市街地では町内ごとに山車を所有し、祭礼では町内を曳行^{えいこう}します。本市では神輿ではなく山車が祭礼の中心となっている点が特徴的です。さらに、建造の時期は様々ですが、いわゆる「底抜け屋台」と呼ばれる、床板のない屋台を多くの町内が所有している点も大きな特徴といえます。



写2-49 底抜け屋台
(宮本町)

また、かつての生活に用いられた道具類も有形の民俗文化財です。人々の衣食住などにかかわる様々な道具類です。博物館には今ではあまり見ることが無くなった戦前まで日常的に使用されていた道具類が収蔵されています。また、生業にかかわる様々な道具類も遺されています。農業や林業、織物業にかかわる道具など、家庭と生業が密接であった時代に使われていた様々な道具類も博物館には収蔵されています。



写2-50 民具（博物館）

② 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財として、指定の対象になっている獅子舞や囃子、双盤念仏以外に、各地域に芸能が継承されています。例えば、市街地では前述の「底抜け屋台」に入って祇園囃子を奏でながら、町内を巡る祭礼の形態が色濃く残っています。また、一部の神社では神楽の奉納も行われています。

無形の民俗文化財は、人々の生活や活動に関する様々な事象が対象となります。ここでは、特徴的な飯能地域遺産である信仰、祭礼、民謡・仕事唄、人生儀礼、年中行事、食文化について整理します。

◆ 信仰

林業地である市内には、「山の神」に関する信仰や行事が多く認められます。山仕事の前には、仕事の安全を神に祈り、作業を終えると、作業の無事を感謝する祈りをささげました。現在でも、山の神様にお神酒やお餅を供える信仰や、節分過ぎの2月の初申の日は山仕事を休んで山の神に供え物をするなどの行事（お申講）が残されており、林業が盛んな本市ならではの特徴といえます。

また、神仏に詣でるために集まる団体を「講」と呼びますが、農閑期に講の代表者がお参りに行く風習を「代参講」といいます。^{なみやなぎ いわさわ}双柳から岩沢をぬけて阿岩橋を通る道を、^{おお}地元では大山街道と呼んでいます。これは、神奈川県の大^{やま あふり}山阿夫利神社に向かう街道の呼称で、大山講の名残といえます。また、青梅市の御^{みたけ}嶽神社に詣でる御嶽講は、現在も続いている代参講です。



写2-51 山の神信仰

◆ 祭礼

本市は多くの村が合併することで現在の市域が形成されています。そのため、合併前の村ごとに置かれていた村社を中心に行われていた祭礼が現在まで継承され、地域ごとの特徴が色濃く残されています。一部の神社では獅子舞や神楽といった伝統芸能が奉納され、祭礼を盛り上げるために囃子や雅楽が演じられる神社が見られることも特徴です。また、一部の神社では、域内を神輿が練り歩きます。近年は神社に神輿が奉納されるだけという例も増加しています。


写2-52 ^{すさのお}素戔鳴神社（赤沢）の神輿

祭礼時に奏でられる囃子は、神田囃子大橋流と小田原囃子若狭流が二大流派で、多くの保存会がこの流派を継承しています。また、南高麗地区から名栗地区に伝わる黒沢囃子、原市場地区に伝わる大神楽系の江戸囃子も継承されています。また、神社の祭礼の際に奉納される雅楽については、原市場地区と名栗地区で継承され、多くの神社で奉納されています。

そのほか、神社の祭りとは別の祭り行事が多いことも本市の特徴です。地域の社寺や公園などを舞台にして、花、川、紅葉、だるまなど、四季を感じさせる祭り行事が各地で行われています。

表2-5 主要な地域行事・祭りの一覧 （奥むさし飯能観光協会年間イベント一覧より）

開催時期	名称	会場
4月上旬	飯能春まつり（さくら祭り）	中央公園
4月10日	音の祭り	子ノ権現
4月17日	春祭り	白雲山鳥居観音
5月3日	名栗花祭り	名栗地区
7月中旬	飯能夏祭り	飯能八坂神社
7月最終土曜日	川瀬祭り	我野神社
8月下旬	吾野宿祭り	坂石町分
10月中旬	名栗ふるさと祭り	下名栗
11月第1土日	飯能まつり	飯能諏訪八幡神社
11月中旬	なぐり紅葉まつり	鳥居観音
11月中旬	東郷公園もみじまつり	東郷神社
1月7日	毘沙門天だるま市	浄心寺
2月下旬	飯能ひな飾り展	市内

◆ 民謡・仕事唄

『名栗の民俗』には、仕事の際に口ずさんだ仕事唄が収録されています。麦打ちや臼挽き、機織りなど仕事の時に歌っていた唄が記録されています。



写2-53 民謡に関する刊行物

◆ 人生儀礼

人生儀礼は、『飯能市史』や『名栗村史』の編さんの際に調査したものが記録されています。昭和40年代頃までは習わしを代々受け継ぎ、それぞれの家で古くから伝わる人生儀礼が行われていました。現在では、継承者の高齢化が進み、失われてしまった人生儀礼も多くあります。

◆ 年中行事

年中行事と呼ばれている、正月、小正月、節分、彼岸、桃の節供、端午の節供、七夕、盆、十五夜、冬至などの行事は、まだまだ色濃く残っている地域があります。年中行事は日々の生活の節目となる日に行われ、農作物の収穫時期にも深くかかわっています。行事の際の神さまへのお供えものが、その時期に収穫される農産物であるためです。行事食やお飾り、お供え物を揃える家庭は減っていますが、旧家を中心に大切に守られています。



写2-54 家の行事 盆棚

◆ 食文化

本市の食文化の特徴として、小麦を使った食べ物が挙げられます。稲作に適した土地が少なく、昔から小麦の生産を行っていたためです。小麦料理の代表的なものが「うどん」です。武蔵野うどんの中に位置づけられ、つけ汁につけて食します。現在でも、冠婚葬祭の宴席の締めにはうどんが出されることがあります。近年では「武州飯能うどん」として観光資源にもなっています。



写2-55 うどんマップ

その他に、飯能の郷土料理として「味噌付けまんじゅう」があります。串焼きにした饅頭に味噌だれをつけたもので、江戸時代に飯能の名産である西川材を運ぶ職人達の弁当として食べられていたものが起源とされます。近年ではご当地グルメとして注目され、「第11回埼玉B級ご当地グルメ王決定戦」で準優勝に輝きました。

（４）記念物

① 遺跡

埋蔵文化財包蔵地以外の遺跡としては、山岳寺院に向かう参道や鎌倉街道脇往還、秩父街道など、いわゆる古道が各所に残されています。また、現在でも大山街道と呼ばれる道もあり、伊勢原市にある大山阿夫利神社詣でに使われた道としての名残があります。これらの古道も歴史を考える上で貴重な存在です。なお、埋蔵文化財包蔵地としての遺跡については後述します。



写2-56 大山街道
(岩沢地内)

◆ 社寺

本来社寺を文化財としてとらえる場合、社寺建築などの建造物、あるいは敷地内にある有形文化財などを指しますが、ここでは地域に一般的に「〇〇神社」や「〇〇寺」として認識されている、敷地やその空間に存在する多様な文化財の総体として「遺跡」という分類で整理しました。



写2-57 白子神社（下加治）

多くの社寺はその地域の文化財が保存されていることが多く、地域の宝箱といえる存在です。また、その多くは地域の行事や地域の集まりの拠り所ともなっています。

神社は、白鬚（白髪・白髭）神社が多いことが特徴で、これは高麗郡の建郡により当地に移住した高麗人の首長が、郡中の繁栄祈願のため白髭明神を祀ったことに由来するとされています。

寺院は、禅宗系が最も多く、密教系がこれに続きます。曹洞宗や臨済宗などの禅宗は鎌倉仏教の一派であり、中世においては特に武士から厚い信仰を集めました。飯能に禅宗系寺院が多いことは、当地において武士たちが盛んに活動していたことの痕跡です。

② 名勝地

本市域のほとんどは奥武蔵自然公園のエリアに指定され、自然豊かな景観が残されています。市街地の近くには県指定名勝の天覧山があり、眼下の飯能河原をはじめ広く関東平野を眺望できます。また、多峯主山や美杉台のあさひ山展望台など、市街地を取り囲むように500m以下の低山が広がり、各所に眺望地があります。



写2-58 ユガテ（虎秀）

また、手つかずの自然が残されているウノタワ、山間地の古い集落の面影を残すユガテ、河川流域の景観地である飯能河原や吾妻峡、名栗溪谷など、様々な美しい景観が随所に残されています。

一方、人の活動によって形成された景観として、東郷公園や鳥居観音は、新緑や紅葉のスポットとして人気があります。

また、把握調査が行われていませんが、社寺や旧家には庭園がつくられ、四季折々に異なる様相を楽しむことができます。



写2-59 ウノタワ（上名栗）

③ 動物・植物・地質鉱物

動物・植物・地質鉱物は、現時点では文化財の視点における調査が進んでいないことから、ここでは、博物館が主体となって調査を進めている天覧山・多峯主山周辺の調査成果をもとに整理します。

◆ 動物

鳥類では、春から夏の繁殖期には留鳥（年間をとおして同じ地域に生息）のほか、多くの夏鳥（渡りをする鳥）が生息します。主なものとして、メジロ・ウグイス・ヤマガラ・オオタカ（留鳥）、キビタキ・クロツグミ・コサメビタキ（夏鳥）などが見られます。

水辺の生き物として、沢や湿地、谷津田^{やつだ}に生息する爬虫類・両生類・魚類・昆虫類などがいます。主なものとしてヤマカガシ（爬虫類）、ヤマアカガエル・シュレーゲルアオガエル（両生類）、ホトケドジョウ（魚類）、ムラサキシジミ・ミヤマセセリ・ハラビロトンボ・オナガサナエ（昆虫類）が見られます。このほか、ゲンジボタルやヘイケボタルも見られますが、ホタルは市内各地のまちづくり活動において繁殖活動が盛んです。

◆ 植物

植物は、市が行った調査で埼玉県レッドデータブックに記載されている希少種^{い かんそく}（維管束植物）が88種確認されています。これは、県内の希少種764種の12%の種にあたります。本市に残された豊かな植物相の状況を示しています。また、この調査の際に特に注目すべき森林植生として12地点が記載されています。飯能・原市場・東吾野・吾野・南高麗・名栗地区と広く市内に分布しています。これらの森林植生は自然の状態を保持しており、人工林の比率が高い本市の森林にとっても貴重な存在です。

天覧山・多峯主山の調査では、樹木の植生として、最も多いのはスギ・ヒノキの植林です。それに次ぐのが、コナラ・クヌギが主体の雑木林で、乾燥した尾根にはアカマツの林や日照を好むヤマツツジなどが見られます。天覧山中段の、スタジイ・カシ類などの照葉樹林は、残された自然林（自然植生）であり貴重です。また、ハイキング路脇で様々な草花を季節ごとに楽しむことができます。春は、キンランやホウチャクソウ、夏はヤマユリやオオバジャノヒゲ、秋にはヤマジノホトトギスやキッコウハグマなど、様々な草花を鑑賞することができます。

◆ 地質鉱物

本市は、関東平野と秩父山地の接点にあたる場所に位置するため、地形の変化や地形の特徴をとらえるのには最適な場所です。飯能駅南口の先にある飯能大橋からは、上流を見ると川幅は狭く谷も深くなっており、秩父山地を構成する硬い岩石を見ることができます。反対の下流側を見ると川幅が広がり、周囲の地形も平坦です。下流側には固い岩石も見られません。このことは、この場所が地形的にも地質的にも山地と平野の境目にあたることを示しており、市の地形的な特徴を示す場所の一つです。

天覧山山頂部に至る登山道脇には、チャートの露頭が見られますが、断層面がずれる際に磨かれたようになる、鏡岩を見ることができます。

秩父山地の地質は、チャートや石灰岩、砂岩や凝灰岩など、海底でできた岩石から成ります。これらの岩石は構造的に硬いため、山間部の地形は標高があまり高くないにもかかわらず急峻な地形を形成しています。この地形を生かして、古代から修験の寺がつくられ、修行をしながら祈りをささげる僧が生活していました。地形と関連の深い特徴的な歴史の事例といえます。石灰岩は近世に消石灰の原料として使用され、南高麗では「石灰焼場跡」が県指定になっています。戦時中にはチャート中のマンガン鉱の採掘が行われ、正丸の大蔵鉱山や龍涯山^{りゅうがいさん}中腹に坑道跡が残されています。西吾野の南川の河床では、石灰岩中に古生代後期のフズリナやウミユリなどの化石が産出する地点があります。また、阿須の日豊鉱業は、仏子層中の亜炭の採掘を行っており、採掘の最中に産出したアケボノゾウの臼歯が保存されています。



写2-60 飯能大橋から見た山地を流れる川



写2-61 飯能大橋から見た台地の間を流れる川



写2-62 天覧山の鏡岩

(5) 伝統的建造物群

坂石町分の吾野宿は、江戸時代に秩父往還の「馬継ぎの宿」として発展した宿場で、昭和初期頃まで秩父絹や西川材の取引の拠点としてにぎわいました。江戸時代後期に編さんされた『新編武蔵風土記稿』には「民家29軒を並べ、秩父街道の左右にありて、馬継ぎの宿場なれば(中略)町は東西の通りにて、幅十間ばかり、長さ三町余り」の記述があり、当時の地割や長さ3町(約330m)の町並みが今も残されています。現在でも町並みの一部に歴史的建造物が残され、石田家、高山家、大河原



写2-63 吾野宿の街並み

家（カフェギャラリー吾野宿）は飯能市景観重要建造物に認定されています。

また、吾野宿は埼玉県が推進する「歴史のみち広域景観形成プロジェクト」の「歴史のみち景観モデル地区」（重点地区）の一つに選定され、歴史資源を発掘し、保存・活用する取組が進められています。

（6）埋蔵文化財（周知の埋蔵文化財包蔵地）

周知の埋蔵文化財包蔵地は177か所確認されています。これらのほぼ半数は縄文時代、残りの半数は奈良・平安時代のもので、第1章で述べたとおり、弥生時代や古墳時代の遺跡はほとんど確認されていません。区画整理事業などの開発行為に伴い遺跡の調査が進められ、歴史が明らかになってきています。

縄文時代には、沢や湧水地点に隣接した台地上に、山間部では頂部の平坦地や舌状に張り出す緩斜面に集落がつくられています。奈良・平安時代になると、水田耕作に適した低地を望む段丘^{だんきゅう}面に集落がつくられますが、市域には水田に適した土地が少ないため、限られた場所にまとまっています。

本市内は、山地・森林部分が広いので、今後山地の緩斜面などで未発見の埋蔵文化財包蔵地が見つかる可能性があります。

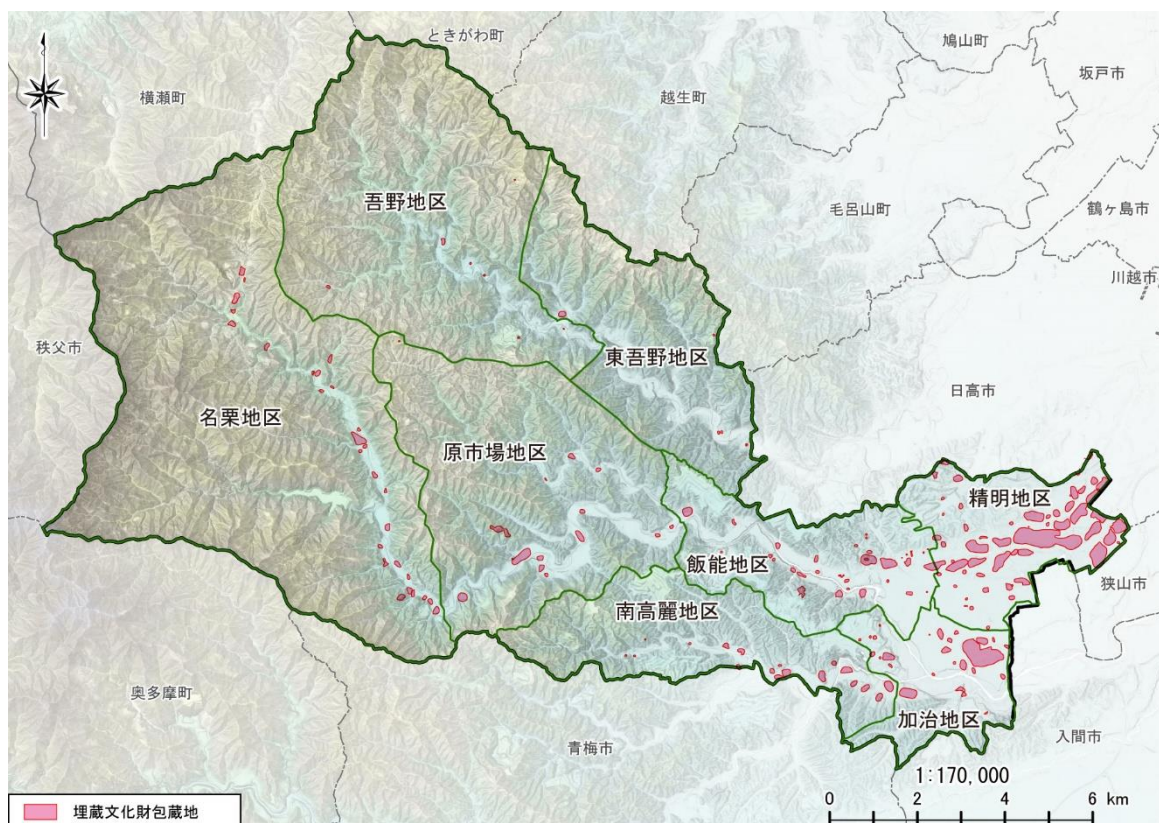


図 2-3 市内の埋蔵文化財包蔵地の分布

第4節 その他の地域遺産の概要と特徴

1 その他の地域遺産の概要

その他の地域遺産として、民話・伝説173件、地名2件、方言5件、眺望地55件の、合計235件が把握されています。

飯能地域遺産は多岐にわたりますが、地域計画では市の歴史文化を説明する上で重要となるこれら文化財類型外の飯能地域遺産にも焦点を当て、その保存・活用を図っています。

表2-6 その他の地域遺産の集計表（現時点で把握できている飯能地域遺産（文化財以外）の一覧）

種別	概要	把握件数
民話・伝説	伝説上の生き物や地名のいわれ、生活の教訓に関するものや、歴史上の人物に関するものなど、地域に伝わる民話や伝説	173
地名※	市の歴史文化を紐解く上で重要な地名	2
方言※	「飯能弁」と呼ばれる地域特有の方言	5
眺望地	眺望の良い場所からの眺め。歴史的な場所や都市整備によってつくられた場所などが所在	55
合計		235

※：「地名」「方言」で計上している点数は、刊行された報告書の総数である。

2 その他の地域遺産の特徴

(1) 民話・伝説

民話は市民のグループの詳細な調査により、その成果がまとめられています。天狗やカッパといった空想上の生き物に関するものや地名やいわれに関するものなど、地域に伝わる民話が残されています。民話の中には子どもへの教訓や戒めなどの内容が盛り込まれています。

伝説としては、「常盤御前」に関する伝説が多峯主山に、「はだけやましげただ 畠山重忠」に関する伝説が見返り坂や本郷大六天に残されています。畠山重忠に関する伝説は、重忠が鎌倉へ馳せ参じるときや、鎌倉から秩父へ向かうときのものがいくつも残され、当地との深い関係がうかがわれます。

① 常盤御前に関する伝説

常盤御前は平安時代末期の女性で、源頼朝の父、義朝の側室です。阿野全成（今若）、源義円（乙若）、源義経（牛若）の母とされます。



写2-64 民話・伝説に関する刊行物



写2-65 見返り坂

多峯主山に常盤御前がたどり着き、広々とした山河を見渡した時、我が世の春を思い出し涙にくれましたが、「源氏が再び栄える世になるなら、この杖、よし、竹となれ」と祈りを込めて竹の杖を地面に突き刺しました。竹の杖は根つき、辺り一面が竹藪となったということで、この竹を「よし竹」と呼ぶようになったという伝説です。また、常盤御前は多峯主山に登る際、あまりの風景の良さに、後を振り返り、振り返り登ったといわれ、それに由来して名がついたといわれている「見返り坂」があります。

さらに、多峯主山の中段には、常盤御前の墓と伝わる宝篋印塔が残されています。平家の目を逃れてこの地に来た常盤御前は、病にかかりそのまま亡くなったと伝わっています。この塔は、その霊を慰めるため、地元で塔をたてて供養したものといわれています。



写2-66 常盤御前 宝篋印塔

② 畠山重忠に関する伝説

畠山重忠は平安時代末期から鎌倉時代初期の武将で、鎌倉幕府の有力御家人の一人です。知勇兼備の武将として多くの戦で先陣を務めますが、源頼朝の死後、実権を握った北条時政の謀略により、一族もろとも滅ぼされました。市内には畠山重忠に関して、次のような伝説があります。

重忠が^{ふたまた}二俣川の戦いで討たれ、家来がその亡骸を車に乗せて飯能の地まで逃れてくると、坂道で車が止まり、動かなくなってしまいました。土地の人がその様子を見て、重忠が鎌倉を振り返って見たかったのだらうと押し量り「見返り坂」と名づけたと伝わっています。この見返り坂は現存していませんが、この時車からおろされた重忠の亡骸は、本郷の大六天に手厚く葬られ、後に板石塔婆をたてて供養したと伝わっています。その場所は現在、市指定文化財「本郷大六天青石塔婆と榎樹」となっています。このほかにも、「馬休みの場」や「駒立て岩」「堂平の鐘」など、秩父（畠山氏を含む秩父平氏と近い当地ならではの伝説があります。



写2-67 本郷大六天青石塔婆と榎樹

(2) 地名

「飯能」の地名の語源については、従来から様々な説がありますが、現在でも決定的なものはありません。ここでは、有力であるとされるいくつかの説を紹介します。

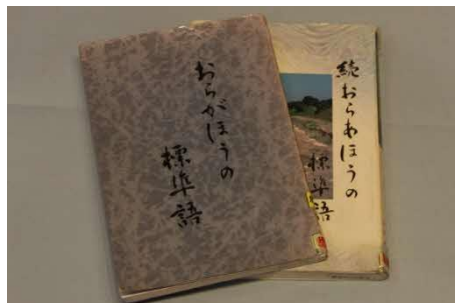
- ・ 中世に飯能地方を支配していた武士団、丹党（武蔵七党の一つ）にいた「^{はんの}判乃氏」に由来するという説。
- ・ ^{はん}榛の木が生えていた野があった「榛野」という説。
- ・ 萩が生えていた野があった「萩野」が変化したという説。
- ・ 渡来人が移住した場所であり、朝鮮語で大国や大野といったような意味の「ハンナーウ」や大川を指す「ハンナイ」が変化したという説。

また、本市では新たな住居表示がつけられている地域が少ないため、大字や小字の多くは昔のままの地名が残されています。難読地名も多く、昔の土地の状況や様子を表したものも多いことが特徴で、地名のもつ伝統や歴史を今でも感じさせてくれます。

（３） 方言

飯能には、「飯能弁」と呼ばれる方言があります。これらの方言は、市内の公民館長などを務めた郷土史家・山岸統の著作『おらがほうの標準語』や、『続 おらがほうの標準語』などにまとめられています。

近年では「飯能弁を楽しむ会」といった市民活動や、飯能まつりなどを通じて飯能弁の継承に向けた活動が進められていますが、時代とともに飯能弁を使っている人も少なくなっています。



写2-68 『おらがほうの標準語』
『続 おらがほうの標準語』

（４） 眺望地

本市は、市域の東側に台地が、市域の西側には山地が広がっている地形的な特徴から、眺望の良い地点が数多く把握されています。山中にある寺院の近くにも眺望の良い地点があり、寺院を建立する際、選定の一つの要素になっていたと考えられます。空気が澄んだ天気の良い日には、東京都心部も望むことができます。



写2-69 関八州見晴台からの眺望

市民アンケート調査にみる飯能地域遺産

地域計画を作成するにあたり、市民を対象にアンケート調査しました（アンケート調査結果の概要は、第1章第3節を参照）。アンケート結果から飯能地域遺産の認知度についてみると、地域の代表的な行事である「飯能まつり」や本市の景観の象徴ともいえる「天覧山・多峯主山」の認知度が9割以上と圧倒的に高いことがわかります。続いて、「飯能焼」や祭りに関連する「山車」「獅子舞」「その他年中行事（ひな飾り・五月人形）」、社寺として「能仁寺」の認知度が高くなっています。一方、遺跡や天然記念物、社寺にまつわる仏像類や路傍の石造物などについては認知度が低い結果となりました。また、地域行事についてみると、「囃子」や「獅子舞」「盆踊り」などについて、合併前の旧町村やそれよりも小さな地域単位で、季節ごとに多種多様な行事が継承されていることが明らかとなりました。

今後はこれらの飯能地域遺産を後世へ継承していくため、地域と連携した取組が望まれます。



第3章

飯能市の歴史文化の特性

第1節 「山」・「町」・「里」が織りなす歴史文化

本市域の西側は、秩父山地の「山」によって急峻な地形を呈します。山の間を縫うように、北から高麗川、小畦川、南小畦川、入間川（名栗川）、成木川が西から東へと流れ、川によって削られた谷はV字形をしています。「山」は、かつて切替畑（焼畑）とそれに付随する林野の開発に伴う薪や製炭用の木の育成が中心であったところを、江戸時代中期以降建築材を育成する林業として発展していった経緯があり、木にかかわる産業が生業の中心となっていました。

他方、人々は川によって削られた土砂が堆積してできた扇状地形（飯能台地）に「里」をつくりました。「里」には、広い台地と狭いながらも低地が広がり、その地形を生かして、奈良時代には高麗郡が設置され、稲作と畑作の中心地として発展していきました。可耕地が少ない飯能の地であって、「里」は農業生産物の主要な産地となっています。養蚕が盛んな時代には桑畑に、製茶が盛んな時代には茶畑に、植林が盛んな時代には苗木畑に、と姿を変えながら生産活動を続けています。

江戸時代以降、稲作に適した土地が少ない飯能では、年貢米に変わり貨幣で年貢を納めることが認められ、その換金場（市）が必要となりました。「山」の林業が主要産業であった飯能では、川が山地から平地に流れ出す谷戸の出口、つまり「山」と「里」の境目である中山の地に、山の資材を換金するための市が立てられました。中山は江戸時代初期に幕府の陣屋が置かれた場所で、この市を中心に人や物が行き交い、やがて「町」が形成されました。

「町」を接点に「山」と「里」の生産物が交換され、互いの不足する物資を補いながら両者が存在していきました。すなわち「町」は、その両者を仲介する場となり、それらが複雑にかつ積極的につながることで、地域の多様性が生まれました。元禄年間に中山陣屋が廃止されると、市の機能は中山から現在の大通りへと移っていきました。市は初めの頃、縄や筵の取引が主だったことから「縄市」と呼ばれました。「里」の産物である縄や筵は、「山」の人々にとって、自らが産出した石灰や炭などを俵にして運んだり、木材をしばったりするためには欠かせないものでした。縄市は、日用必需品の取引からやがて石灰や炭などの特産品も扱われるようになり、にぎわいを増していきました。



写3-1 市で交換される産物
（博物館常設展示）

江戸時代後期には、周辺で産出され、街道を介して江戸に向けて出荷される絹織物の集荷市場としての性格を強めることで、「町」は「山」や「里」とより関係を深くしながら発展していきました。さらに「町」で取引された商品は、所沢街道を通じて田無、青梅街道を通して江戸に運ばれました。

これらの「山」・「町」・「里」は「道」を介して人や物が行き交うことで発展し、歴史文化が育まれましたが、本市で「道」として利用されたのは陸上の街道だけではありません。江戸時代、「山」の産物である木材は、商品である木材で筏を組み、筏を操る筏師によって川を下り、川幅が広がる飯能河原と川越にて複数の筏をつないだ後に消費地である江戸まで運搬されました。

また、筏の上には上荷として加工した板や薪炭類^{しんたん}が積まれ、木材とともに江戸まで運ばれました。川という「道」によって飯能は江戸とつながっていたのです。

このように、本市の歴史を語る上で重要なキーワードとなるのは、「山」・「町」・「里」そして「道」です。古くから飯能では地形の特徴を生かし、「山」そして平地の「里」を舞台に人々の生活が営まれてきました。そして江戸時代以降、山と里の間の谷口に「町」が形成され、「町」を接点に「里」と「山」が深くかかわり合うようになりました。さらには、大消費地である江戸に向けて、様々な産物を生産し、街道や川などの「道」をとおして出荷することで地域経済が発展していきました。時代は下り、馬や牛による運搬から鉄道やトラックによる輸送方法に変わっても、東京という消費地とのつながりの中で生産物を供給する役割は継続されていきました。

つまり、「山」・「町」・「里」がそれぞれの歴史文化を形成しながらも、「道」を介して複雑に関係し合うことで、現在の飯能地域の多様な歴史文化ができあがったといえます。

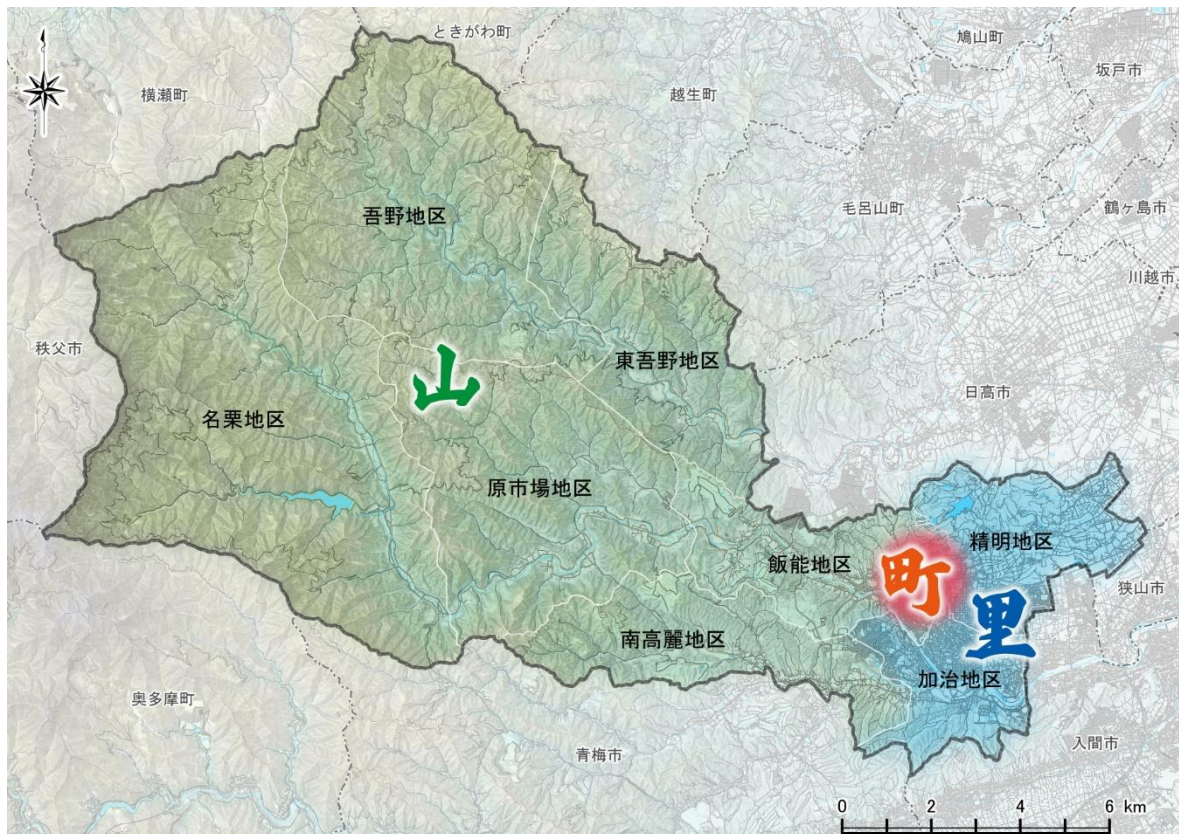


図 3-1 山・町・里の関係

第2節 歴史文化の特性 14のテーマ

本市域では、「山」・「町」・「里」を舞台に、多様な歴史文化が育まれてきました。そうしてそれぞれの地域は、街道や川といった「道」によって結ばれています。ここでは、歴史の中でこれらの要素が密接にかかわり合うことで醸成された特徴的な14の歴史文化について詳しくみていくこととします。



山

^{やま} 「山」: 祈りと信仰が育んだ歴史文化

- 山上の霊地につながる奥武蔵の山々
- 武蔵武士がもたらした信仰
- 人々の祈りと石造文化
- 山岳寺院の寺宝と参道



町

^{まち} 「町」: 交わる土地が生んだ歴史文化

- 「山」と「里」の接点に置かれた集散地
- 豊富な山の資源と江戸時代の発展
- 幕末・明治に起きた飯能の争乱
- 近代化の進展と交通の発展
- 文化人との交流により昇華する飯能文化



里

^{さと} 「里」: 大地が育んだ歴史文化

- 花開く縄文文化 飯能の夜明け
- 高麗郡の建郡と飯能第二の夜明け
- 領地を守り必死に生きた武蔵武士
- 出世を遂げた郷土の武士
水戸藩付家老中山氏と久留里藩主黒田氏
- 人々が熱狂し、伝えてきた祭りと芸能



山・町・里を結びつけた
街道や川の「道」

1 「山」：祈りと信仰が育んだ歴史文化

市域の75%を山地が占める飯能の歴史文化は、「山」を抜きに語ることはできません。山は、その陰しさや自然の脅威だけでなく自然の恵みや安らぎを人々にもたらす、相反する顔を持っています。それゆえに人々は山に祈りをささげ、日々の平安を願いつつ、山の恵みを享受するために豊かな森を育んできました。山に生き、山に生かされる人々。飯能の山では、そんな先人たちの息吹を、今もそこかしこに感じることができます。

(1) 山上の霊地につながる奥武蔵の山々

奈良時代、仏教により国を治めようとした朝廷は、各国に国分寺や国分尼寺を建立し、人々に仏教を広めていきました。中央から遠いこの飯能の地にも確実に仏教は伝来し、人々が祈りをささげていたことがわかっています。市東部の張摩久保遺跡（奈良・平安時代）からは、銅鐻や瓦塔といった宗教的な遺物が出土しており、仏教が伝播している様子がわかります。

山間部では、修行する場を求め山岳信仰の修行僧などが奥武蔵の深い山々に入り、庵を結び、活動しました。修行者が集まることで、その庵が堂となり、いくつかが現在に伝わっています。

大字高山の高山不動（常楽院）には、「木造薬師如来坐像」（国指定）や「木造薬師如来坐像」（県指定）が遺されており、平安時代の創建とされています。不動堂は急峻な山肌を削って平場をつくり、そこに堂宇を建立しています。現在の堂宇は江戸時代の再建ですが、往時は周辺に高山不動を支える宗教者や30軒ほどの御師などからなる集落があり、霊場を形成していました。山肌に多くの平場が造成された地形の改変の痕跡から当時の栄華がわかります。

また、大字南の山頂にある子ノ権現（天龍寺）は、江戸時代の記録によると長和元年（1012）の創建とされ、平安時代末の「木造不動明王立像」（市指定）が伝わっています。山頂の平場を生かし、堂宇が建立されています。当時の姿を残している茅葺の本坊は、現在でも参拝者によって休憩や宿泊に利用されています。県内で江戸時代の宿坊が残っているのはここだけです。

子ノ権現から尾根続きで南へ向かうと、竹寺（八王寺）があります。神仏習合の遺構であるこの寺では、牛頭天王（薬師如来の垂迹）でかつ素戔嗚尊の本地）を祀っています。



写3-2 木造薬師如来坐像
（高山不動尊）



写3-3 高山不動尊の遠景



写3-4 竹寺参道

いずれの寺院も檀家をほとんど持たない祈願寺として今日まで続いており、講を結成し寺院から護符の配札を受ける人々の信仰心により、寺が支えられていました。これらの山岳寺院にかかわる寺がある地域は、西は秩父へ、北は越生^{おごせ}へ、南は青梅へと、山伝いに別の山上の霊地に行くことができる地の利を有しており、山岳信仰の修行の地として選ばれた理由がここにあります。

(2) 武蔵武士がもたらした信仰

10世紀以降、律令制度の崩壊により朝廷の統制が失われると、治安が悪化し、自らの土地を守るため、武芸の鍛錬を積んだ「武士」が生まれました。武士たちは、血縁関係を持った同族として「党」と呼ぶ集団を形成しました。飯能の地には、「丹党」に属した加治氏や青木^{あおき}氏、「猪俣党」の岡部氏^{おかべ}などが居を構えました。

彼らは武蔵国の武士であることから、武蔵武士と呼ばれ、鎌倉幕府の創設に貢献し、御家人となって幕府を支えていくことになりました。

鎌倉とのつながりの中で飯能の地へもたらされたものが仏像です。特徴的なものとしては、「法衣垂下像」と呼ぶ、台座より下に衣を大きく垂らす形状を示す坐像があり、現在も市内に多く残されています。市内にある法衣垂下像のうち3像は県指定、3像は市指定になっています。県指定の「木造地藏菩薩坐像」は、坂石町分（吾野地区）の法光寺の本尊で、胎内銘から至徳3年（1386）に岡部新左衛門入道^{どうみょうこう}妙高により開眼供養されたことがわかっている、貴重な資料です。市指定の3像（木造地藏菩薩坐像・木造宝冠釈迦如来坐像：金錫寺、木造聖観音坐像：善導寺）は鎌倉時代末期から南北朝時代に鎌倉の仏師によって制作され、飯能の地へもたらされ、安置されたものです。武蔵武士が鎌倉とのつながりの中で手に入れ、氏寺などに寄進したものと考えられます。

鎌倉時代になると、栄西らによって禅宗の一つである臨済宗が日本へ伝えられました。同じ禅宗の曹洞宗^{そうどうしゅう}が一般民衆を中心に広まったのに対し、臨済宗は鎌倉の武家政権と結びつき、武家社会を中心に広まりました。

鎌倉時代から室町、南北朝と続く時代には、仏像や、古文書、板石^{いたいし}塔婆をはじめとする石塔など多くの文化財が残されています。武蔵武士たちが飯能の地に遺した財産といえます。



写3-5 木造地藏菩薩坐像
(法光寺)



写3-6 木造宝冠釈迦如来坐像
(金錫寺)



写3-7 木造聖観音坐像
(善導寺)

(3) 人々の祈りと石造文化

人々が幸せに暮らせるように祈ることはどの時代も同じです。祈りの対象物として、様々なものが人々の手により設置されてきました。

その一つが13世紀から14世紀（鎌倉時代から室町時代初期）にかけて造立された板石塔婆です。これらの板石塔婆は、おがわ小川町やながとろ長瀬町を主要な産地とするりよくでいへんがん緑泥片岩と呼ばれる石で作られています。市内では約1,200基の板石塔婆が確認されています。飯能は上記の産地に近いことなどもあり、多くの板石塔婆が造立されました。当初は、武士が先祖への追善供養などのために造立した板石塔婆ですが、次第に結衆による一族や信仰によって結ばれた人々によって造立されるようになりました。14世紀後半になるとより大衆化し、一般の人々の心の拠り所として造立されるようになります。

石仏は、路傍や辻、社寺に造立された石を彫ってつくられた仏像で、庚申塔や供養塔も含まれます。市内では、地藏菩薩・馬頭観音・庚申の三種が石仏の主流ですが、中でも圧倒的に地藏の数が多く、全体の40%を占めます。すべて近世に造立され、最も古い虚空蔵菩薩は、かんらん寛文7年（1667）まで遡ります。きようほう享保年間（1716—1736）のものが最も多く、次いでほうれき宝暦年間からてんぽう天保年間（1751—1844）に造立されたものが多くなっています。石仏は、個人や講中、村中で立てられましたが、中でも個人による造立の割合が高い傾向がうかがえます。板石塔婆以上に大衆化した祈りの行為といえます。

板石塔婆以外の石塔としては、五輪塔・ほうきょういんとう宝篋印塔・むほうとう無縫塔などが挙げられます。五輪塔や宝篋印塔は、当時の宗教観に基づいて、供養塔や墓塔として造立されました。市内では宝篋印塔は中近世、五輪塔は近世に立てられたものが多く見られます。五輪塔は472基、宝篋印塔は200基確認され、五輪塔が圧倒的に多くなっています。本市域においては、近世の墓塔として五輪塔が造立され、有力農民による造塔も積極的であった様子がこれまでの調査から判明しています。

現在でも、市内では旧道の傍らや個人墓地の一角、寺院の墓域に、これら祈りにまつわる石仏や石塔などが数多く残されています。造立した当時の人々の願いに寄り添いながら、今でも大切に守られ、受け継がれています。



写3-8 板石塔婆（西光寺）



写3-9 五輪塔
（正願寺墓地）



写3-10 宝篋印塔
（見光寺）

（４）山岳寺院の寺宝と参道

本市域の山間部には、信仰の場（霊場）がいくつも存在します。これらの信仰の場には今でも数多くの飯能地域遺産があり、長い祈りの歴史を現在に伝えています。日本人は古来、水源や森林などから得られる恵み、雄大な容姿に対する畏敬の念から、山を神が鎮座する場所として信仰の対象としてきました。この山岳信仰と、山に籠って厳しく修行することで悟りを開く仏教の教えが融合し、修験道として確立したといわれています。

本市域における山岳寺院の代表は、大字高山の山中にある高山不動（常楽院）です。創建年代は明らかになっていませんが、平安時代から人々の信仰を集めてきたことが、同寺に伝わる「木造軍荼利明王立像」（国指定）からわかります。これは埼玉県内最古の木彫仏の一つで、10世紀に遡ると考えられています。また、同時期の「木造薬師如来坐像」（県指定）や、「木造不動明王立像」（市指定）も残され、往時の繁栄ぶりがうかがえます。近世に建立され、数多くの仏像が安置する「不動堂」（県指定）は、高さが10mにも及ぶその巨大な建物で、近世の人々の信仰の力と建築技術の高さを今に伝えています。



写3-11 木造不動明王立像
（高山不動尊）

また、大字南の山中にある子ノ権現（天龍寺）は、長和元年（1012）の創建とされ、平安時代末の「木造不動明王立像」（市指定）が伝わっています。同寺には、埼玉県内で唯一となる江戸時代の宿坊が現在も残されています。この坊は茅葺で、多くの参拝者が休憩や宿泊ができるような構造になっており、往時の姿をそのまま伝えています。



写3-12 子ノ権現 本坊

同じく大字南の山中には、牛頭天王を本尊とし神仏習合の様子を今に伝える竹寺（八王寺）があります。同寺の銅造大日如来坐像は、室町時代後期の作とされ、1,600年前後の銘が入る懸^{かけ}仏^{ぼつ}も残されています。



写3-13 子ノ権現参道

各寺院から配札された護符などをみると、その信仰の範囲は近隣地域だけでなく東京都や群馬県などの近県にも及んでいることがわかります。寺院には護符を^するための版木も残されています。

これら山上の霊地へ向かうため、人々はいくつもの参道を開きました。その道中には今でも多くの町石や道標が立っています。また、集落には山の神をはじめとした、多くの石仏や石造遺物などが存在し、今でも地域の人々の信仰を集めています。参道沿いには講で訪れた人々が宿泊したり休憩したりする宿を営んでいた建物が残っており、宿で使用されていた膳などがそのことを示しています。



写3-14 橋本屋（休憩所）

2 「町」：^{まち}交わる土地が生んだ歴史文化

「山」と「里」とが交わる場所にそれぞれの産品を取引する市が立ち、やがて「町」が形作られていきました。人や物が盛んに行き交うようになるにつれ、商いもますます活発となり、鉄道の敷設も相まって「町」は飛躍的に拡大・発展していきました。「山」と「里」との出会いによって誕生し、結び目として発展した飯能の「町」。以降、県西部の中核的な都市として、今日に至るまで独自の輝きを放ち続けています。

(1) 「山」と「里」の接点に置かれた集散地

飯能の「山」と「里」との交流は、中山に市が置かれたことに始まります。中山の地は、中世に丹党の一つである中山氏が居を構えた場所で、^{なかつやま}県旧跡の中山家範館跡が残されている場所にあたります。江戸時代の初め頃、米が穫れない山間地域では、年貢米の代わりに貨幣で税を納める必要があり、「山」の生産物を換金するために機能したのが、「市」でした。最初中山に置かれた市は、^{いえるり}元禄頃に中山陣屋が廃止されたこともあり、現在の大通りがあるところへ場所を変え、飯能縄市へと変わっていきます。



写3-15 中山の市通り
(現在の街並み)

縄市は最初、縄や筵の取引から始まり、炭や石灰、さらには絹を扱う常設の店舗ができ、財力を蓄えていきます。その後取引量も増加し、武蔵国西部を代表する市の一つへと発展していきました。



写3-16 飯能駅前の木材集積地

江戸時代に木材の運搬手段として主に利用されていたのは筏でしたが、入間川や高麗川は木材を流すには水量が乏しく、増水期でないと江戸へ出すことができませんでした。しかし、武蔵野鉄道（現在の西武池袋線^{いけぶくろ}）の誘致・開通により、貨物で木材を消費地である東京までいつでも大量に運ぶことが可能となりました。こうして飯能は木材の集積地としての新たな機能を持つようになり、木材のまちとして発展していきました。

(2) 豊富な山の資源と江戸時代の発展

飯能の地は大消費地である江戸の近郊にあり、物を生産して供給するには最適の場所に位置していました。このため、江戸に向けた商品を生産する産業が発展していきました。

江戸では大火が多く、家を再建するために多くの木材が必要とされたため、江戸時代には林業が本格的に発展をしていきました。それ以前は切替畑と呼ばれる耕作地とそれに付属する林野の開発に伴う薪炭用の森林資源の利用が中心でしたが、次第に建築などに使われる用材の生産が盛んになっていきました。

江戸時代の中頃からは、木材の輸送手段として入間川、高麗川を利用した筏流しが盛んに行わ

れるようになりました。飯能では丸太筏が主流で、上荷と呼ばれる荷物を載せて運ぶこともありました。筏はそれ自体が商品であるとともに、物流の役割も担っていたのです。

筏は江戸（東京）の千住、あるいは本所や深川まで流されました。その所要日数は、入間川筋の名栗村（現名栗地区）からおよそ5日間といわれています。これらの木材は、江戸から見て西の川から運ばれてくる木材という意味で、「西川材」と呼ばれるようになりました。

また、江戸時代には本市や青梅市で産出する石灰岩を原料に消石灰の生産が行われました。江戸時代の初め頃は、江戸城築城の漆喰原料として、幕府からの命を受けて生産されていました。また、青梅街道が整備されたのは、生産された消石灰を江戸に運ぶためだったといわれています。石灰焼には燃料として大量の木材が必要なため、多くの人出と多額の資金が必要でした。このため幕府の庇護を受けて生産されていた頃は、競争相手もなく、多額の利潤をもたらしましたが、江戸時代中期に入り、牡蠣殻灰や他の生産地が江戸に向けて出荷を始めると、その競争に敗れ、次第に生産量を減らしていきました。しかし、農閑期の現金収入として重要な位置を占めていたため生産は継続して行われました。また、農閑期の稼ぎとして、紙漉きも重要な生産物でした。特に吾野村（当時の上吾野村・下吾野村）では、盛んに紙漉きが行われていました。しかし、江戸時代後期になると、他地域との競争に敗れ、衰退の一途をたどりました。



写3-17 石灰焼場跡

江戸時代後期から明治中期にかけては、江戸の町に向けて焼き物（陶器）がつくられるようになりました。「飯能焼」です。飯能焼は、消費地である江戸に近い立地を生かして、信楽焼の職人を招聘して始められました。生産の中心は行平鍋（一人用の土鍋）です。単身者が多く、外食産業が発達した江戸の特性を把握し、販売戦略を練ったものと考えられます。この他には注文生産として、屋号の入った徳利や商品名の入った合子なども生産しています。瀬戸焼や美濃焼の製品が大量に流通する中で、隙間を狙って商品展開をしていた様子が見えます。しかし、その生産も50年間ほどで終わってしまいました。



写3-18 飯能焼（原窯出土資料）

このように、飯能は江戸の近郊という地の利を生かし、またその豊かな地形の中で採取可能な資源を基にして、江戸に多様な商品を供給するために様々な生業が生まれました。

(3) 幕末・明治に起きた飯能の争乱

日本の国家としての在り方が大きく変わろうとしていた19世紀後半、飯能でも大きな事件が起きました。一つは武州^{ぶしゅう}世直し^{よなおし}一揆^{いっき}、もう一つは飯能戦争で、いずれも幕末の争乱です。

武州世直し一揆は、慶応2年（1866）6月13日夜、上名栗村で蜂起した農民たちに端を発する世直し一揆です。安政5年（1858）の開港以来、外国貿易の開始により物価が高騰する中、追い打ちをかけるように第二次長州征伐^{せいはつ}による兵糧米確保のため米の値段がそれまでの4倍から5倍となり、さらに天候不順なども重なって農民たちの生活は苦しいものとなっていました。このような状況の中、農民たちは豪農や豪商などに対し、穀類を安い価格で売るよう談判し、聞き入れられない場合は、家財道具などを打ち壊すという行為に及んだのです。この騒動は各方面に広がり、武州17郡、上州2郡にまで及び大事件となりました。一揆勢は幕府によって鎮圧されますが、この一件は農民の不満の高まりや幕府の威信を揺るがす出来事で、江戸幕府が終焉を迎えた遠因の一つともなりました。



写3-19 武州一揆の木刀

もう一つは、戊辰戦争の地域戦の一つである飯能戦争です。渋沢成一郎を頭取として結成された振武軍^{しんぶ}を主力とした旧幕府方と新政府方が、慶応4年（1868）5月23日未明、高麗郡世井村^{せいきい}において戦いを始め、その日の午前中には、飯能の「町」で終結した戦いです。飯能において行われた戦いはわずか半日でしたが、戦火により振武軍が陣を張った寺が4か寺、民家200軒余りが焼け落ち、飯能の町は甚大な被害を受けました。



写3-20 振武軍廻文

飯能戦争に関する資料としては、市指定の有形文化財（古文書）である「振武軍廻文^{まわしぶん}」や、陣羽織、大砲の砲弾などがあります。

幕末から明治にかけて、日本国内が揺れ動いていた時代に、飯能の地で起こった歴史事象は、その後の急速な近代化へ向けた一つのきっかけになったのかもしれない。



写3-21 飯能戦争の砲弾

（４）近代化の進展と交通の発展

明治に入ると、日本は急速に近代化していきました。この飯能の地も例外ではなく、輸出の主要産品である生糸や絹織物の生産に必要な養蚕が急速に増大しました。飯能の近代化は養蚕・絹織物の発展と強く結びついています。

明治期は、生糸の輸出品としての価値が高まると、原材料である繭の価値も上がり、これまで農家の農閑期の副収入であった繭の生産は、本格的な主要産物へと変化しました。

繭の増産は国策となり、様々な技術が研究・開発されました。飯能でも風穴を利用した年に複数回の飼育、清温育や温暖育など養蚕技術の改善と普及が図られると、急速に生産量を増やしていきます。市立博物館には、明治から昭和にかけての養蚕に関する道具類が多く収集保存されています。

また、養蚕の発展は建物にも大きな変化をもたらします。これまで平屋であった建物が小屋裏や2階部分を養蚕の蚕室として利用するために改築されるようになり、新たに2階建て又は3階建ての建物が建築されて、屋根には温度調整用の煙出しがつくようになります。効率よく繭を大量生産するため、生産用具の改良や養育方法の改良、建物の改築へと進んでいったのです。

昭和4年（1929）の世界恐慌で打撃を受け、生糸の価格は暴落しますが、生産量は減少せず昭和14年（1939）頃がピークとなりました。その後、太平洋戦争が開始されると国際貿易は急激に縮小し、昭和17年（1942）頃から生糸の生産量は急速に減少していきました。

一方、生糸の生産にあわせて、絹織物や絹綿交織物、綿織物も生産されていました。江戸時代後期から明治初めにかけては、農家が農閑期に各家庭で機織りを行っていましたが、明治中頃になると織物を専門に行う工場が操業し、生産量が増大します。織物の種類の趨勢にあわせて変化し、対応していきました。

飯能における織物業は浮き沈みを重ねながらも継続し、昭和51年（1976）には、飯能大島紬が埼玉県伝統的手工業産業に指定され、ブランド化に成功します。しかし、時代とともに生産は縮小し、現在では飯能大島紬はその生産を終えています。

こうした産業の近代化にあわせて、交通の近代化も進みました。武蔵野鉄道が大正4年（1915）に池袋―飯能間で開通したことは、交通の発展のみならず、その後のまちの発展に大きくつながる出来事でした。

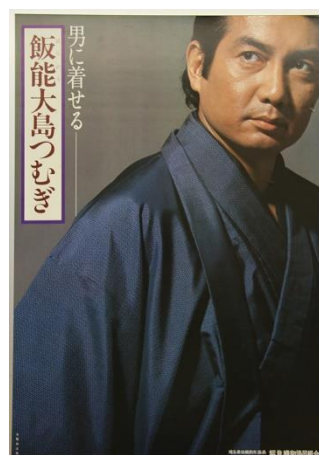
武蔵野鉄道が開通する前、飯能―入間川（狭山市）間に、明治34年（1901）に馬が客車をひ



写3-22 蚕種紙と蚕種保存箱



写3-23 養蚕小屋（井上邸）



写3-24 飯能大島紬の
チラシ

く鉄道として入間川馬車鉄道が開通しました。開通当初から営業はあまりふるわず、武蔵野鉄道開通の2年後、大正6年（1917）に廃止となっています。

武蔵野鉄道の敷設には、小能五郎、金子忠五郎ら飯能町の商人が大きくかわりましたが、平沼専蔵の影響力も大きなものでした。飯能町出身の平沼は石炭商で財を成し、当時横浜に店を構えていた大資本家です。これら沿線の資本家が商いで蓄えた財を投資し、武蔵野鉄道の開通に成功します。これにより、鉄道による貨物輸送が可能となり、飯能駅周辺には材木商が軒を連ねることになります。また、鉄道の開通により東京と結ばれた飯能は、ハイキングブームとともに旅客数も増大し、地場産業の衰退後には東京のベッドタウンとしても新たな歩みを進めることを可能にしました。

（5）文化人との交流により昇華する飯能文化

当市における文化を、文学の面から見ていきたいと思います。

まずは俳句が挙げられます。江戸時代中頃、加舎白雄が「春秋庵」を名のり、関東甲信越に弟子を数多く抱えますが、近郷においては、本庄の常世田長翠、毛呂山町の川村碩布が著名でした。当市においても、この「春秋庵」の影響は大きく、門下の俳人として、加涌轍之、芙蓉亭玉瓜、画山亭古農らが知られています。明治期に入ると「春秋庵」の流れをくむ「明倫講社」に市内の多くの人が属したようです。この時期には、蓼々居天寿庵林寿や香楠居尺雪園白知らが活躍していました。

若山牧水は旅を愛した歌人として有名です。牧水は大正6年（1917）と大正8年（1919）、大正9年（1920）の3度飯能に訪れ、119もの歌を創作しています。本市内には4か所に歌碑が建立され、原市場の白髭神社境内には、この地に逗留した時の歌『石越ゆる水のまろみを眺めつつころかなしも秋の溪間に』の歌碑が建立されています。

粹人としても著名な平山蘆江も、飯能とかかわりのある文人です。昭和2年（1927）から昭和19年（1944）の間、東雲亭にしばしば滞在し、創作活動を行っていました。その頃の作品に『飯能隨筆』や『続飯能隨筆』があります。太平洋戦争直前の重苦しい空気の中で書かれた作品です。

白樺派の詩人千家元麿は、中山出身の赤沢千代子と結婚し、当地と縁を持つことになります。放浪の詩人といわれますが、関東大震災後と太平洋戦争後に長くこの地に居住し、作品を残しています。詩集『真夏の星』は37歳の時、飯能での作品です。

蔵原伸二郎は、昭和20年（1945）に吾野に疎開して以降、昭和40年（1965）に生涯を終えるまでそのほとんどを飯能に住んで詩の創作活動に励み、地域の文化にも大きく貢献しました。



写3-25 若山牧水歌碑
(原市場白髭神社)

蔵原は創作活動の中で多くの市民に敬慕され、若き文学青年たちが蔵原のもとに集い、文学を語り、教えを請うています。文学青年たちとの交流の中で『飯能文化』という雑誌が生まれ、そこに多くの若者が作品を残し、その後の創作活動に多大な影響を与えました。蔵原は飯能における創作活動で3冊の詩集を残しています。『暦日の鬼』『乾いた道』そして『岩魚』です。中でも『岩魚』は詩壇の絶賛を浴び、読売文学賞に輝いた作品で、飯能で生活していなければ生まれなかった作品といわれています。

『飯能文化』は昭和22年（1947）に刊行された文学雑誌（改題後『武蔵文化』）で、戦後飯能の文化の拠点となりました。蔵原伸二郎や打木村治、歌人石川信夫らが投稿し、その後の飯能に強い影響を残しました。その作品に触れた若人が、その後同人誌『雑草』『陽炎』『高麗峠』の発刊に携わり、現在も盛んな文芸活動へと続いています。

本市でも昭和56年（1981）から『文藝飯能』を刊行し、市民から詩・俳句・短歌・川柳・随筆手紙・童話・小説を募集しています。市民に根づいている文芸作品の創作は、『飯能文化』から脈々と受け継がれているのではないのでしょうか。



写3-26 文学雑誌『飯能文化』



写3-27 『文藝飯能』

3 「^{さと}里」：大地が育んだ歴史文化

台地に位置する地域では、人々は畑作を中心として土とともに生き、日々の暮らしを紡いできました。振り返ると、縄文時代には集落が形成され、古代には高麗郡が置かれ、農耕が行われました。続く中世には武蔵武士の生活を支える農作物の生産地として利用されました。

それぞれの時代を支える産物を生み出す地、それが飯能の「里」です。

(1) 花開く縄文文化 飯能の夜明け

本市の地形は、山地と山地部から張り出した^{きゅうりょう}丘陵、入間川の扇状地形である飯能台地などで構成されています。山地の間を縫うように川が西から東に向かって流れ、山地部ではV字谷を形成し、台地に出たからは複数の段丘面を持つ^{かがん}河岸段丘を形作っています。

市内には縄文時代のほぼ全時期を通じて数多くの遺跡が残されていますが、縄文時代の人々は、こうした多様な地形的特徴の中から、平坦な場所や緩斜面、日当たりが良い所や沢や湧水などの水利が近くにある場所など自分達の生活様式にあう場所を居住地として選びました。

縄文時代の遺跡は市内の全遺跡数の71%にもなる124箇所が確認されており、市内の様々な場所に遺跡が残されています。縄文時代は1万年以上続いたといわれ、そのために遺跡数が多いともいえますが、本市内の縄文時代の遺跡数は県内でも多く、縄文人にとって生活しやすい環境であったと考えられます。

縄文時代の初期(^{そうまつ}草創期)は、まだ飯能の地に数か所の遺跡しかない時期です。^{こいわ いわたば}小岩井渡場遺跡から市内で最も古い^{びりゅう きせんもん}微隆起線文土器が出土し、^{かのうり}加能里遺跡からは爪型文土器が出土しています。

早期になると遺跡数は増加します。池ノ東遺跡からは、この時期の住居跡が検出されており、徐々に定住的な生活が定着してきたことがわかります。

前期になると、一つの遺跡から複数軒の住居跡が見つかるようになり、ムラをつくっていたと考えられます。小岩井渡場遺跡や西川小学校遺跡のような山間部から落合上ノ台遺跡や^{へいしんでん}丙新田遺跡のような台地部まで、遺跡が広がっている様子がわかります。

中期は最も遺跡が多い時期で、大規模な環状集落がいくつも発見されています。丘陵頂部で見つかった^{はちおうじ}八王子遺跡は、東西65m、南北100mの規模で、住居跡が環状に並んでいました。長期間継続したムラで、大量の遺物が出土しました。一時期に存在したのは数軒程度と考えられますが、長期に渡って集落が営まれたため、最終的には70軒の住居跡が検出されています。豊かな自然に支えられた生活の様子がうかがえます。

次の後期は遺跡がごくわずかで、これまでの段丘面よりも低い場所に住居跡が確認されています。住居が湧水や河川に近づいている



写3-28 微隆起線文土器
(小岩井渡場遺跡)



写3-29 縄文時代中期の集落
(八王寺遺跡)

ことから、水場の利用や管理などに変化があったものと考えられます。

晩期はさらに遺跡が少なく、加能里遺跡や中橋場遺跡、熊坂遺跡など、限られた遺跡しか確認できていませんが、これらはいずれも長期間継続して営まれたムラでした。

このように縄文時代の全時期を通じて遺跡が残され、時期毎に集落の数や形態が変化していることがわかります。縄文人がどのように自然と共存して生活していたのかを、市内の遺跡からがうかがうことができます。

(2) 高麗郡の建郡と飯能第二の夜明け

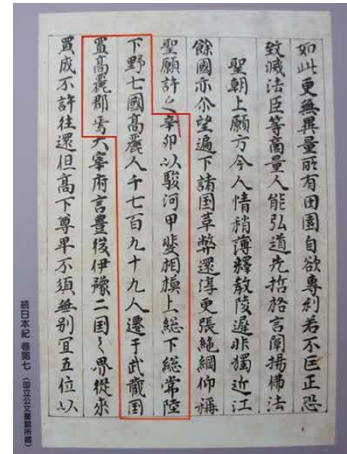
縄文時代が終わりを告げる頃、飯能の地から人々の姿が消えてしまいます。縄文時代の狩猟採集生活に適していた地は稲作をするための水利に恵まれず、弥生時代以降水田稲作を生業とする人は適地を求めてより下流へ移り住んでしまったと考えられます。古墳時代にはいくつかの遺跡で生活の痕跡が残されていますが、一時的なもので定着はしませんでした。

奈良時代になると、入間郡の中の空閑地であった飯能・日高の地に「高麗郡」が新たに設置されました。平安時代初期に編さんされた『続日本紀』には、^{しよくにほんぎ}霊龜2年（716）に關東及び近隣の7か国に住む高麗人（高句麗出身の渡来人）^{れいき}1,799人を集めて郡を置いたとの記載があり、渡来人による開拓が始まりました。^{どうのね}堂ノ根遺跡からは、集められた渡来人の出身国の一つである常陸国で8世紀前半に生産された須恵器と土師器が1軒の住居跡から出土しています。これは716年に近い時期に渡来人が、常陸国で焼かれた須恵器を持って飯能の地へ移住したことを示すものであり、この考古学的な発見は、『続日本紀』に記された記述を裏づける貴重な資料でもあります。

この8世紀前半を境に、集落が急増します。飯能第二の夜明けです。高麗郡の設置のために集められた人々は、市域で最も低地が広がる市東部の^{せいめい}精明地区を中心に生活を営みました。その後、人々はより上流の山間地にも進出していきました。

高麗郡設置の背景には、朝鮮半島における唐と新羅による^{しうぎ}百済の滅亡（660年）と高句麗の滅亡（668年）が影響しています。百済と高句麗は、以前から日本と交易を行っており、国の滅亡により、多くの人々が難民として日本へ渡ってきました。その渡来人を集めて住まわせる政策として、高麗郡や百済郡が各地に置かれるようになります。渡来系の人々は、開拓や産業にかかわる知識や技術をもってこの地を開発し、武蔵国府や国分寺の整備にも貢献しました。

高麗郡に関係する人物の中には、才覚を見出され、官史、外交官、学者となり中央政府で活躍する人物も現れます。その一人が、^{たかくらのあそんぶん}高倉 朝臣福信です。時の聖武天皇から目をかけられ、地方出身者としては異例の^{じゆさん}従三位にまで出世し、武蔵国守を三度務めました。



写3-30 続日本紀
(国立公文書館蔵)



写3-31 奈良・平安時代の集落
(張摩久保遺跡)

9世紀以降、律令制の崩壊とともにこの地でも変化が起こります。人々の生活拠点は、精明地区の張摩久保遺跡周辺に集約する流れと、より山間部へ進出して稲作以外の生業に従事する流れに分かれました。10世紀に入ると遺跡の調査では生活の痕跡が見つからなくなりますが、住居の形態が^{たてあなしき}竪穴式住居から痕跡の残りにくい平地式住居へと変化したということも考えられます。

(3) 領地を守り必死に生きた武蔵武士

平安時代末期には武蔵七党の一つ、丹党が来住しました。中でも加治郷に本拠を置いた加治氏の一族は入間市から本市にかけて多くの足跡を残しています。宝蔵寺（中居）に^{おうえい}応永3年（1396）没の加治^{ぶんご}豊後 守貞^{このかみさだつぐ}継の位牌が残されています。この貞継は、^{しんのうし}心応寺（中山）の開基でもあります。豊後守は、加治本家が代々名乗る受領名です。加治本家が、この時期に中居や中山周辺に進出し、領地としていた様子が見えてきます。

また、市域の西側を所領としていたのは岡部氏です。法光寺（坂石町分）の本尊である地藏菩薩坐像の胎内銘には、至徳3年（1386）大旦那岡部新左衛門入道妙高とあり、この時期には既に吾野を所領としていたことがわかります。^{あがの}我野神社の棟札にも^{かんしょう}御造営寛正3年（1462）大旦那^{おの あそん}小野朝臣岡部長門 守憲澄や^{なが とのかみのりすみ えんとく}延徳2年（1490）大旦那^{しんざぶろうかすただ}小野朝臣岡部新三郎^{しんざぶろうかすただ}貞忠など、岡部氏が神社の修理を担っている様子が見られます。また、^{ちようこうじ}長光寺（下直^{しものなお}竹）には、本堂・山門・^{そうもん}惣門に岡部氏の家紋が見られ、寺を庇護していたことがわかります。これらのことから市域の西側、山間部を中心に岡部氏の所領でした。



写3-32 大石氏位牌

室町時代には関東管領^{やまうちうえすぎ}山内上杉氏の重臣である^{おおいし}大石氏や^{みた}三田氏が本市域にも所領を持ち、戦国時代になると岡部氏や加治氏、中山氏など在地の土豪を従えました。大石氏の足跡は、宝蔵寺（中居）に^{きやうとく}享徳4年（1455）没の大石^{しげ}重仲の位牌が見られます。また、^{ちやうねんじ}長念寺（白子）には、^{てんもん}天文5年（1536）大石定久の文書があり、寺領の年貢収納を保証しています。更に、八王子城主である^{あんしゆく}安祝は、^{じやうほくいん}浄牧院（東久留米市）を開基し、その寺領として下加治村を寄進



写3-33 青木氏館跡

しています。これらのことから、大石氏は中居や下加治を所領としていた様子がうかがえます。

三田氏は、^{かりやど}借宿神社（吾野）の棟札に、大旦那三田平朝臣政定とあり、前述した吾野を所領とする岡部氏を傘下に収めていた様子がうかがえます。

戦国時代末期になると大石氏は^{ほうじやう}北条氏から養子を受け入れてその傘下に入り、三田氏は北条氏に背いた末に滅亡しました。

やがて豊臣秀吉が北条氏を滅ぼして戦国時代が終わると、徳川家康が移封により関東を支配することになりました。飯能市域のほぼ全域が徳川家康の支配下となったこともあり、飯能の武士は徳川家臣となり江戸時代は幕臣として存続してゆくことになりました。

(4) 出世を遂げた郷土の武士 水戸藩付家老中山氏と久留里藩主黒田氏

中世以降、飯能にゆかりの深い武人として、同じ加治氏を祖とする中山氏・黒田氏を挙げることができます。

飯能における中山氏の歴史は、12世紀に源平合戦に参加していた加治氏の子孫、五郎経家^{つねいえ}が高麗郡^{こうり}に来住したことから始まりました。経家の次男家季^{いえすえ}が加治郷に進出し、その子助季^{すけすえ}が中山に住んだことから中山姓を名乗ったといわれています。智観寺に残される板石塔婆は、元久2年（1205）二俣川^{ふたまたがわ}の戦いで討死した家季の供養のために、助季が建てたものとされており、鎌倉に幕府が開かれた頃には、中山の地を治めていたことがわかります。また、その子孫である中山家範^{うしてる}は、中山に館を構え、北条氏照に仕えました。現在、「中山家範館跡」は県の旧跡に指定され、堀の一部が残されています。八王子城における秀吉軍との戦いにより家範は自害しますが、息子の照守^{てるもり}（長男）と信吉^{のぶよし}（次男）は、徳川家康に召し出され、家臣となります。

長男の照守は、徳川秀忠の使番に任じられ、関ヶ原や大坂夏の陣などで活躍し、3500石の太身旗本まで出世しました。その後照守の孫、直張^{なおはり}の子の直邦^{なおくに}が外祖父の黒田氏に養育され、黒田家を継ぎました。

直邦は5代将軍徳川綱吉以降、8代将軍吉宗まで長きにわたり徳川家に仕え、奏者番・寺社奉行にまで出世します。その後黒田家は上総久留里城の城主となり、宝永4年（1707）からは飯能の地を領し、地域の発展に影響を与えることとなります。黒田家は能仁寺^{のうにんじ}を菩提寺としており、能仁寺の背後にある多峯主山^{たふみのす}山の中に「多峯主山黒田直邦墓」（市指定）があり、能仁寺境内には黒田家代々の墓が残されています。また、「能仁寺庭園」は池泉鑑賞式蓬莱庭園で、市指定となっています。

次男の信吉は、家康の子の頼房^{よりふさ}の傳役^{もちやく}となり、水戸藩が創設されると水戸藩の付家老となり、のち信正の代に松岡の地を与えられます。その後14代信徴^{のぶあき}まで付家老を引き継ぎ、水戸徳川家を支え続けました。

智観寺には中山氏代々の墓が残され、儒教の影響を受けた形態の墓が残されています。また、初代「中山信吉墓」（県指定）は、4m程の塚の上に宝篋印塔が建てられたものです。中山氏の墓は後世の改葬も少なく、初代信吉以降墓域の形成過程を追うことができる良好な史跡です。また、御影堂に残されていた宝物類が同寺の収蔵庫に保存されており、「中山信吉木碑」（県指定）には、林道春^{はやしどうしゅん}（羅山^{らざん}）が撰文した文字が記されています。

このように、黒田氏は徳川將軍家を、中山氏は水戸徳川家を、それぞれ代々支え続けた家系で、



写3-34 中山信吉墓



写3-35 中山家範館跡



写3-36 能仁寺本堂

いずれも1万石以上の大名まで出世を果たしています。中世武蔵武士の流れをくむ加治氏の末裔が戦国時代を生き抜き、徳川家を支える武将となった歴史を、市内各所で垣間見ることができます。

(5) 人々が熱狂し、伝えてきた祭りと芸能

飯能の歴史文化の大きな特徴の一つに、民俗芸能が盛んな地であるということが挙げられます。県や市の指定を受けている無形の民俗文化財は、^{そうばんねんぶつ}双盤念仏2件、獅子舞9件、^{はやし}囃子2件、川瀬祭1件です。

無形の民俗文化財は、各地域の祭礼に伴う神事の一部として発展し、継承されてきました。祭事は、娯楽が少なかったこの地域にとっては心待ちなハレの日です。人々は日常を忘れて熱狂したことでしょう。祭りは娯楽でもあり、出会いの場でもありました。

現在飯能の町では、飯能夏祭り、飯能まつり（秋）の大きな二つの祭りが行われています。しかし、元をたどれば飯能夏祭りは、飯能八坂神社の例大祭、飯能まつりは、^{すゐはちまん}飯能諏訪八幡神社・八幡町の八幡神社の例大祭にたどり着きます。祭りは、各地域で行われていた神事が、見物客を意識して山車や神輿を巡行するなど、見せる要素を加えて変化していきました。飯能において現在のような山車の巡行や囃子の演奏を主とする祭礼の形態になったのは明治以降のことです。それ以降、各町内が競って山車を購入し、囃子を習うようになりました。各地域の神事が祭りへと変化し、それに伴って伝えられる民俗芸能も変化していきました。



写3-37 河原町の山車

本市域に伝わる屋台囃子は江戸神田流囃子系に属し、^{かんた おおはし}「神田大橋流」と^{おだわらわかさ}「小田原若狭流」の2流派に大別されます。また、神田流囃子以外にも、夏祭りでは祇園囃子も披露され、底抜け屋台が町内を練り歩きます。人々に見せる芸能として、囃子が盛んに演じられるようになり、各地域で継承される芸能になっていきました。



写3-38 北川の獅子舞

また、本市の特徴として、獅子舞の継承団体の多さと双盤念仏を挙げることができます。3匹獅子舞は、市内10か所に伝わり、現在は7か所で奉納されています。諏訪神社に帰属する獅子舞が8か所と多く、残りは妙見社と^{せんげん}浅間神社です。神社の祭礼の際に奉納される芸能で、主に疫病や天災などの災厄を、防ぎ祓うために行われてきたものです。高麗川流域の5か所の獅子舞は峠を越えた秩父地方との交流を強く示し、入間川流域の5か所の獅子舞は、衣装や獅子頭の形態が下流の^{かわごえ}川越市や狭山市、^{おくたま}奥多摩地方などと共通するといった特徴を持っています。ただし、両者に共通することはいかにも「山」の獅子舞らしく、舞は大振りで荒々しい^{せいけん}精悍さを持っているということです。

双盤念仏は、江戸時代後期から明治初期にかけて、江戸の双盤講・双盤念仏連中の影響を受けて広まった芸能です。太鼓に加え双盤という二枚の銅鑼^{どらかね}を叩きながら「引声^{いんせい}」と呼ばれる念仏を唱えます。本市内では、記録を含めると6か所で双盤念仏が行われ、市域の東側、台地部に伝わりました。現在は、落合西光寺の観音堂と川寺大光寺の虚空蔵堂で奉納されています。この芸能は、昭和初期に下火となり、戦争中の金属供出により休止されたため、戦後復活したところはわずかでした。埼玉県内でも伝承事例の少ない貴重な民俗芸能といえます。

江戸に近い地であったことで、囃子や双盤念仏が伝わり、地域の祭礼行事の中で継承されてきました。獅子舞は祓いの祭礼行事として峠や道を介した他の地域との交流を示し、それぞれ各地域で大切に継承されています。



写3-39 落合西光寺双盤念仏



第4章

飯能地域遺産の調査成果

第1節 既存調査の内容

ここでは、市域において実施された調査の内容について整理します。なお、件数や件数の把握は、次の基準に則り実施しました。

- 古文書は、一つの文書群を1件としてリスト化しました。
- 市史編さんや各種文化財調査実施から相当の年数が経過し、現在の状況が確認できていない飯能地域遺産も認められますが、地域計画作成時点では詳細な追加調査は不可能であるため、調査時点又は報告時点での数でリストを作成しました。
- 飯能地域遺産は、文化財類型に属するものだけでなく、広く本市やその地域にとって後世に残すべきものを対象にするという視点から、様々なものを対象としました。対象とした飯能地域遺産の概要については、序章及び第2章に整理しています。

調査に関する用語の定義

ここでは、地域計画に記載する飯能地域遺産に関する調査の種類について解説します。

調査の種類	解 説
把握調査	新たな飯能地域遺産の存在を把握するための調査を指します。把握調査には、地域別の調査や、類型別の調査があります。
詳細調査	既に把握されている飯能地域遺産を対象に、その詳細を調査し、文化財としての価値を把握するための調査を指します。
再調査	過去に把握された飯能地域遺産を対象に、その所在を再把握するための調査を指します。
現況調査	過去に把握された飯能地域遺産を対象に、その保存状態や経年変化の現状を把握するための調査を指します。
発掘調査	地中に埋蔵されている文化財の発掘による調査を指します。発掘調査は、試掘調査、確認調査、本発掘調査に大別され、本発掘調査は学術調査や整備・活用、記録保存を目的に実施されます。

1 飯能市による調査

(1) 飯能市主体の調査

本市が実施した各文化財の種別ごとの調査は、次表のとおりです。なお、報告書となっておりませんが、令和3年（2021）に名栗^{なぐり}民家調査※¹、令和4年（2022）に飯能市文化財保存活用地域計画作成に係るアンケート調査※²が実施されました。

表4-1 飯能市主体の調査一覧

刊行物/調査名	対象文化財	調査件数	刊行/調査年
飯能の民家	建造物（民家）	279	平成13年（2001）
飯能の社寺建築	建造物（社寺建築）	11	平成24年（2012）
名栗民家調査（把握調査）※ ¹	建造物（民家）	133	令和3年（2021）
飯能の石仏	石造物（石仏）	162	昭和57年（1982）
飯能の板碑	石造物（板石塔婆）	979	昭和57年（1982）

刊行物/調査名	対象文化財	調査件数	刊行/調査年
名栗の石仏	石造物（石仏）	163	昭和57年（1982）
名栗の石仏	石造物（板石塔婆）	74	昭和57年（1982）
飯能の石造遺物	石造物（石造遺物）	595	平成4年（1992）
飯能の石塔	石造物（石塔）	688	平成17年（2005）
飯能の仏像Ⅰ	仏像	207	昭和55年（1980）
飯能の仏像Ⅱ	仏像	221	昭和56年（1981）
名栗の仏像	仏像	182	平成6年（1994）
飯能の文学碑	文芸（文学碑）	44	平成7年（1995）
飯能の絵馬	歴史資料（絵馬）	153	平成9年（1997）
飯能の獅子舞	無形の民俗文化財（獅子舞）	10	平成18年（2006）
飯能の植物	記念物（植物）	1650	平成26年（2014）
景観緑地自然環境調査委託報告書	記念物（植物）	137	令和2年（2020）
	記念物（動物・哺乳類）	24	
	記念物（動物・鳥類）	58	
	記念物（動物・両生類）	12	
	記念物（動物・爬虫類）	10	
	記念物（動物・水生生物）	61	
	記念物（動物・昆虫）	113	
飯能市文化財保存活用地域計画作成に係るアンケート調査※2	無形の民俗文化財（祭礼）	196	令和4年（2022）

自治体史編さんに関する調査は、次表のとおりです。

表4-2 自治体史編さんに関する調査一覧

書名	副題	刊行年
飯能市史 通史編		昭和63年（1988）
飯能市史 資料編Ⅰ	文化財	昭和51年（1976）
飯能市史 資料編Ⅱ	植物	昭和52年（1977）
飯能市史 資料編Ⅲ	教育	昭和54年（1979）
飯能市史 資料編Ⅳ	行政Ⅰ	昭和55年（1980）
飯能市史 資料編Ⅴ	社寺教会	昭和57年（1982）
飯能市史 資料編Ⅵ	民俗	昭和58年（1983）
飯能市史 資料編Ⅶ	行政Ⅱ	昭和59年（1984）
飯能市史 資料編Ⅷ	近世文書	昭和59年（1984）
飯能市史 資料編Ⅸ	飯能の自然－動物－	昭和60年（1985）
飯能市史 資料編Ⅹ	産業	昭和60年（1985）
飯能市史 資料編Ⅺ	地名、姓名	昭和61年（1986）
飯能市史 資料編Ⅻ	飯能の自然－地形地質－	昭和61年（1986）
飯能市史 資料編 年表		昭和57年（1982）
名栗の民俗（上）		平成16年（2004）
名栗の民俗（下）		平成20年（2008）
名栗の歴史（上）		平成20年（2008）
名栗の歴史（下）		平成22年（2010）



(2) 郷土史家・郷土史研究会などによる調査

本市では、古くから地域の歴史を調査・研究する郷土史研究会などが組織され、活発な活動を行ってきました。しかし、近年は会員の高齢化が進み、こうした担い手が急激に減少しています。一方、このような状況から、これまでの調査研究成果をまとめ、刊行物として成果を世に残しておこうとする研究会や個人の活動も見られます。

ここでは、地域の歴史についてまとめ、刊行された冊子を記載します。なお、これらの刊行物には、地域の飯能地域遺産が数多く掲載されていますが、他の調査との重複も多いため、第2章にて整理した飯能地域遺産の集計対象とはしていません。

表4-3 郷土史家・郷土史研究会などによる調査一覧

刊行物名	発行者	刊行年
飯能郷土史	飯能第一国民学校編	昭和19年（1944）
武州高麗郡中山村記録	中藤榮祥編	昭和41年（1966）
飯能の明治百年	小松崎甲子雄	昭和43年（1968）
飯能人物誌	飯能人物誌編さん委員会	昭和45年（1970）
東吾野郷土誌	東吾野郷土研究会	昭和45年（1970）
昭和の飯能自治史	小松崎甲子雄	昭和49年（1974）
民俗茶ばなし	小谷野寛一	昭和50年（1975）
飯能の伝説	新井清寿（飯能市郷土研究会）	昭和51年（1976）
奥武蔵の石仏	坂口和子	昭和52年（1977）
飯能の灯籠絵	小槻正信	昭和55年（1980）
飯能近郷の方言と俗語	小室光風編著	昭和55年（1980）
続民俗茶ばなし	小谷野寛一	昭和58年（1983）
郷土史の研究Ⅰ 原市場の地名と屋号	原市場郷土史研究会	昭和59年（1984）
東吾野写真誌	東吾野写真誌刊行会	昭和59年（1984）
写真集明治大正昭和写真集	赤田喜美男編	昭和60年（1985）
ふるさと・阿須	深沢義雄（ふるさと・阿須を語る会）	昭和61年（1986）
名栗の伝説	町田泰子	昭和61年（1986）
ところかわればはんのうむかしことば	観応会編	平成2年（1990）
おらがほうの標準語	山岸統	平成5年（1993）
写真集飯能市の昭和史	坂口和子編	平成6年（1994）
飯能の民謡	飯能の“みんよう”研究会	平成7年（1995）
前ヶ貫今昔	山岸統	平成7年（1995）
南高麗郷土史	南高麗郷土史編集委員会	平成8年（1996）
続 おらがほうの標準語	山岸統	平成8年（1996）
資料集 飯能の橋	加藤栄子	平成8年（1996）
資料集 飯能の橋 2	加藤栄子	平成8年（1996）
吾野宿今昔	吾野宿の歴史を語り記録する会	平成13年（2001）
奥武蔵の民話	市川栄一	平成13年（2001）
創立30周年記念	加治郷土資料同好会	平成13年（2001）
阿須ふるさと散歩	山崎修二（ふるさと・阿須を語る会）	平成14年（2002）
ふるさと加治	青木晃平（加治郷土資料同好会）	平成16年（2004）
名栗の伝説 第二集	町田泰子	平成18年（2006）

刊行物名	発行者	刊行年
加治の今昔	山崎修二	平成19年（2007）
ふるさと畑井	畑井自治会	平成20年（2008）
写真でたどる精明の歴史	精明郷土史研究会	平成22年（2010）
飯能に伝わる民話と伝説	お話の会 なんじゃもんじゃ	平成23年（2011）
戦時下の精明～写真でたどる精明の歴史・第2集～	精明郷土史研究会	平成23年（2011）
吾野宿歴史さんぽ	吾野宿再生と吾野を語る会	平成28年（2016）
飯能の“みんよう”	「飯能の“みんよう”」保存会	平成31年（2019）

2 埼玉県による調査

埼玉県が実施し、本市内に該当の文化財が所在した各文化財の種別ごとの調査は、次表のとおりです。

表4-4 埼玉県による調査一覧

刊行物名	対象文化財	調査件数	刊行年
埼玉の民家	建造物	20	昭和47年（1972）
埼玉県明治建造物緊急調査報告書	建造物	4	昭和54年（1979）
埼玉の近世社寺建築	建造物	35	昭和59年（1984）
埼玉県大正建造物緊急調査報告書	建造物	12	昭和60年（1985）
埼玉県の近代和風建築	建造物	55	平成29年（2017）
埼玉県板石塔婆調査報告書	石造物	992	昭和56年（1981）
埼玉県中世石造遺物調査報告書	石造物	148	平成10年（1998）
埼玉県古文書所在確認調査目録	書跡・典籍・古文書	33	昭和53年（1978）
埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書	書跡・典籍・古文書	6	昭和59年（1984）
埼玉県神社関係古文書調査報告書	書跡・典籍・古文書	6	平成2年（1990）
埼玉の民俗	民俗文化財	1	昭和41年（1966）
埼玉の獅子舞	無形の民俗文化財	11	昭和45年（1970）
埼玉県民俗地図 －民俗文化財緊急分布調査報告書－	無形の民俗文化財	4	昭和54年（1979）
埼玉の神楽	無形の民俗文化財	2	昭和55年（1980）
獅子舞の分布と伝承	無形の民俗文化財	11	昭和57年（1982）
埼玉の祭り囃子Ⅳ（入間地方編二）	無形の民俗文化財	21	平成4年（1992）
埼玉県の民俗芸能	無形の民俗文化財	37	平成4年（1992）
埼玉の祭り・行事	無形の民俗文化財	44	平成9年（1997）
埼玉の館城跡	遺跡	10	昭和43年（1968）
埼玉の中世城館跡	遺跡	21	昭和63年（1988）
歴史の道 秩父往還	遺跡	45	平成4年（1992）
入間川の水運	その他	14	昭和63年（1988）



3 埋蔵文化財調査

本市における埋蔵文化財の調査は、昭和55年（1980）に初めて埋蔵文化財調査に従事する専門職員を配置し、昭和56年・57年度（1981・1982）に実施した、遺跡所在確認分布調査が始まりです。この分布調査の前には、^{あしかりば}戸対場遺跡で昭和45年（1970）に、^{こいわいわたば}小岩井渡場遺跡で昭和49年（1974）に、開発事業を原因とした発掘調査が実施されていますが、本市が主体となったものではなく、市で調査が実施できなかったため埼玉県に調査協力を仰いで実施したものです。

分布調査により140か所を超える遺跡が見つかり、これを契機に埋蔵文化財の調査が市主体となって開始されました。市主体で最初に行われた調査は、昭和58年（1983）に^{かのうり}加能里遺跡で行われました。その後、市道建設、区画整理事業、個人住宅建設などに伴う調査が継続的に実施され、あわせて各種民間の開発に伴う発掘調査も実施しています。近年は毎年10数件、発掘調査を実施し、遺跡における確認調査（試掘調査）は、年間40数件実施しています。

本市は首都近郊という立地から開発件数が多く、文化財の保護行政は埋蔵文化財の保護行政とイコールといってよいほど、開発圧力とそれに対応することが求められた歴史があります。バブル崩壊後の現在においても、機能分散や危機管理といった観点から、東京近郊のこの地は開発が活発であり、日々発掘調査に追われる状況が続いています。

平成17年（2005）1月に旧名栗村と合併し、名栗村域において未実施であった分布調査を、平成17年度（2005）に実施しました。この分布調査により、名栗村域において新たに23か所の遺跡が確認されました。旧名栗村域で最初に実施された発掘調査は、平成18年（2006）に^{あき}秋津遺跡で実施され、縄文時代中期の^{たてあなしき}竪穴式住居跡が調査されています。

令和4年（2022）3月31日現在、本市が主体的に実施した発掘調査は75遺跡396次調査に及びます。このうち、遺跡発掘調査報告書として報告済みの遺跡は、令和4年度（2022）末時点で、59遺跡264次調査分です。未報告の調査が多数残されていることが課題の一つです。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地として埼玉県の台帳に登録されている数は177遺跡です。

郷土館開館当初は、市が所有・管理する埋蔵文化財に関してはすべて郷土館で収蔵していましたが、その後、埋蔵文化財の調査件数が増加し、出土する土器や石器が増え、郷土館では収蔵しきれなくなってきました。そのため、埋蔵文化財収蔵施設として、学校の余裕教室や市所有の施設の一部などを借用し埋蔵文化財を保管しています。

4 博物館による調査

（１）特別展などに関する調査

飯能市立博物館の調査研究事業は、年1回行われている特別展に向けての調査が中心となります。そのほかテーマを設定しての本市の飯能地域遺産に関する調査などを行っています。

（２）自然調査

飯能河原・^{てんらんざん}天覧山周辺の自然のビジターセンター的機能として、自然情報を発信するため、当該地域の季節変化を定期的に確認調査しています。

（３）研究紀要の発行

収蔵資料目録と交互に、隔年で発行しています。令和5年度（2023）時点で、通巻11号まで発行しています。

（４）その他

本市域の歴史や文化、当館周辺の自然についての調査研究成果を地元の日刊紙文化新聞に月1回掲載しています（「That'sきっとす」「今月の一品」）。そのほか博物館のホームページ上でもその成果を公開しています。

5 アンケート調査

令和4年（2022）に、本市の自治会長を対象に、地域の祭礼行事と地域（あるいは家庭や個人）に伝わる講などの習わしについて、アンケート調査しました。各町内会が中心となっている神社の^{うじこ}氏子や寺の檀家などがあることから、町内会が祭礼に深くかわり祭礼を継承する主体となっている様相が見えてきました。

地域の祭礼行事としては、春（例大祭や祈願祭）、夏（納涼祭や盆踊り、例大祭）、秋（^{にいなめさい}新嘗祭や獅子舞、例大祭、七五三）、冬（元旦祭や祈願祭、例大祭）が執り行われています。このほかに、山間部を中心に山の神様にお供え物をする行事が多く地域に残されており、飯能の地域性を示す事例といえます。また、米を中心とした農作物の収穫を祝う新嘗祭は、一部の地域でのみ執り行われており、水田が少ない飯能の地域色がうかがえます。

このほか少数ですが、^{みたけこう}御嶽講、お申講、えびす講が行われている地域が認められました。



第2節 既存調査の成果と課題

(1) 既存調査の成果

ここでは、本市内の飯能地域遺産を対象として実施された各種の調査を整理し、本市内に所在する飯能地域遺産の件数や状況を把握するために「飯能地域遺産リスト」を取りまとめました。リスト作成にあたり集計した資料は、次のとおりです。

- ・ 本市で実施した各種文化財の把握調査カード、刊行物などに掲載されたもの
- ・ 埼玉県が調査し報告書に掲載されたもの
- ・ 飯能市史や名栗村史刊行の際に調査され、掲載されたもの
- ・ 飯能市立博物館において調査・収集されたもの
- ・ 飯能市立図書館が所蔵する郷土資料に関する刊行物で飯能地域遺産が掲載されているもの
- ・ 各種の団体や個人が調査し、その成果が刊行物などで公開されているもの

また、市内の飯能地域遺産の状況は次のように整理することができます。

表4-5 未指定文化財及びその他の地域遺産の把握状況

地域遺産の種別			細分	把握 件数	調査 状況	保存 状況
有形文化財	建造物		社寺建築	42	△	○
			民家建築	496	◎	△
			近代化遺産	87	○	○
			産業遺産	18	○	○
	石造物		石仏	1, 518	◎	○
			石造遺物	589	◎	○
			板石塔婆	492	◎	◎
			石塔	1, 484	◎	◎
	美術工芸品	絵画	絵画	425	△	△
		彫刻	仏像	715	◎	○
		工芸品	工芸品	210	△	△
		書跡・典籍・古文書	文書群	431	◎	△
		文芸	文芸・文学	50	○	○
		考古資料	考古資料	7, 689	◎	◎
歴史資料		絵図・地図	124	◎	△	
		絵馬	1, 131	▲	×	
	古写真	6, 972	◎	◎		
無形文化財		演劇	—	×	×	
		音楽	—	×	×	
		工芸技術	—	×	×	
民俗文化財	有形の民俗文化財		5, 916	◎	○	
	無形の民俗文化財	信仰	32	△	△	
		祭礼	214	◎	△	
		民謡・仕事唄など	172	◎	○	
		人生儀礼	6	△	△	
		年中行事	6	△	△	
		食文化	1	△	△	

地域遺産の種別		細分	把握 件数	調査 状況	保存 状況
記念物	遺跡	社寺	325	◎	○
		その他（城館跡）	24	○	○
	名勝地		29	△	△
	動物、植物、地質鉱物	動物	269	×	△
		植物	1,679	◎	△
		地質鉱物	1	×	△
文化的景観（棚田、里山、用水路など）			－	×	×
伝統的建造物群（宿場町、城下町、農漁村など）			1	×	×
埋蔵文化財（周知の埋蔵文化財包蔵地）			177	◎	◎
文化財の保存技術			－	×	×
その他の 地域遺産	民話・伝説		173	◎	◎
	地名		2	◎	◎
	方言		5	◎	○
	眺望地		55	○	○

※1：調査状況 ◎調査済み ○ほぼ調査済み（未調査有り） ×ほぼ未着手

△未調査地区多数有り ▲名栗地区未調査

※2：保存状況 ◎保存対応済み ○保存対象候補残る △一部のみ保存対応 ×保存措置未着手

（2）飯能地域遺産の把握調査に関する課題

市内において県・市・郷土史研究会などが様々な形で各種の飯能地域遺産を把握調査しており、地域計画を作成する際に把握調査した飯能地域遺産も含め、その調査状況を、文化財の種類別に整理しました。

上表のとおり、一定の文化財種別では、市域を網羅して把握調査が終了しているものがある一方、ほぼ手つかずの文化財種別もあり、調査状況に粗密があることが明らかとなりました。今後の課題として、次のようなことが考えられます。

- ・ 建造物については、概ね把握調査が終了していますが、調査実施から年数が経過しているため取り壊された建物も多くあると思われ、現状を確認する再調査が必要です。
- ・ 石造物については、把握調査が終了し、相対的に把握されている件数が多いです。しかし、道路脇や個人墓地、山中などにも所在しているため、移設や滅失などが生じているだけでなく、詳細な所在場所が不明になっているものもあり、最新状況の把握調査が必要です。
- ・ 美術工芸品については、把握調査が実施されておらず、絵馬についても名栗地区での所在を確認する調査が未実施であるため、計画的な把握調査が必要です。
- ・ 書跡・典籍・古文書については、編さん事業から年数が経過し、所有者の世代交代も進んでいることから、古文書の保管状態を含め現状を確認する再調査が必要です。
- ・ 無形文化財については、ほぼ未着手で、計画的な把握調査が必要です。
- ・ 有形の民俗文化財については、多くの資料が博物館に収蔵されています。祭礼行事や社寺に由来する神輿や山車についての把握調査は行われていますが、祭礼用具や神楽・獅子舞用具、囃子用具などについては、詳細な調査が行われていないため、調査が必要です。
- ・ 無形の民俗文化財については、祭礼や民謡、仕事唄などは概ね把握調査が行われていますが、それ以外の分野については未調査の地域もあり、計画的な把握調査が必要です。特に



昭和40年代まで、日常的に行われていた家の行事や習わしなどは、継承者の高齢化が進み途絶えてしまっているものも多く、早期の調査が必要です。

- 遺跡や名勝地を除く記念物については、巨樹などの植物についての把握調査は概ね実施されていますが、それ以外の動物、地質鉱物の分野についてはほぼ未着手の状況です。計画的な把握調査が必要です。
- 文化的景観、伝統的建造物群については、ほぼ未着手のため、計画的な把握調査が必要です。
- その他の地域遺産については、民話・伝説、地名や方言については、既存の調査により把握されていますが、眺望地についてはその整理が不十分です。また、これら以外にも飯能地域遺産としてとらえるべきものがないか、把握調査が必要です。